

平成29年第6回（6月）定例会一般質問議事録目次

【1日目】

質問 順位	議席 番号	質問者	質 問 事 項	頁
1	3	熊谷 久司	1. 自転車のまちの推進を 2. 北沢工業団地東地域の遺跡調査推進を 3. ラジオ受信の改善を	3
2	11	根橋 俊夫	1. 地域交通体系の見直しについて 2. 平和都市宣言の理念を活かした町政の推進について	14
3	9	瀬戸 純	1. 旧ウォーターパーク跡地の今後の利用計画について 2. 学童クラブ及び放課後等デイサービスについて 3. 辰野高校の存続について	33
4	10	宮下 敏夫	1. 長野県立辰野高等学校の今後について	47
5	6	中谷 道文	1. ウォーターパークリノベーション工事について 2. 辰野病院について 3. スマートインターチェンジ建設構想の推進について	57
6	2	向山 光	1. 湖周行政事務組合の最終処分場計画について 2. 松くい虫による松枯れ被害の現状と対策について	67
7	13	堀内 武男	1. ふるさと納税について 2. 過去の一般質問に対する実施状況 フォローについて	83

【2日目】

質問 順位	議席 番号	質問者	質 問 事 項	頁
8	8	成瀬恵津子	1. 電力自由化の推進について 2. ウォーターパークリノベーション事業について	102
9	4	山寺はる美	1. 下辰野商業地区空店舗対策について 2. 若い世代の結婚 子育て事業について	117
10	7	宇治 徳庚	1. 県「地域発 元気づくり支援金」制度の現状認識について 2. 「ふるさと納税」の必要性と今後の対応について	131
11	1	小澤 睦美	1. 次期学習指導要領に向けての取り組みについて 2. 横川溪谷を観光資源とする取り組みについて 3. 荒神山へのオアシス型スマートインターチェンジ設置 について	144
12	12	垣内 彰	1. 加島町政について 2. 辰野スマートインターについて 3. 川島小学校について	159

平成29年第6回辰野町議会定例会議録（8日目）

1. 開会場所 辰野町議事堂
2. 開催日時 平成29年6月5日 午前10時
3. 議員総数 14名
4. 出席議員数 14名

1番	小澤睦美	2番	向山光
3番	熊谷久司	4番	山寺はる美
5番	篠平良平	6番	中谷道文
7番	宇治徳庚	8番	成瀬恵津子
9番	瀬戸純	10番	宮下敏夫
11番	根橋俊夫	12番	垣内彰
13番	堀内武男	14番	岩田清

5. 地方自治法第121条により出席した者

町長	加島範久	副町長	武居保男
教育長	宮澤和徳	総務課長	一ノ瀬元広
まちづくり政策課長	山田勝己	地方創生担当課長	加藤恒男
住民税務課長	伊藤公一	保健福祉課長	小澤靖一
産業振興課長	一ノ瀬敏樹	建設水道課長	西原功
会計管理者	小野耕一	こども課長	武井庄治
生涯学習課長	原照代	辰野病院事務長	今福孝枝
社会福祉協議会事務局長	赤羽昇		

6. 地方自治法第123条第1項の規定による書記

議会事務局長	赤羽裕治
議会事務局庶務係長	田中香織

7. 地方自治法第 123 条第 2 項の規定による署名議員

議席 第 3 番 熊 谷 久 司
議席 第 4 番 山 寺 はる美

8. 会議の顛末

○局 長

ご起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼)

○議 長

おはようございます。傍聴の皆さま方には、早朝から大変ありがとうございます。定足数に達しておりますので第 6 回定例会第 8 日目の会議は成立いたしました。直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は一般質問であります。5 月 30 日、正午までに通告がありました一般質問通告者 12 人全員に対して、質問を許可いたします。質問答弁を含めて、一人 50 分以内として進行してまいります。また、町長等に反問を許可いたしますのでご協力のほどお願いいたします。質問順位は、抽選により決定いたしました。ただ今から質問順位を申し上げます。

質問順位	1 番	議席	3 番	熊谷	久司	議員
質問順位	2 番	議席	11 番	根橋	俊夫	議員
質問順位	3 番	議席	9 番	瀬戸	純	議員
質問順位	4 番	議席	10 番	宮下	敏夫	議員
質問順位	5 番	議席	6 番	中谷	道文	議員
質問順位	6 番	議席	2 番	向山	光	議員
質問順位	7 番	議席	13 番	堀内	武男	議員
質問順位	8 番	議席	8 番	成瀬	恵津子	議員
質問順位	9 番	議席	4 番	山寺	はる美	議員
質問順位	10 番	議席	7 番	宇治	徳庚	議員
質問順位	11 番	議席	1 番	小澤	睦美	議員
質問順位	12 番	議席	12 番	垣内	彰	議員

以上の順に質問を許可してまいります。質問順位 1 番、議席 3 番、熊谷久司議員。

【質問順位 1 番、議席 3 番、熊谷 久司 議員】

○熊谷（3 番）

今回 1 番くじを引いていただきましたので、早速質問に入らせていただきます。最初は自転車の話ですが、近距離移動の手段として自転車の役割はどんなものかということについて質問してまいります。団塊の世代が定年退職を迎え、年金生活者になった 2007 年問題、そして更に、団塊の世代の介護、医療費が爆発的に増加する 2025 年問題。そうした厳しい状況下の中で地方の未来を切り開くには、どうすればよいのでしょうか。結論から言うと強い地域経済を作る、これに尽きると思います。若い人がここに住み、子どもを産み、家族に必要な最小限かつ十分な衣食住を与え、子どもに希望する教育や環境を与えようと考えた時、職場、すなわち、働き口抜きには一歩も前に進みません。では、職場が豊富にある強い地域経済を作るのには何が効果的であるか。それはエネルギー対策と交通対策。この 2 点が効果的な施策と考えます。エネルギーについては電気、ガソリン、ガス、灯油と生活生産に欠かせないものであります。今は、ほとんど外から買い入れています。すなわち、お金が外に流出してしまっているのです。太陽光発電の推進や、水力発電、更には森林資源を使ったバイオマス発電、それらの研究を推し進めて少しでもエネルギー自給率を高めていく必要があります。さて、次に交通についてです。地域経済を発展させるためには、人、物の流れをスムーズにし、移動時間をいかに短くするかです。辰野町の場合、4 方の近隣市町村に短時間で移動することにより、多彩な職場の中から職種を選ぶことができ、自分に向いた職業を見つけれることができるわけです。また企業の側から言えば、顧客に近いにこしたことはないし、外注先が近いにこしたことはありません。また、人材を求めるにも交通の便が最重要課題になります。つまり、近隣市町村を結ぶ道路網整備が地域経済を強くする鍵を握っているわけです。一方、町内の近距離移動の鍵を握っているのが自転車交通だと考えています。まず、自転車はエネルギー代がただということ。また近距離であれば最速の乗り物

なのです。そして何よりも健康的で先進的であります。ヨーロッパの先進国では通勤、通学に20%から40%もの人が使っていると言われていています。例えば、ドイツの人口22万人のフライブルク市の自転車交通政策においては、1969年に総合交通計画が作成され、翌1970年には自転車交通のマスタープランである自転車総合計画が策定され、総延長30キロメートルの自転車レーンが整備されました。以来40年間余り、毎年自転車交通のために6,000万から1億2,000万円余りをかけ、自転車交通ネットワークを構築し、総延長を420キロメートルまで整備し、市内のほぼ全ての地域へ自転車で快適に移動できるようになっていると言います。人口2万人の辰野町であれば毎年600万円から1,200万円を40年かけて総延長42キロの自転車レーンができたということでしょうか。気の遠くなるような長期の話ですが、夢のある話だと思います。さて、伺います。近距離移動の乗り物として自転車の役割についてどのように考えておられるでしょうか。

○町 長

はい、おはようございます。一般質問ということで熊谷議員さんにお答えをしたいと思います。自転車のお話でございます。私どもも小さい頃から自転車をこぎ、こよなくって言うんですか、必要に迫られたっていう、歩くより早いだろうっていうこともありましたけれども、そういったことで利用させていただきました。学校等へ通うにも自転車で通わせていただいた時期もあります。まあ、日常生活の中で自転車を使ってらっしゃる方が昔は多かったんですけれども、最近どうしても、あんまり見かけることがなくなりました。ま、学生さんたちもある程度使ってはいるんですけれども、やっぱり交通量が多いってということと道路がそういったふうな構造上でできてないってことが一番の大きな原因だろうと、こんなふうに思っています。そういったことで、日常交通の中での手段としての自転車っていうのは前よりは、ずっと低下はしてきているんですけれども、これからはなくなりたくない、こんなふうに思います。有効的な活用の方が増していけばですね、それは自然とまた増えていくんだろうとこんなふうに思います。ほかの例も出していただきました

けれども、すぐに将来にわたってのということであれば、そういった方法もあるのかな、こんなふうに思って聞きました。以上です。

○熊谷（3番）

まあ、ドイツ、ヨーロッパはオランダ、ベルギー等、いっぱいその自転車王国があるわけですが、ドイツもその1つに入ってくるわけですね。まあドイツっていうのは自動車産業が非常にその日本と1、2を争う名だたるメーカーが、まあ日本はドイツの車を見習ってここまでようやく来たというのが逆なんです。それが正しい言い方かもしれませんが、そのドイツでさえこういった先ほど紹介したフライブルク市のような、その40年も50年もかけてやっぱり交通っていうものを、本当に基本から考えやっている。そのアウトバーンでは無制限の、速度無制限の高速道路が走っている。片や、都市での、地方でもそうらしいんです。まあフライブルク市は松本くらいの大きさなんですけれども、そういった所では自転車網がもう本当にあって、それから都市から都市間を結ぶ自転車レーンもしっかりとできている。そういったすばらしい所で一度、まあ実はまだ行ったことないんで、ぜひ社会見学に行ってみて来たいなあ、いつか機会をみて見学してきたいなあ、なんて思っているわけですが、やっぱりそういった長期ビジョン、夢、そういったものを大切にしていくことがそのやっぱり閉塞感から打破する一歩であるというようなことを考えております。次に、その今言った長期ビジョンって言ったものの推進ができないかというようなことを質問してまいります。自転車交通を推進するには物理的なハード面と人々に働きかけるソフト面の両方が必要になります。まずはソフト面ですが、自転車はれっきとした車両であり、常に車道の左側を走らなければならない。例外的に歩道を走ることがあるが、この時は歩行者優先である。自転車運転手はまず、この認識を持つこと。一方、自動車運転手は自転車より偉ぶろうとせず、余裕ある気持ちで道を譲り合うことが大切。そういったソフト面が大事ですよ、ということが言えると思います。次に、ハード面ですが、先ほど話たようにヨーロッパの自転車先進国では40年、50年かけて自動車レーンの整備をしてきました。この

ように自転車インフラの整備は長期に渡る計画がないと実現できないので、急いで進める必要はないと考えます。ただ、都市計画道路の見直しの際には自転車交通への配慮も付け加えてほしいものです。例えば幅員12メートルの道路の場合、片側3.5メートルの車道と2.5メートルの歩道が一般的ですが、車道と歩道をそれぞれ0.5メートルずつ削り、車道と歩道の上に1メートルの自転車レーンを造るのです。車道と歩道の上に1メートルの空間ができると、歩行者は車が気にならないし、車の運転手も歩行者が気にならない。自転車は、この専用レーンを快適に走るという計画です。狭い路地や農道では自転車レーンとはいかないのですが、そもそも路地や農道に通過車両が入って来るような交通事情では、そこを何とかしなければなりません。さて、いかがでしょうか。小学生からお年寄りまで自転車で快適に走っている辰野町、夢があると思いませんか？

○町 長

はい、まさに、そのそんなふうになればすばらしい町になるなって、そんなふうにして聞いておりました。どうしても人間、身体を動かすってということももちろんあるんですけども、エネルギーだとか総合的に考えれば非常にまあ良い策ですし、そうなれば町もゴミゴミしないで良い道路があれば、利用する人も多くなるだろうって、そんなふうにして聞きました。まあビジョンだとか、現実、そればかりでなくて日常の通勤じゃなくて、例えば自転車の通る道路だとかそういったものも考えられると思いますので、計画の中ですので、まちづくりの方からもそんなことはどうか、答弁させていただきたいと思います。お願いします。

○まちづくり政策課長

はい、自転車の走行を前提にしたハードの整備、つまり道路の整備というのは今まで、そんなに意識して行ってきたことがございません。ただ、何年か前にですね、町道8号線、中央保育園の西側の道路ですね、こちらの方に両脇に自転車の専用レーンの方を設けました。辰野町で自転車に配慮した道路は考えてみますと、ここだけかなと思うわけなんですけど、まあ利用者については調査したことございません

けれど、この道路は快適に自転車の利用をしていただいているのかなと想っていると
ころであります。町内にも自転車の走行を前提とした、また快適に走行できる道路
の整備というのが配置され、近距離移動に町民が自転車を利用し、つという発想は
本当におもしろいと思います。現実的には歩行者のための整備も十分でない中で、
この自転車の環境の整備には大変な努力が必要かなと想っているところであります。
また現在の道路を利用したの自転車道路化も、自転車利用者の交通ルールやマナー
をしっかり守れば可能かと思いますが、まずはこの近距離の移動の手段としての自
転車利用ですね。自転車のまち辰野ですけど、今、昔は家庭に1台の自動車は今
一人に1台の自動車というような形でもって普及をしております、つい近くに行
くにも大人は自動車に乗って移動してしまうというようなこともございますので、
そういったことに対しまして、車社会に対する住民への理解も必要かなと考える
ところあります。以上であります。

○熊谷（3番）

まあ確かに歩行者の歩道の整備もままならない、というのは現実問題であります。
まあそんな中で自転車っていうことの、その現実と夢の乖離がちょっと私もこう、
強く感じるわけですけども、やっぱり今後その長い目で、長いスパンでそうい
ったこの交通全体についてこう見渡してみたり、考えていく必要、それがなくな
かなか全体的にこう前に進まない。部分的にこう潰していくみたいな形になっ
てしま。ですから、やはり辰野町は都市計画道路をやっぱり、その本当に重きを持
って見直しをかけていく必要があるかと思えます。まあ聞くところでは、順序
があるから、なかなかそこまでいかないんだよという話をお聞きしますけれど
も、まあ時間がかかってでもとにかくその何て言うんですかね、理想を持って、
夢を持って進むっていうことの大切さを訴えたいと思います。次の質問に入ら
せていただきます。

北沢工業団地東地区の、まあ用地のことに関してでございますが、農振指定、
遺跡指定などがかかっているわけです。そのへんの現状を知りたいわけですが、
質問してまいります。強い地域経済を構築するには職場が豊富になければなら
ない。つ

まり事業所の数を増やさなければならないのですが、そのための用地確保がまず必要となります。企業誘致にしても地元企業の拡張にしても用地確保ができて初めて可能となります。北沢工業団地東地区は伊北インターから1キロメートルほどの位置にあり、大変交通の便が良い所で、工業団地に隣接した場所でもありますから工場用地としては最適の場所であるわけです。工場用地として事前に準備するには、まずは地元、地権者の合意を得ておくこと。次にいつでも農地転用許可が取得できるようにしておくこと。それには農振除外、すなわち農業振興地域整備計画を変更し、農地用の区域から除外をしなければならない。次に埋蔵文化財包蔵地に指定されている場合は、事前に発掘調査をしておく必要があります。それでは質問ですが、この地区の農振指定と遺跡指定はどのようになっておりますでしょうか。

○まちづくり政策課長

はい、北沢工業団地東地域であります。通称この地区は北沢東地区と言っていますが、伊北インターチェンジに近く、企業誘致を行う上で最適な工業用地として以前から議員おっしゃるとおりに注目がされてきました。平成17年に町内に進出したいという企業がありまして、この一帯の工業団地化ができないかと地権者を集め、地権者会を開き、農振除外と埋蔵文化財の試掘を行ってきました。ま、その後、進出したいという企業は建設時期の問題だとか、価格の問題ですね、で、他市へ進出してしまいましたが。平成18年から19年にかけてこの地域の農業振興地域内の農用地区域の除外手続き、いわゆる農振除外です。この手続きを4回にわたり行い、農業振興地域の指定からは除外されています。地区の筆数が77筆で、総面積が9万5,110平米です。77筆の9万5,110平米です。で、うち、8筆1万1,822平米ですが昨年から今年にかけて通信の業種を扱う企業ですね、こちらの方に売却をしております。遺跡指定については当地区は沢尻東原遺跡、これ縄文中期初頭時代以降の遺跡があるみたいなんです、こちらの方に指定されております。平成21年からは地権者の了解を得て試掘をしまして、当時28ヶ所のトレンチ、溝ですね、を掘り遺跡の可能性はあるか試掘を行ったわけでありまして。その結果が住居跡だとか遺

物ですね、土器だとかの遺物がもう出ないであろう本調査不要区域、今年、進出予定します企業へ売却された面積除きますけれど、7筆で、1万3,239平米。本調査が不要な区域です。これが7筆で1万3,239平米。で、全体の面積の19.8%になります。でもっと詳しく調査を必要とする再試掘調査区域が25筆で3万2,962平米、25筆で3万2,962平米です。全体の面積の49.5%にあたります。で、平成21年の試掘で本調査が必要とされた本調査区域ですね、こちらが14筆で2万466平米、2万466平米ございまして、全体の面積の30.7%に区域分けされたわけでありまして。で、今回の進出予定の企業の進出地も再試掘調査区域5,784平米と本調査の不要区域5,830平米があり、再試掘区域については、もう1回、再試掘の方を行い、結果、何も出なかったので進出が順調に進んだわけでありまして。そのような状況でございます。

○熊谷（3番）

まず、農振除外はまあ、このエリア済んでいると。9万、およそ9万5,000平米、77筆が済み、次に遺跡の方の問題が残っているようで、まあ本調査不要っていう所はもうオクケーっていうことなんですかね。で、再試掘をしなきゃいけない、もう1度試掘しなきゃいけない所、更に本調査をしなきゃいけない所という具合に分かれています。今、そのように説明を受けた中で、今後ですね、試掘をやはり推し進めて、試掘って言うか調査で、遺跡調査を推し進めてもらいたいわけですけども、まあ、そのへんの計画とか事情とかをお聞きしたいと思います。

○まちづくり政策課長

はい、この地域はですね、進出企業の発表以来、いくつかの企業からの問い合わせがございまして。現在、情報を収集、整理中ではありますが、できれば本調査不要区域と再試掘の調査区域に誘導したくて、今調整の方をしておるところでございます。今後の計画ですが、土地開発公社による土地の先行取得による工業団地化。まあ先行投資ですね、これが今、国から制限されてできない以上、前にも説明いたしましたが、町が地権者と企業の間に入って調整する、企業の要望によるオーダーメイド

方式の今、分譲を考えているところでもあります。企業の要望に合わせて奥に入っていく道路の整備や、分譲を進めていければと考えているところでもあります。その時には、場所によって先ほど言いました地域があります、区域がありますので、遺跡の調査が必要となってくるわけでもあります。この地域の、遺跡調査の今後の計画ですけど、企業の要望を聞き取る中で、次の進出が可能な地域を設定して遺跡調査の計画の方を立てていきたいと今、考えているところでもあります。再試掘調査につきましては、もう1回、試掘の方をしなければならぬために本調査が必要かどうかの調査を進めていきたいと考えているところでもあります。また、一つの事情と言いますか、問題はやっぱり費用と期間がかかるということがございまして、そちらの方も検討しながら進めていければと思っていますところでもあります。

○熊谷（3番）

まあ、まだ具体的には計画が立たっていないという、まあ状況のようにお聞きいたしました。それではあのちょっと細かい質問なんですけど、まああの例えば再試掘、それから本調査は、季節的にはその農繁期でない時でいいわけですかね。

○まちづくり政策課長

はい、トレンチを掘りますので耕作中にはできませんので、どうしても稲の刈り取り、また畑の収穫が終わった後、まあ秋から冬にかけてというのが期間的には調査の期間になります。以上です。

○熊谷（3番）

まああの冬であり、そこで農業としてまあ実際に誘致され、工場ができるまでは農業をして営むわけですから、それには問題ないというようにお聞きいたしました。あと、費用の件なんですけど、基本的にはそこを所有する、例えば工場を建てたいものが費用負担をするっていうのが原則のようなんですかね、ちょっとそのへんを。

○まちづくり政策課長

はい、遺跡の発掘費用については基本的にはそこを利用する方ですね、利用する方と言いますか、物を建てるだとか、そういった方がやるのが原則であります。た

だし、この地域につきましては昔からの企業進出のための計画等がございまして、本当は土地開発公社が入れば、土地開発公社の費用でもってできるわけなんですけど、今、土地開発公社がなくてですね、機能できなくてですね、町が入っていることになっていますので、町の方で今、費用を負担しているのが現状であります。

○熊谷（3番）

まあ、基本は利用者が負担して、発掘しなきゃいけないという、その建てようとして遺跡が出てきた場合ですね、いけないんですが、それはまあ一般的な話であるわけです。というのも、まあそこに工業団地として計画しよう、あるいは誘致できるように準備しようということは、まあ町主導でやることになりまして、それは何よりも町の発展のためにやるわけです。先ほどからくどく言っているように、強い地域経済を作り上げるためにはそういった活動を、まあコツコツとやっていく必要があるかと思えます。いざ、その場になって動き出すとは、もうとても間に合わないのが過去の何例かで実証されております。したがって、いつでも迎え入れられるような準備をやはり、町負担でしていかなければならない。それはやはり考えていただきたい。で、やはりこういう話っていうのは途絶えてしまうわけですね。盛り上がって半年から1年くらい、こうぐっと盛り上がって、その気に皆でなるんですが、なかなか費用の問題とかいろいろでまた、こうトーンダウン、冷めてしまう。だからやっぱり、その地道にコツコツとやっていく、毎年毎年、冬にはあそこで試掘が行われているんだよというような、そのことが大事かと思われまして。まあ、そうして計画を達成するというようなことにしていただきたいと思えます。

次の質問に入らせていただきますが、ラジオの受信の質問でございます。「町内のラジオが入りが悪い」という声を時々、耳にします。私も車を走らせている時など、町内でラジオの入りが悪いなあと感じることが時々あります。町にはそういった声は入りませんか、お聞きいたします。

○総務課長

はい、ラジオの受信の状況でございますけれども、ご承知のとおりですね、辰野

町は山に囲まれ谷あいの地域も多く、全体としてみればですね、電波、テレビですとか、ラジオの受信状態は必ずしも良くないと言えるのではないかということでもあります。そういった声はですね、過去にもですね、お話がございまして、その時々に応じてですね、放送局等へですね幾度となくですね、お願いをしてきたところがございます。昨年3月にもですね、こういったご質問がございました。以上です。

○熊谷（3番）

まあ、町でも感じてはおられるし、耳にも入っているようでございますが、まあ改善できないかという質問に入らせていただきますけれども、まあ、今回の質問にあたって、少し調べてみました。AM放送の電波は中波で波長が200メートルから600メートルの長さであるということです。FM放送の電波は超短波で波長が1メートルから10メートルとのことです。ちなみにテレビ放送の電波もFM放送と同じ超短波であり、携帯電話の電波は更に短い極超短波とのことです。波長が長いAM放送の電波は地表に沿って伝わり、遠くまで届くが遮蔽物に弱い。また波長の短いFM放送の電波は飛ぶ距離は短いが遮蔽物に強い、といった特徴があるようです。AMもFMも、ともに中継局、あるいは送信所が伊那市と岡谷市にあるようです。辰野町はちょうど中間に位置するため、ラジオの入りが悪くなってしまうのかなと考えます。最近のことですが2年ほど前から「ワイドFM放送」という新しい放送が始まっているようです。これはFM電波でAM放送を聴くことができるというもので、これの目的はAMラジオの難聴地域でもよく聞こえるようにするためと、それと災害時の情報伝達のためとのことです。まあ、ラジオも進化しているのだなあと改めて感じているところです。さて、質問ですけれども、辰野町内のラジオ受信の改善は可能なのでしょうか。

○総務課長

ラジオ受信の改善は可能かどうかというご質問でございますけれども、今議員がお話あったとおりですね、中波放送区域において、いわゆる超短波放送用のですね、いわゆるFM中継局の補完という制度が今から3、4年ほど前にできました。

そういったことがありましてSBCさんにおかれましては、総務省のですね、今、申し上げる「無線システム普及支援事業費等補助金」という事業があるんですけども、この事業の採択、交付決定がされまして、このFM補完中継局っていうものをですね、整備してですね対応するってことでありますので、難聴地域の解消にですね、役立つと言いますか、そういったことで期待をしているところでございます。また、NHKの判断はですね、放送内容がですね、確認できる状況であれば良好という判断をしているようでございます。それから、今おっしゃられたようにですね、辰野町の北部の地域にあってもですね、松本中継局の電波が強いためよく入るということでございますけれども、ここ役場一帯と言いますか宮木、下辰野、平出地域にあってはですね、松本、伊那、岡谷のですね、その中継局の電波が混ざり合っているの、ちょっと不鮮明なところあるんですけども、それぞれ選局していただければですね、入るっていうようなお話をいただいておりますので、まあ、何とか辰野町入っているのかなとは思いますがけれども、冒頭申し上げたとおりですね、谷あい地域ですとか、そういった地域ございますので、難聴地域が、もし私どもの耳に入って来ればですね、今までと同じようにですね、放送局の方に働きかけをしていきたいというふうに考えております。

○熊谷（3番）

えーと、あれ何ですかね、このNHKとか信越放送なんかからは、その情報として向こうからこう行政に来るものなんですかね、それともこっちから確認しないと分からないものなんですかね。ちょっと変な質問ですけど。

○総務課長

私どもの方からですね、確認をしたことはございませんけれども、ただ、先ほど申し上げたとおりですね、昨年ですね、SBCの方にですね、こういった地域で聞き取りづらいついていうお話を申し上げたところですね、今、FM化に向けた対応をしているというようなお話がございまして、今年の3月にですね、その方向付けと言いますか、しっかりと固まって国からの補助金が交付されたというような情報を

得てますけれども、向こうからも来ないもんですから何とも言いようがありませんけれども、いずれにしましても、いろんな住民の方からお話があればですね、その都度ですね、対応していきたいというふうに考えております。

○熊谷（3番）

あの、どうもその2年前にこの話が国として動き出しているようです。国って言うか何て言うんですかね、民間に開放したっていう、要するにFM放送の通常ですと、あれなんですね。FM放送は76MHzから88MHzが今までのFM放送だったらしいんですが、そっから上の90MHzから108MHzっていう領域を使って、要するにAM放送をこのFMの上の方の周波数の所を使って、全国の放送局がこういっぱい、こう登録されて信越放送もNHKも周波数がもらって動き出しているといったことが、どうもこの3月に方向付けがされてきたみたいな話、まあ非常に新しい話ですので、まだまだどう変化していくかっていうことあるようですけれども、いずれにしても辰野町のそういった、どこからも遠いみたいな所にとっては朗報かと思われますので、ぜひ積極的にその話に参加して引っ張ってきていただけたら、というふうに感じます。以上で今日の質問を終わらせていただきます。

○議長

進行いたします。質問順位2番、議席11番、根橋俊夫議員。

【質問順位2番 議席11番 根橋 俊夫 議員】

○根橋（11番）

それでは通告にしたがいまして、2点について質問をしてみたいと思います。最初は地域交通体系の見直しということでありまして、過疎化と少子高齢化の進展によりまして地域住民の移動手段の確保の課題というのは、この年々深刻さを増してきております。すなわち、半世紀ほど前のバスや鉄道という公共交通で移動していた時代から、まあ自家用車で移動する生活が当たり前という時代を経て、近年、主として高齢者の方々にとって車を運転することが困難となってきたのに、それに代わる移動手段が便利とは言えないという現実が、まああるからであります。また、

運転免許証を自主返納したいというふうに考えても、ほとんどの地域では車がなければ生活できないことから高齢者の方々はある意味、仕方なしに運転を継続している例が多いというふうに思われます。また、タクシーは便利でありますけれども、運賃負担の限界から利用頻度というのは限られてしまう一方で、「公共交通であるところの町営バスは本数が少ない上に、まあ日曜日には利用できない」とか、「デマンドタクシーは前日に予約をしておかないと利用できなくて不便である」などの利用者の声も寄せられてきております。しかし、行きたい所にいつでも行きたいという願いは、生きてく上で根源的とも言える切実な要求であり、その意味では地域住民の移動手段の確保というのは町政にとって最も重要で、また全ての町民に関わる課題の1つであるっていうことは、間違いないことだと思います。そこで町長に伺いますけれども、これ地域住民の移動手段の確保というこの対策について、町政課題の優先順位としてはどのように位置付けているのか、まずお伺いしたいと思います。

○町 長

はい、それじゃ根橋議員の質問にお答えをしたいと思います。まあ、昔はバスや何か民間の、もちろん公共でなくて民間がバス等を運転して十分それで採算が取れてたってことでもありますけれども、段々、人が乗らなくなって料金の取れるような人たちが段々車へ移っていったってことで、こういうふうな状況になっていったと思います。また、鉄道なんかも段々に車に押し寄られて、今度車が運転できなくなってきたから、また元へ戻るってことで、じゃあ、民間でできないから行政が、じゃ、その分をやっていくってことに段々なってきたと思うんですけれども、なかなかきめの細かいところまで全てってというのは大変難しい状況であることは間違いないわけでもありますけれども、まあ一つの希望とすればですね、今、世界中で自動運転の車を開発って言うんですか、もうそこに見えてくるみたいなこと言ってますけれども、なかなか身近へ来るのは先になるかもしれませんが、いずれはそういう時代になってくれば、今度はそれぞれの人たちが、また使うって

というような状況になって、また違う問題が出てくるとは思うんですけども、今の状態で言いますと公共交通を守っていくということであろうかと、こんなふうに思います。優先順位っていうお話でありますけれども、じゃあ何の次なら良いとか、何の前なら良いかっていうことでなくてですね、まあそれぞれ状況に応じてやっていかざるを得ないだろうな、こんなふうに思います。必ずその地域によってそれぞれの差がありますので、その恩恵を受けれる人と受けれない人。こういった人たちが出てきますので、そここのところへ全面的にいっちゃうと、そうでない人たちの気持ちもまたあるわけでありますので、そこらへんのところをうまく整合性取りながら、また利用者のこの何て言うんですかね、状況によって人数がある程度、確保できれば公共も良いわけですけども、少なければ、じゃあそれを民間のタクシーさんに、その担っていただくとか、そういったいろんな方法も考えられるかと思しますので、そういったものをうまく組み合わせながら、またボランティアの人たちだとか、いろいろのその今やっている輸送、有料だとか、いろいろありますので、そういったものも絡めて優先順位を付けていくべきだとこんなふうに思っています。あのはっきりした何番目っていう順位ではないですけども、そんなふうに考えています。

○根橋（11番）

さて、この間、町の公共交通に関しましては、いくつかの具体的な意見とか要望が出されてきております。昨年5月の議会報告会においては、デマンドタクシーの制度見直しの要望が出されております。また、遠隔地の方々からは、福祉タクシーの利用券について1回1枚ということではなくて、複数枚利用できるように改めてもらいたいっていうことだとか、辰野病院に通院する透析患者さんからは、この送迎バスを出してもらえないかという要望も出されております。また、湯に行くセンター送迎バスについては、停留所まで行くのが大変だというような要望も出されております。町は町営バス運営協議会での協議だとか、利用者からの聞き取りなどによって町が運行管理している公共交通に関して、課題の把握と今後の改善対策につ

いて検討をしていることと思えますけれども、現在、町が事実上、運行管理をしている町営バス、デマンドタクシー、福祉タクシー、スクールバス、園児バス、町バス、並びに湯にいくセンター、パークホテル、及び、かやぶきの館の各施設の送迎バスにつきまして、それらの運行実態、あるいはこれによする経費、利用実績、今後の需給見込み、利用者の改善要望等から現状で結構ですが、課題をどのように取られて、今後どういう形でこれを解決していく方向性ですね、をについて考えているのかお伺いいたします。

○まちづくり政策課長

はい、まちづくり政策課ではこの町営バスとデマンドタクシー、また湯にいくセンター、パークホテルの送迎バス等について把握しておりますので、申し上げます。町営バスについては現在、飯沼線13人乗りと川島線26人乗りの方を運行しています。飯沼線については、小野駅からJ A支所前を左周りに運行する便が4便、右周りに運行する便3便を運行しています。経費は運転委託料ほか燃料費等の需用費、小野駅の使用料等で平成28年度は510万2,000円でした。で、利用実績は平成28年度が利用者数2,679人で1日当たりが11.10人利用いただいています。平成27年度は3,369人で1日13.98人でしたので、利用者数は減ってきています。川島線ですが、川島の中谷、木曾沢から辰野駅を經由して役場まで向かうのが8便、で逆のコースを8便運行しています。経費は運転委託料ほか燃料費等の需用費、辰野駅の使用料等で平成28年度は710万7,000円。で利用実績は平成28年度が利用者数1万3,186人で1日当たり45.31人利用いただいています。で平成27年度は1万1,630人で1日39.83人でしたので、利用者数は増えてきています。ただし、平成26年度が1万4,281人、1日49.08人と利用されていたので、減っていたのがまた増えたというような状況でございます。今後の需要見込みですが、高齢化により増加傾向を予想しておりましたが思ったより増えず、どちらかという定期券利用の学生の増減による影響が考えられ、少子化が進むと利用者が減る傾向かなと今、予測しているところであります。また改善要望、意見等については昨年8月になりますが、

川島、唐木沢、上島、今村区の区民、全戸にアンケートを配布しまして町営バスを利用する理由、目的、満足度等を把握しております。で、満足度につきましては「大変満足」「やや満足」「普通」「やや不満」「大変不満」の5段階で答えていただいております。運行時刻については「普通」が35.3%、運賃については「大変満足」が61.2%。運転手対応は「大変満足」が57.8%。で待ち時間は「普通」が48.3%と多くなっています。全体の評価として「大変満足」が26.7%。「やや満足」が22.4%。「普通」が35.3%。「やや不満」が6.9%。「大変不満」が0.9%となっています。意見としては、JRとの接続時間や運行経路の見直し、時間帯の改善等さまざまなご意見が自由記入の欄にありました。で、デマンドタクシーであります。デマンド型乗り合いタクシーについては町営バスの運行されていない地区の方々を対象に、居住地側から役場や病院、スーパーなどにある町中の停留所、20ヶ所を結びでかける時の居住地側から町中側へ3便、逆に帰る時の便、3便を運行して利用していただいております。経費は平成28年度が1,074万9,000円。毎日の受付、配車計画を策定するオペレーターへの報酬や運行委託料などが経費であります。で、利用実績ですが平成28年度は3,578人。1日平均にすると14.76人。で、平成27年度が3,749人、1日15.43人でしたので減ってきております。で、これも利用者からアンケートを取っていますが、全体の評価としましては「大変満足」が34.8%、で「やや満足」が26.1%。で「普通」が4.3%、「やや不満」が17.4%、「大変不満」という方はいませんでした。意見としては居住地側の乗り降りできる場所の増設や土日の運行の希望がございました。また、現在、前日までの予約が主になっているんですが、当日の予約もというようなご要望もございました。で、湯に行くセンターとパークホテル、かやぶきの館の送迎バスでありますけど、湯に行くセンターについてはマイクロバスを小野方面、昨年利用者は582名いらっしゃったそうです。で、新町、宮木、上下の辰野、あと平出方面ですね、こちらに432人。で上野、沢底、赤羽、樋口方面が150人。で北大出、羽場方面が48人の4方向にそれぞれ月に6回から7回、送迎バスを運行しています。いずれも9時15分から30分

くらいにそれぞれの地域をスタートし、帰りは3時ごろ、湯に行くセンターを出発してお帰りいただくようなルートとなっています。で、パークホテルとかやぶきについては基本的に利用者の送迎に利用をしております。どのバスもそれぞれの指定管理をしている事業者によって運行をされているのが現状であります。まちづくりからは以上であります。

○保健福祉課長

それでは福祉タクシーについて申し上げます。この福祉タクシーは利用券を交付しているわけですが、その対象としている方は辰野町に居住し、住民税非課税世帯が必須の条件でございますが、これに身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者手帳をお持ちの方で一定の基準を満たす方。または80歳以上の方のみで世帯を構成している方、及び民生委員の推薦する方でございます。平成28年度は該当者520人のうち、311人から申請がありまして、7,414枚を交付してあります。経費につきましては6月に住民税の非課税判定をした後、使用期間を7月から翌年6月までとしているため、現在も平成28年度交付した利用券は使用中でございますが、この5月までの11ヶ月間で407万9,000円を支出してございます。利用実績でございますが、交付した利用券に対して使用された利用券の割合はこれまでに約55%、残り1ヶ月を越えると年間で約60%と見込んでおります。これは前年並みです。それから申請者に対する利用者、人数による割合は約80%でございます。今後の需要見込みでございますが、大きな変動はないものと見込んでおります。ただし80歳以上の非課税世帯の方が増えれば該当者が増加し、自動車の運転等ができない方が増えてくれば、利用者も増加してくると思われれます。利用者からの改善要望、意見といたしましては、例えば「これまでは一人でタクシーに乗ることができていたところ、付き添いが必要になったような場合で、その付き添いの人が都合などで一緒に行けない場合にはタクシーに一人では乗れない」というような意見をいただいております。また、非課税の低所得世帯向けの事業なので「この利用券の制度があることによって大変ありがたい」という感謝の言葉もいただいているところであります。

す。改善等につきましてですが、どうしてもこのタクシー、バス利用補助制度につきましては必要と思われる方を一定の基準を定めて抽出しておりますので、該当者が限られてきてしまいます。個別のケースにつきましては、サービス等利用計画などを立てながら個別に支援していくことも必要であると考えているところでございます。以上です。

○こども課長

それでは、こども課に関するスクールバス、園児送迎バスについて概要を申し上げます。スクールバスは現在、川島地区の登録7名の中学生を朝晩の2回送迎をしております。中学生の送迎に合わせて、今村、上島、唐木沢の小学生も利用を可能としております。朝7時、川島を出発する便と夕方6時、辰野中学校を出発する便の1日2往復で運行をしております。また、朝、中学校へ生徒を送り届けたスクールバスはその後、東小管内の沢底地区からの通学の5人の小学生の送迎も行っております。現在、使用の車両は平成16年に登録をされました37人乗りの大型バスを使っており、経費でございますが31万4,100円、月の運用費用を使っております。次に園児バスの利用状況でございますが、子どもの数が減少する中において、昨年7人の利用者に比べて、今年度は合計で15人と利用者が倍増となりました。2,000円の月の料金や利用しやすい条件が揃った利用者増と考えられます。中央保育園の利用者は5名、小野保育園3名、平出保育園も3名、東部保育園が4名の15名であります。現在、園児バスは黄色の園児専用のシートに改良しましたスクールバス1台と、12人乗りのワゴン車を1台、そしてジャンボタクシー1台の計3台にて朝と晩の2回、送迎運行を行っております。経費ですが月47万7,000円でございます。スクールバス及び園児バスの両方とも委託先は、辰野タクシーにお願いをして運行をいただいております。以上です。

○総務課長

はい、それでは町バスの関係でございますけれども、町バスにつきましては町、教育委員会、議会のほか、関係機関の皆様にご利用をいただいております。27年度

とですね、28年度について利用状況を申し上げたいと思います。まず27年度でございますが、61日と言いますか61回の利用がございました。概ね、延べで1,500人ぐらいだと思います。それから28年度でございますが77日、こちらについては1,800人程度の方が利用されているというふうに思っております。それからこの利用の状況でございますけれども、教育委員会と言いますか学校の皆さん方がほぼ半分を占めております。経費でございますけれども、27年度につきましては運行費用と燃料費を合わせて約165万4,000円ほど支出をしております。それから28年度につきましては175万8,000円ほどとなっております。特に利用者の方からはですね、要望等出ておりませんが、いずれにしてもこの町のバスにつきましては、かなり年数、あるいは走行距離もありますので、ぼちぼち更新の時期かなというふうに考えております。以上です。

○根橋（11番）

なかなか町も関与するのは複雑な体系になっておりまして、今日は特に利用実態、あるいは経費を公式にお聞きするのは初めてなわけですがけれども、今すぐ合計できませんけれども、大体これはおよそこれ合計いたしますと3,500万弱ですかね、ぐらいの経費が使われて町バス以下、いろんな形で目的はそれぞれ違うわけですがけれども運行されているという実態がよく分かりました。それでそういう中で、同じような問題を抱えている自治体というのは当然ですがけれども、全国各地にあるわけで、特に近隣と比べて辰野の場合はもう言うまでもなく谷あいも多く、簡単にはいかないということは事実かと思えます。しかし、そういう中で2番目のところいくわけですがけれども、このこういった問題を抱えてどうしていくのか、っていうことについては非常にまあこれ「信濃毎日新聞」だとか「長野日報」などでも特集が組まれたり、それからまちづくり関係の雑誌ですね、の多くもこの特集を組むなど近年非常に関心が高まってきております。で、これは国も2008年から地方交通については財政支援をしていくとか、県が2015年からいろんな形での支援、特に「貨客混載」っていうんですかね、のような方法も含めた仕組みづくりも考えるとか、いろ

いろ国、県も動き出したというような感じですがけれども、そういった状況があります。また、町にとっては今年度、まあ29年度からこの今、言われたような運行については、いわゆる各施設、湯にいくセンターの送迎バス等を除いては全て町内のタクシー会社に運行を委託するというので、従来とそこが大きく変わってきたという点があるわけでありまして。そこで町は29年度の事業で県の交通アドバイザー派遣事業に手挙げをしているというふうにして公共交通の課題解決に向けた取り組みを行っていくというふうには、まあ聞いているわけですがけれども、そういった際に大事なことでは、その先進的な自治体でのそういった取り組みだとか、報道等を見ますと、「その課題をとにかくよく分からないから、とにかくお願い」というような丸投げでこのアドバイスを受けていくっていう形ではなくてですね、町としてはこれこれこういうやっぱり課題を今一番悩んでいるというか、課題として考えているっていうものをやはり出していく。言ってみれば町独自の視点をこの出していかないと、やっぱりそうはいっても県のアドバイザーっていうのは来て、この一般的な話が多くなるわけですので、そういう意味ではやっぱりその後がやっぱり成功していかないという事例が多いようであります。また当町でも過去にそういった県の実験事業を取り組んだ経過がありますけれども、その結果については必ずしも評判が良くなく、まあ具体的な成果にはつながらなかったという経過があることは、私も承知しているわけでありまして。そこでお伺いしたことは、こうやって今までのいろ運行実態から課題、要望等も出されているというふうには認識をされているわけですがけれども、いくつかいろいろこう考えていることがおありだと思いますけれども、重点的にですね、どのような課題についてこの県のアドバイザーに対して、町としては課題を提案していく考えなのかお伺いしたいと思います。

○まちづくり課長

はい、今、ご指摘のアドバイザーの派遣でありますけど、この事業につきましては地域交通ベストミックス構築事業の中の交通アドバイザー派遣事業でありまして、目的がコミュニティーバスやデマンド交通の運行効率化など持続可能で最適な地域

交通の体系構築に向けた取り組みを推進する事業、「地域交通ベストミックス構築事業」と言っているわけなんですけど、これに対して助言を行う地域公共交通アドバイザーを派遣するものであります。初年度に限りまして報酬費だとか旅費の方を県が負担をしていただけるわけでありまして。地域交通に関する調査や地域交通に関する総合的な計画等の策定。路線バス、乗り合いタクシーの実証運行、環境改善のためのハード整備、ICT、情報通信技術ですねの活用。利用促進のための施策等、地域交通の最適化のための取り組みへ助言、指導をいただけるものであります。現在長野県でこの派遣申請を行っておりますが、採択されるかはまだ未定です。辰野町の場合、町営バスにつきましては平成24年の10月、これは新辰野病院が移転新築された年でありまして、ここに大幅に路線とダイヤを改正し、またデマンドタクシーの方は平成25年スタート以来、4年経ちまして見直しの時期に来ているのではないかとということで申請の方をさせていただきました。昨年ですが、先ほど課題等を述べました。町内でバス等をバスやいろいろなものを運行している課の職員を集めまして検討を行う機会を設けました。特に少子化により、今年は増えているんですけど昨年の場合、園児バス等は利用者がほとんど少なくてですね、代替の策もあるのではないかとということで皆で検討したわけでありまして。ただ「現在運行しているバス等を全体的に考えますと、大変複雑で専門的な知識だとか、助言を受けた方が良いのではないかと」と、今回の申請につながったものであります。別に丸投げをしようというわけではなく、先ほどの課題等も整理する中でまた住民の要望等も聞きながら辰野町の現状、実態をしっかりと把握した上で助言指導をいただきたいと考えてるところであります。以上であります。

○根橋（11番）

次の3番と今、関連はしてくるんですけども、今までの先ほど報告からもいろんな大きなこと、小さなこと含めて課題がはっきりしてきていると思います。で、1つはそのデマンドについても全国的な状況を見るとより細かく、例えば辰野で言えばこの地域ごとに違った運行をこのやるとか。あと、いわゆる自動車、自家用車

有償旅客運送ですかね、こういったものと組み合わせて住民の方々がドライバーでこのなってやるとかですね。要は一つはその地域をうんと細かく設定しながら対応していくっていうこともあるようです。したがってこのデマンドについては今町内、こうさつき4路線ぐらいでしたっけね、だからやっているわけですが、そういった考え方、ドライバーも含めてそういったこともかなりきめ細かな対応をやっている所が結構あって、成功してきているっていうようなこともあったり、あとその辰野の場合は結局、今はやっておりませんが先ほど申しあげました福祉有償運送ですかね、あるいは過疎地有償運送、こういったものの取り扱いができないかどうか。特に今まではタクシー会社の方との合意ができないってということで、地域協議会、運営協議会ですかね、ここの合意が難しくて結局やってないわけですがけれども、町内のタクシー会社がある意味、今度は全部受けてしまう今現状になっているわけで、そうなってくると、これからいろんなことを考えた時に車両の手配とか、運転手の確保とかそういうものがその1社でもって全部賄うことができるのかどうかっていう危惧があるわけですね。そういった点で新たな状況も生まれてくる中では、もう1回原点に戻って、このいわゆる自家用車による有償運送旅客運送の対応は1つはどうかという課題があるんじゃないかっていうふうに考えているわけです。それから病院でのこの患者送迎バスについては、過去にもいろんな議論がありました。で、やるかやらないか、さんざ議論をしたわけですが、結局今はやってないわけですが多くの病院はやっぱり患者送迎バスを運行しているわけですね。それで特に透析患者さんは2日に1回は来なきゃいけないっていうようなことで、そういったことができないかどうか。であとやっぱりあと先進面で言われているのは、この事業をやっている、湯に行くセンター、パーク、かやぶきだとか、あるいはまあちょっと極論かもしれませんが、運転免許、自動車教習所ですかね、そういった所の、この事業をやっているそこへ利用するお客さんを公共交通とリンクさせて、公共交通も利用してもらおう中で、こうやっていくとかっていうことも全国的には成功している事例のようですがけれども、そういった非常に複雑な中で一番大切なことは、そ

の利用する町民の皆さんにとって、やっぱりこれが良いなっていうのが、やっぱりかなりこのやらないと、そういうのが出てこない。で、例えばちょっと市としては大きいわけですけども、山口市などは合併で非常に大きくなった市、なったようですけども、その地域住民、それから商店だとか病院、あるいはそういった施設なども交えて、この住民との地域勉強会っていうようなものを行政が組織をして、一から何回も何回もそれを10回も20回もそういうことをやって、それでこう本当に納得した形でのその何て言うんですかね、運行形式だとか料金だとか、ダイヤだとかそういうことも組み立ててきたっていうことのようにです。だからそういったようなやはり今回、県のアドバイザー事業受けるについても、それからアドバイザーを意見を今度、もしですね、やった場合、やる場合、それからそのアドバイザーの診断出た、でそれを具体的にどうするか。そういった時でも、そのぜひその問題を地域に該当の地域、区とかあるいはブロックですかね、そういう所へ返していただいて住民の皆さんと一つずつこう積み上げていくような形で、この今の課題解決に向かって取り組みをしていくことができないかどうか、お伺いをしたいと思います。

○まちづくり政策課長

はい、まず最初にその今年からタクシー会社1社に事業の方をお願いしているという話でありますけど、あの昨年まで町内には町の公共交通を運行いただいた事業者が2社ございました。ところがちょっと1社が事情によりまして運行事業自体を止めてしまったものですから、まあ4月からの運行を中止できないという時間的制約がある中で、何社か当たらせていただきましたが、運転手確保など急なことで対応できず、結果的に1社をお願いすることになりました。これによりまして町の公共交通は町内事業者1社が全て運行することになったわけですが、逆に全体的な把握ができますので、今年運行いただく中で乗降者が乗り降りする便が少ない便だとか、コースなど実態を把握しまして提案をいただくようお願いもしてあります。また以前でありますけれど、住民の中で運転手を募集しまして住民による運行ができたというところで、町営バスについては白ナンバーでございますので、本当は2

種を持っていれば良いんですけど、持っていない方も市町村のそういった講習がございまして、そちらの方を市町村有償運送等運転講習会を受講することによりまして運転に従事することが可能となりますので、何とか住民によるそういう態勢を作ってもらえないかということのある区に相談したこともございます。ただ、やっぱりなかなか安全面等ですね、また、そういう時間を割いて、ほとんど毎日になってしまいますので、なかなかそういうローテーションが組めないということで、運転手が見つからないというような経験もあります。多くの事業者により運転事業ができればということなんですけれど、今後の検討課題ということで今後検討をしていきたいと考えているところであります。また、福祉有償運送の関係でありますけれど、こちらにつきましても福祉面からの福祉有償運送運営協議会が保健福祉課の方でも今年開催されると聞いておりますので、連携できるところは連携して考えていきたいと思っております。あとは、区、ないしブロックごとの地域交通検討会議、地域の声をということではありますが、あの、ちょっとまだそこまで考えていないんです。地域公共交通については辰野町には辰野町地域公共交通会議が設置されています。ここにはバス協会、タクシー会社、各地域の区長ですね、先ほど議員さんがおっしゃられるブロックごとの区長さんになるわけなんですけど、あと社会福祉協議会、商工会、民生児童委員協議会、老人クラブ、PTA、女性団体連絡協議会、福祉関係のNPO法人等の多くの方々にメンバーに入らせていただいております。最終的にはここに諮って決定をしていくことになると思いますが、まだそれまでの取り組み方法については、現在ちょっと未定であります。今回の見直しでは住民の声を聞くことも重要と考えています。アドバイザー派遣事業の想定する課題、取り組み例の一つとして、住民ニーズの把握、計画策定への進め方、運行体系の見直しや利用促進の手法へのアドバイスもありますので、アドバイザーの派遣が採択されれば、まずはアドバイザーと相談させていただきまして、この取り組み方法の方も研究、決定をしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。以上であります。

○根橋（11番）

分かりました。で時間がちょっとありませんので、ちょっと1点だけ絞って福祉タクシーの件でお聞きしたいと思います。先ほどまあ要件については説明があり、そういう中で個別対応も必要な件も今後出てくることが予想されるということで、今後の課題ということですが。例えば今、いわゆる運転免許自主返納者に対する支援ということで、例えば伊那市では循環バスですかね、ああいうものに対する料金の半額補助だとか、あるいは警察署における運転経歴証明書ですかね、これが1,000円ということで、これをやっぱり半分だったと思いますけど助成して積極的にそういったことも勧めるというようなこともやっているわけなんですけど、こういった個別支援も必要な事例という中で、そういった運転免許証の自主返納者への支援だとか、あとやっぱり一番言われているそのタクシー券をですね、1回に1回だけじゃなくて、例えばそれはどういうことかって言うと初乗りが安い所と相当高い所は格差があってですね、で、そんなに毎月行くわけでもないんだけど、使いたいんだけど1枚しか使えないっていうことで非常に不便だっという声もあるわけですが、そのへんの見直しを考えているかどうか、お聞きしたいと思います。

○保健福祉課長

自動車運転免許証の自主返納者への対応でございますが、町営バスの川島線、飯沼線、それから乗り合いタクシーにつきまして、この乗車料金を半額にしているということをしております。それから民間タクシーでございますが、これあのタクシー会社のそういう組織で取り組んでいただいているようですが、料金の1割引きというふうに聞いております。JR等については特に制度はないように聞いております。それから、買い物の優待サービス券等も町では交付しているところであります。運転経歴証明書の手数料交付1,000円ですが、他の自治体ではそういうものを出したりとか、タクシー券を交付している。それから公共施設の利用券等を交付しているという自治体もあるようですけれども、辰野町においては、まだ具体的なことは検討はしておりません。あの既存の町営バス等の半額のみでございます。それ

からタクシー利用券の1回1枚限りっていうものでございますが、これはどうしても制度を作った時に非課税世帯の軽減負担ということで、その一部を負担するというで制度を作っております。で、議員さんおっしゃるようにタクシー料金は距離によって、の長短によって差があるわけですが、どの方にも共通するその初乗り料金相当ということでこの制度を作った経過がございますので、そのへんをご理解いただきたいということと、その料金につきましては平成27年の時に1枚700円から1,000円に見直して利用する回数も36回から24回に変更した経過がございます。制度改正して2年ですので、もう少し皆さんの意見をお聞きしながら改善すべきところは改善したいと思っております。以上です。

○根橋（11番）

いずれにいたしましても、特に遠隔地からそういう、福祉タクシー券については要望もありますので、見直しの中で検討していただきたいというふうに思います。時間がありませんので、その次、2番目の問題に移りたいと思います。

国連の核兵器禁止条約草案に対する評価ということで、この平和都市宣言の理念を生かした町政の推進についてということですが、辰野町は昭和37年には平和都市と核非武装宣言を宣言して昭和36年には平和都市宣言を行って、これを受けまして町としては毎年8月6日と9日には広島、長崎の原発死亡者を追悼して黙祷し、8月15日には全ての戦没者を追悼して黙祷をするなど、これ町民を挙げて核兵器廃絶と平和を祈願をしているところです。また毎年7月に行われている原水爆禁止平和大行進だとか、反核平和の日のリレーなどの活動に対しても、町長が激励したり、首長会議へ平和首長会議へ参加するなど取り組んでおりまして、こうした平和を目指す町政課題のいっそうの充実、とりわけ学校教育、社会教育の取り組みの強化については既に同僚の瀬戸純議員が27年の9月議会において取り上げてきているところであります。こうしたこともあってこの間の町民や運動団体、行政の粘り強い活動というのは全国の活動とも連帯をして大きなうねりとなり、究極の非人道的兵器であります核兵器の廃絶を求める国際世論の形成に、大きな役割を果たして

きたというふうに思います。ところがその一方で、この1、2年の北東アジアによる軍事的な緊張は極めて深刻な事態を迎えているわけであります。これはご存知のとおり1つは北朝鮮の核実験やミサイル発射実験であり、あるいは中国の軍事的な進出であります。で、こうした事態に対して国連はじめ、国際社会は極めて憂慮をして話し合いと経済制裁の両面での圧力を強めて、核の拡散防止等、軍事的衝突回避に向けての取り組みを強めているところです。ところがアメリカのトランプ政権やこれに同調する一部の国々は、この軍事会議も選択肢の1つとしておりまして、残念ながら日本政府もこれに同調するような態度を表明をしてきております。こうした事態になった中で、国連においては昨年10月27日の国連総会第一委員会において、核兵器禁止条約について交渉する国連の会議を招集するという決議案を賛成123、反対38、棄権16の圧倒的賛成多数で採決をいたしました。で、これを受けて核兵器全面廃絶につながる核兵器を禁止する法的拘束力のある協定について交渉する国連会議が間もなく開催されることになり、その議長であるコスタリカのエレン・ホワイト議長は5月22日に核兵器禁止条約の草案を発表をいたしました。で、この草案は条約前文で核兵器の使用がもたらす人道上の破滅的な結果を強調するとともに、核兵器使用の被爆者及び核実験被害者の苦難に留意すると述べ、核兵器廃絶のための市民的良心の役割を強調して多数の非政府組織及び被爆者の取り組みを高く評価をしております。また、草案は核不拡散条約、あるいは包括的核実験禁止条約の重要性にも触れ、また、非核地帯条約の貢献も再確認した上で、更に今回踏み込んで、この核を法的に禁止するというふうに示す内容となっているわけです。つまり今までの核兵器廃絶の運動をベースに法的に禁止するという、国連がそういう方向で条約を制定しようではないかという動きが出てきたわけであります。そういう点で、この今、全世界の人々は市民的良心の役割を發揮して、核兵器を廃絶して、そして武力行使に反対していくという世論を多数としていくことができれば、この核兵器を違法なものとして、この全世界です、やっつけ、そういう条約が現実となる可能性がまあ、出てきたというふう、今新しい状況が生まれてき

ているかと思えます。そこで3点について質問したいと思えます。まず、1つは町長として今回の国連核兵器禁止条約草案については、どのように評価をされているのかお伺いします。で、2つ目はこういった動きに対して、各国連の常任理事国はじめ核保有国の大半がいわゆる核兵器の抑止力ですね、これに固執しているわけですが、こうした考え方を乗り越えていく上で、特にこの核兵器廃絶条約を締結に向かって大きく前進していくためには、町としてもやるべきことがあるのではないか、っていう立場で町の果たす役割についてはどのように考えているか、お伺いします。で、3点目は、この核兵器の廃絶と軍備縮小、最終的にこの核兵器を世界中から廃絶していくという、この町民にとっても切実な願いを実現していく上で、辰野町としてですね、この新たなこういった状況を踏まえて新たな取り組みをしていく。まあ特にこれは行政が何でもかんでも旗振りやるっていう意味じゃあもちろんありませんけれども、町民や運動団体と連携しながらこういった核兵器廃絶に向かっての究極の目標に向かっての、その運動をどうやって前進させていくか、考えていることがあれば、お伺いしたい。以上、3点であります。

○町 長

はい。根橋議員の平和都市宣言の関係であります。まあ国際的に核兵器廃絶だとか、そういったいろいろの問題がクローズアップされて、非常に私ども日本人にとってみれば当然のごとく、核兵器を持つことも、使うことも反対ではあるわけありますので、そういったものが実現できればどんなふうでも良いわけですが、何て言うんですかね、それを政治的にこう利用したりとか、いろいろの思惑があって、そういったことにどうしても理解ができないって言うんですか。どういうふうにあのこう結論づけていくのか、私ども分からないっていうのが現実であろうかと、こんなふうに思います。あの、だめなの分かっているんだけどそれをどういうふうにかこうやっていくかっていうのが、皆それぞれ方法が違うんだとは思いますが、気持ちと同じであってほしいなってこんなふうに思います。どういうふうにならぬか、果たす役割は何かっていうご質問で

ありますけれども、まあ、国の外交として行っていることでありますので、私がです、それに対してどうこうっていうことにもならないかと思えますけれども、まあ、積極的に発言をする首長さんも多々あるかと思えますけれども、私はそれを使って言ってどうこう主導的な役割を果たしていく、そういうことは考えていませんので、それについてはどうこうっていうことは言いません。ただ、今行っていたり、いろいろしているその平和の運動だとか、そういったものには引き続いて支援をして住民の皆さん方にもお知らせするだとか、町はこういう宣言をしているんだよと、そういったことを広報に流したりとか、そういったことも積極的に進めていくべきかと、こんなふうに思っています。答えにならなかったかもしれませんが、以上です。

○根橋（11番）

実はいろいろ調べてみますと、伊那市は非常に先駆的な取り組みをされておりまして、伊那市はね、「非核平和都市宣言」というのをされているんですけども、その「非核平和都市宣言をさらに進める伊那市民」の会というのがありまして、それ会が毎年8月の6日から週では平和の集いって、まあこれちょっと古いパンフレットなんですけど、そういった形で市民、それから運動団体、さまざまな行政、さまざまな皆さんが寄り添って集いを行い、さまざまな企画で何としても核兵器を廃絶するんだという運動を進めております。で、その代表委員は伊那市長が務めておりまして、それでメッセージなどもその集会には寄せたりしてるわけなんですけど、それで更に映画会だとかパネル展なども開き、それから会としても広報誌も出したって、その平和資料記念館も造ろうじゃないかというような運動をまあしているというふうに聞いております。そういった点で今町長としては先頭にたってというような考えは今、ないということなんですけど、この、何でこれ言ってるかっていうとやっぱり核兵器を廃絶していく、これ本当に全町民の願いであることはもう間違いない。でしかし残念なことはそのいまだに核兵器のこの抑止力というものに固執している国もあり、これは政治的な思惑って言うよりまあ当然軍事的なそういうこ

とを言っているんでしょうけれども、こういった事態を許していくと、やはり今の北朝鮮などの新たな国の核兵器の開発みたいなものに対しても有効なブレーキになっていかないってことで、やはりこれ外交って言うよりもやっぱり世論としてです、住民世論として核兵器をやっぱり許さないって、何としても廃絶していくって今、そういうあれが大事かなってことで申し上げているわけです、そういう意味です、今もいろんな、先ほども申し上げましたが、既に、例えばその一昨年の10月は「広報たつの」で特集組まれたりしたりしているわけですが、更にもっとこう行政が果たす役割としてはそうやっていろんな立場、個人や団体、そういう人たちとのこの連携をしながら、新たにその核兵器廃絶に向かっている、そういう取り組みのための何らかのこの行事と言いますかね、そういう一歩進めても良いんじゃないかっていうふうに思うわけですが、その辺についてはいかがでしょうか。

○町 長

はい、議員さんのおっしゃっていることに間違いはないって言うんですか、あのそれとおりでと思います。やっぱり皆が声を挙げていかないと、運動が進んでいかないってことはありますけれども、私の中としてはその積極的に大きな旗を振ってってことじゃなくて、そういった中でもってできる範囲の運動をしていければというふうに思っています。積極的にですね、皆がそういうふうに思っていることをですね、表現するか、しないかだけのことだと思います。決して今の状況が良いっていうふうに思っている人はいないんじゃないかと、こんなふうに思っています。

○根橋（11番）

時間も来ましたので、以上で終わりますが、最後に被爆者の方々が本当に切実な形で今、被爆者の国際署名をアピールをしております。そういった点で今後も頑張っていきたいということを表示して質問を終わりたいと思います。

○議 長

ただ今より暫時休憩といたします。なお再開時間は11時45分といたしますので時間までに入場をお願いいたします。

休憩開始 11時 34分

再開時間 11時 45分

○議 長

再開いたします。質問順位3番、議席9番、瀬戸純議員。

【質問順位3番 議席9番 瀬戸 純 議員】

○瀬戸（9番）

それでは、通告に従いまして質問をしていきたいと思っております。はじめに旧ウォーターパーク跡地の今後の利用計画についてお聞きしていきます。平成16年に休止となったウォーターパークの再生に向け、リノベーション事業が始まり、地方創生拠点整備交付金事業として旧プールの管理棟の改修が来年5月オープンに向け、本年度9月より始まります。そしてスライダーの撤去も行われます。営業休止になってから13年、放置されたままのウォーターパークが子どもや若者が集い、活躍できる新たな拠点として生まれ変わろうとしているということで、町の方から説明を受けました。この休止後のこのあいだ、この間、プールの再開やほかの施設への転換などさまざまな声があったと思っております。荒神山公園全体の今後の整備については、荒神山公園懇談会でも意見交換会や、ワークショップなどが行われ、そして町民へのアンケートも行われてきました。しかし、そこにどのくらいの若者の参加、声が挙がってきたのでしょうか。本当に今後町を担っていく若者の声を聞く機会を町は持ってきたのでしょうか、と私は疑問に思っていました。この6月1日には、辰野中学校の2年5組が旧管理棟など見学をして、新施設の概要を町より説明を受け、プール部分についてもアイデアや意見が出されたと報道されました。この中学生の見学会のように、全町内の全中学生、そして辰野高校生、豊南短大生など学生に直接現地を見てもらい、アイデアや意見を貰うことが重要だと私は常々考えてい

ます。そこで、プール部分の今後の利用について、どんな方法で決めていくのか計画をお聞かせください。

○町 長

瀬戸議員さんにお答えをしたいと思います。あの荒神山のプールのリノベーションの関係であります。前々から皆さん方、多くの方がご心配をいただいて、何とかしたい、こんな思いの中でいろいろの方法を探したわけですがけれども、たまたま去年、そういった事業がありまして「何とかとっつけたい」そんな思いから議員の皆さん方も一緒に急な素案でありましたけれども、あそこへ寄って現地を見ていただくとか、そういうふうな形で交付申請を決めたことでもあります。非常に今まで、かつてはと言うか25年ぐらいまでに何年か、どういうふうにしたい、こういうふうにしたい、っていうそれぞれの計画を立てたり意見を聞いたりしてきたわけでありましてけれども、まあ私になってから総体的にそれぞれ単独のものが計画として上がっておりまして、もっとひっくるめて総体的の中の総合管理計画の一環としてそれを見ていこうと、こんなことでもってしばらくの間、中断してたわけですがけれども、そういった事業を取り入れて始まりました。そういったことで意見をですね、多くの人からいただいた意見を温めて検討してやってきておりましたので、まあ新たな計画をと言うかいろんな人から聞かなんかだっっていうことは、多少はあったかと思えますけれども、ただ1つそういった話を皆聞いて、どんどんやっていくについては当然のことだと思えるんですけども、新規に新たなものをつくっていく、そういった計画の中で希望を聞いていくっていうじゃなくて、今回の場合にはあるものをどういうふうにしていくか、それをどういうふうにするかっていう話ですので、まあ子どもさんたちの夢の中の世界と多少かけ離れているものが出てくる。こういったことは仕方ないだろうなあ、こんなふうに思いながらその中でいろいろの考えを聞かせていただけたら、「研究したので聞いてほしい」こんなお話がさっきの中学生の話ありましたので、あ、「それはぜひ、担当の方も喜んで話を聞いて一緒になって考えてくれるから、やってほしい」っていうお話を中学の方へ私出向

いてですね、校長先生と担当の人たちにそんなお話を進めていただいたもの
あります。内容につきましては担当の方からご説明申し上げますので、どんなふう
かお話していきたい、こんなふうに思います。よろしく申し上げます。

○地方創生担当課長

ただ今の瀬戸議員のご質問にお答えをしたいと思います。まず、前段になります
けれども、これまでの意見収集の経緯については先ほど、議員ご指摘の内容、また
町長の方の答弁のとおりでございます。これまで町内、また荒神山スポーツ公園基
本構想、基本計画等の策定の中で、町民の皆さんからもご意見をいただき検討をし
てまいりました。ただ、財源確保の関係やら、また、国庫補助事業で整備した施設
でございますので、処分制限期間などの関係から現実には手を着けられなかったと
いった状況でございました。今回の地方創生拠点整備交付金事業につきましては、
建物が補助対象となっておりますけれども、事業計画の検討にあたりましては当然
補助対象外となるプール部分を含めたウォーターパーク全体の活用方法についても
検討をしてまいりました。特に「若者や子どもが集う場として再生する」という観
点がございますので、こういった若者や子どもたちの余暇活動、またその嗜好につ
いて幅広く情報を集めてきたところでございます。具体的には職員、特に若手職員
からアイデアを募りましたり、また先進地の競技者、愛好家の団体などからも意見
を求めて検討してきたところであります。その中で現在の設備を残した状態でも若
干の整備を行えばできる、例えばスケートボードみたいなものですね、こういっ
たもののコースなどに利用したらどうかというような提案もいただきまして、関係
機関、補助事業の関係の国庫補助事業の関係の機関となりますけれども、こち
らの方に照会しましたところ、現在の施設を撤去せずに別の用途へ転用することは
国の承認を得ることで可能、ということを確認したところでございます。このため、
当面は現在の施設を残したままで転用等により活用できる道を模索したいと考えて
おります。このためには今後、若い世代をはじめとする町民の皆様から広く意見を
聞きまして、年内には一旦それを取りまとめまして初年度から、できるところから

順次活用してまいりたいと思います。具体的に申し上げますと、先だって先ほど、議員の方からのご紹介がありましたけれども6月1日には辰野中学校の生徒さん34名に参加いただきまして現地見学会を開きまして、こういったプール部分を含む園内施設の活用について提案を依頼したところでございます。また、同年度、地方創生推進交付金を活用しました「ホテルのまちづくり推進プラン」を作成する予定でございます。この中でもほたるの町イメージアップ戦略の展開につながる取り組みとしまして、ウォーターパーク跡地の活用についても意見を求めてまいりたいと思います。更に、9月にはウォーターパークリノベーション事業につきまして、広く町民の皆さんにPRをする機会を持つとともに現地説明会を行いたいと思います。この機会におきましてプール部分の活用についても広く意見を聞き、今後の計画に反映させていただきたいと思います。この意見等につきましては継続的に求めてまいりたいと思いますけれども、管理棟の運営体制との兼ね合いもありますので、11月ごろまでには一旦、まとめまして公表をさせていただきたいと思います。この活用方法につきましては、実際に運営だけではなくてイベント等でも利用をしていただけるようなことも模索をしていきたいと思います。いただくアイデアを全て実現できるものではないと思いますが、そういったものをアイデアを公表する中で実際に運営したい、事業を展開したいという方も募ってまいりたいと思います。以上であります。

○瀬戸（9番）

はい。今、「住民の声を集約していきたい。今年度11月には、まとめたい」という答弁をいただきました。本当にそのとおりだと思います。今、課長の方からも発言があった「若者によるまちづくり」というところのね、若者の声を聞く1つの役割を担っているとは思いますが、やはりこれ一人でも多くのこの町に住んでいる若者、働いている若者の声を聞くこと、それが一番大事。そして、自分たちの考えた自分たちの公園なんだって思ってもらうためにも、本当に多くの皆さんにね、声を聞いていただきたいと思います。そんな中で、私もいろんな意見を伺ってます。

「風が強い場所だから、期間限定ではなくて年間を通して利用できる公園にしてほしい」とか、「源泉があるはずだから、そこに足湯とか、服を着たまま子どもが水遊びできる場所にしてほしい」「ユニバーサルデザインで誰でもが安心して利用できる公園にしてほしい」「近くに天竜川があり、釣りをする人もいる。オートキャンプ場があるといい」「宿泊施設が辰野には少ない、合宿ができるように荒神山付近の空き家を改造して民泊などで安価な宿泊施設があると良い」「荒神山は飲食できる店がパークホテルしかない。簡単な食事だけで良いので飲食できる店があると良い」そして、「成人式で若者アンケートを取ると回答が多いのでは？」など個人的にはさまざまなお意見を私もお伺いしています。しかしながら、中には「私たちの考えなんてどうでもいいでしょ。だから辰野町に住みたいとは思わない」という厳しい若者の声もお聞きしました。「皆さんの声、思いを聞かせてください」先ほど課長の方から9月にPRをするということで、町側からね、この部分「皆さんの声を聞かせてください」ということが計画されているようです。私はとても賛成させていただきます。本当に一人でも多くの町民の若い、それも若い人たちの声を汲み上げて、そしてすばらしい公園、いつまでも大事にされてとても楽しみにして来られる公園を整備を計画してほしいと要望して次の質問に移りたいと思います。

次は学童クラブ及び放課後等デイサービスについてお聞きしていきます。辰野町では現在4ヶ所の小学校敷地内で学童クラブを実施しています。平成28年度からは利用料が1,000円値下げもあり、働く親御さんも増え、利用児童も増え、「部屋がいっぱいだ」というような声もお聞きしています。そこで町内学童クラブの利用状況及び発達障がい等のある子どもの学童クラブ利用状況をお聞かせください。

○教育長

はい。瀬戸議員の質問にお答えをしたいと思います。議員言われるように辰野町内には両小野学童クラブも含めて4つの学童がございます。学童クラブはご承知のように保護者が就労等で昼間家にいない子どもの面倒をみることはできない子どもに対して夕方、保護者が帰宅するまでの間、預かる施設。いわば家庭的な、第二の

家庭のような存在というふうに考えればいいかなと思っております。家庭の代わりをする所ということになります。ですから保護者にとってみますと子どもを一人で置いとく、そういう心配がなくて済むわけですね。子どもを預かってもらえるということで、保護者も安心して働くことができるんだらうと思います。ですので、その期待に応えられる町の学童クラブでありたいと、こう常々願っているわけです。そのような理由から児童、生徒数はご存知のように年々減少傾向にありますけれど、登録児童数っていうのは逆に現在増加をしているところでございます。当然、その中で障がいを持つ子どもも増えていると、こう考えられますけれど具体的な人数はこども課長の方から答弁させていただきます。

○こども課長

学童クラブの利用状況について瀬戸議員にお答え申し上げます。人数でございますけれども、2年前の平成27年、261人の登録でございましたが今年5月の登録数は319人と22%の増加となっております。同時に障がいを持つ子どもの登録数も増加しており、今年度、特別支援学級の児童数は10人。全体の3.44%となっております。以上です。

○瀬戸（9番）

はい、今、課長の方からの答弁もありまして、特別学級の児童の方、ね、お子さんたち10人とお聞きしました。で、そんな中で今年4月からこの放課後児童健全育成事業の障害児受入強化推進事業の一部改正が行われました。そんな中でこの特別学級、ま、障がい児受け入れ、3人以上の障がい児を受け入れる場合や医療ケア児の受け入れ時の内容が変わったと思います。その点について、この町の対応の変更など、大要をお聞かせいただければと思います。

○こども課長

辰野町ではきめ細やかで子どもの自立を促す学童クラブでの支援を実施しております。議員質問の学童クラブに関する障がいを持つ子どもの受入強化推進事業も、理解をしながら事業展開を図っていく予定でございます。現在、支援員は21名で対

応しておりますが、常に最低限の人数で、ぎりぎりの運営をしており、どこの学童クラブも支援員の不足に悩まされております。さて、辰野町における4学童クラブでは障がい等の理由でクラブへの登録に難色を示すことはございません。就労などの条件による子育てが無理な場合の受け入れは、しっかりと整備されていると判断しております。ただし、放課後デイサービスなど、障がい児のためのカリキュラムが充実した支援の施設案内は行っていく予定でございます。以上です。

○瀬戸（9番）

今、よりよい学童クラブということでね、運営をしていただいているということですが、ちょっと資料をいただいてあるんですが、ある学校の学童クラブ4名という数字をちょっと私いただいてあります。これ3人以上になってます。ぜひともね、支援員の方を募集して来ていただくの難しいかもしれませんが、ぜひとも子どもたちがね、安心して本当に通えるように、その部分についても早急に支援員の不足の部分を補っていただいて加配していただけるようお願いしたいと思います。しかしながらこの国が「学童クラブで障がい児を受け入れを促進するように」と言っていますが、実際、現在この大人数の中ですね、本当に登録者、辰野西だけでも120人います。その学童、全員が全員毎日来るとは限りませんが、その「大人数の中で中へ預けることが心配だ」という親御さんたちもいらっしゃるのも現実です。学童クラブとは別に先ほども課長の方から発言がありましたが、障がいのあるお子さんのために放課後等デイサービスという支援があります。この放課後等デイサービス、この町内では実施している施設がいくつあるのか。そして利用状況がどんなふうになっているのかお聞かせください。

○保健福祉課長

はい。放課後等デイサービスでございますが、このサービスは学校に通っている障がいのある子どもや発達に特性のある子どもが学校授業の終了後や、学校休業日、これ夏休み等、長期休業も含まれますが、休業日に利用できる福祉サービスでありまして、障がい等のある子どもを施設に通わせて生活能力向上のために必要な訓練

を提供することにより、その子どもの自立や社会との交流を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを行うものであります。辰野町における現在の利用状況は小・中・高合わせて14名が利用しておりまして平成28年度は1年間で延べ147人、1,327日の利用がありました。なお、辰野町でこのサービスを行っている事業所は1事業所でございます。以上です。

○瀬戸（9番）

はい、今現在利用されている児童、生徒、高校生まで入れて14人いるということをお伺いしました。この辰野町第4期辰野町障害福祉計画の中には障がい児支援サービスとして、放課後等デイサービスがあります。この計画を立てた中で平成27、28、29年とも利用見込みの人数は各年と2人になっています。平成29年度5月現在で見込みの6割以上ということになっています。放課後デイサービスを行っている事業者が1事業所ということですが、まあできる所は2事業所あるのかなと私は聞いていますが、この町の計画を立てる予想をはるかに超えた数、やはりそれだけ支援をしなくてはいけない特別学級や障がいを持ったお子さんが増えてきたということだと私は思っています。また、この放課後デイサービス、学童クラブの狭間で本当に悩んでいる親御さんもいらっしゃいます。発達障がいと診断されなくても本当に一人ひとり子どもたち性格も違います。障がいのあるなしにかかわらず、どの子どもも安心して過ごすことができる居場所は本当に大切だと思います。本当でしたら少人数で一人ひとりに合わせた支援ができることが望ましいとは思いますが、それはとても大変なことで、それをまた全て行政で行うということは、私はそうは思いませんが、地域の至る所に放課後や休日、保護者がいない時などに安心して集える居場所をつくるべきだと考えます。そんな要望がある中で、この5月から辰野東小学校のご近所に保護者の方が居場所を1ヶ所開所しました。小学生なら誰でも来ることができる場所です。学童クラブは利用児童が増え、施設の広さなど問題が出てきていると聞きます。どの子どもも安心して利用できる居場所になるよう、利用児童の保護者の声を広く聞くとともに、障がいなどのある児童の保護者や事業者の声を聞く

ことも私は大変必要だと考えます。そこで、特に発達障がいなど障がいのあるお子さんや発達障がいのあるお子さんの親御さんなどに要望を聞いたりする。そしてその要望の集約など、次の第5次障害福祉計画策定に向けてどのように行っていくか。今の段階でのお考えをお聞かせください。

○保健福祉課長

本年度、平成29年度は現在、第4期障害福祉計画を進行しておりますが、この実績でありますとか、これまでの数字的なものを勘案しまして第5期障害福祉計画を策定してまいります。この計画につきましては、保健福祉推進委員会の社会福祉部会で検討を進めていくところでございます。辰野町では年々、議員さんおっしゃるように放課後等デイサービスの利用者が増えております。これは障がいのある子どもが利用できるサービスが段々進んできまして、利用者とそのサービスが浸透してきたことによるものと思われまます。特に、児童福祉法が改正されまして障害児支援利用計画を作成することとされたことによりまして、サービスを計画的に利用する人が増えてきたものと思われまます。また、平成28年度より教育委員会こども課にこども支援係を新設いたしまして職員を配置しましたところ、保護者からの相談が増え、よりきめ細かく対応できるようになったことも増加の要因に上げることができると思われます。第5期障害福祉計画の策定にあたりましては、このように児童保護者の相談に直接関わった担当職員ですとか、個々の支援計画を立てる上で関わってきた相談支援専門員の意見を取り入れ、また支援会議等のモニタリングを通じて利用者や施設の方から直接いただく声を大切にしていきたいと考えております。そのほかにも上伊那の市町村が障がい者の相談支援事業をお願いしている「上伊那圏域障がい者総合支援センター」というものがありますが、そこでの自立支援協議会の専門部会からいろいろの情報を提供していただく予定であります。何よりもその子どもその時の状態や、能力に応じてその子どもに適した居場所づくりを行うように心がけていく予定でございます。以上です。

○瀬戸（9番）

はい、ありがとうございます。今、これから策定に向けて第4期を検証しながらということで、本当に検証大事だと思います。そんな中で数字的なことだけではなくて、やはり利用されている子どものお母さん、お父さん、保護者の方たちの声、本当に聞いていただきたいと思います。その声がそのまま事業所に届くとは限りません。本当に町側が「聞かせてください」の思いを本当に前面に出していただいて、事業所経由で聞くのではなくて、当事者のね、本当に声を拾い上げてもらって、そして計画が本当に机上の空論だけで過ぎていくのではなくて、本当にこの計画策定の趣旨ですね、もう一度振り返って、この辰野町誰もが安心して暮らしていける仕組み、早急に整備できるように要望を集約を行うよう要望して次の質問に移りたいと思います。

次は最後の質問になります。辰野高校存続についてお聞きしていきます。この3月30日、長野県教育委員会で学びの改革基本構想を決定し、改革の柱となる長野県の全ての高校を対象にした第2期高校再編を打ち出しました。公立高校の統廃合に向け、市街地の学校と中山間地の学校で学校内容や差別をしたり、地域の学校を集約し、市街地校の大規模化を目指すなど、子どもや地域の要望に反する計画の中で辰野高校も対象になってきます。少子化の一言で公立高校を削減してよいのでしょうか。辰野高校は地域の産業を活性化させるため開校した高校だと聞いています。現在では商業科1クラス、普通科3クラスの合計4クラスとなっています。平成7年からは日本中でも先駆的な生徒と保護者と教師とでよりよい学校づくりを目指し、「三者協議会」が設置され、地域住民や町、企業と生徒、教職員が集まって教育や地域社会とのつながりの中での課題を一緒に考え、意見交換をする「辰高フォーラム」が毎年開催されています。この活動は全国的にも有名で、今もまだ視察にお越しいただくようです。そして今で言う、主権者教育をこの辰野高校は行っています。大正2年にこの辰野高校の前身、上伊那郡組合立伊北農蚕学校が開校してから104年、町にとって辰野高校が果たしてきた役割は何か。町長のお考えをお聞かせください。

○町 長

はい。辰野高校、まさに地元の高校でありまして、町の、どういうふうに関わってきたか、っていう話でありますけれども、まさにまあ町の歴史そのものだと、こんなふうに思っています。町を見下ろす高台にどっしりとして校舎を構えてですね、あっこへ学んだ人たちが、町内ばかりでなくて全国各地に散らばって、それぞれ活躍をしているってこんなふうに思います。まさに町を支えてきていただいている人たちを輩出していただいた学校だと、こんなふうに思っています。いいですか。

○瀬戸（9番）

はい、ありがとうございます。本当に町長も答弁いただきましたように町の歴史そのものだと思う。本当にそう思います。この辰野中学校からも数多くの子どもたちが辰野高校に進学をしていると思います。その中の私もま、中学は違うんですが、OBということで卒業生ということです。で、現在では町商工会や町と一緒に商品開発や簿記講座開設などを、さまざまなことをこの辰野高校行っています。毎朝、辰野駅と宮木駅から辰野の地へ降り立つ400名以上の若者がいること。その若者がいなくなったら、と考えてみてください。何て寂しい町になってしまうのでしょうか。辰野高校も独自の教育を考えながら、どうしたら地域に寄与できるかと考えてくれています。学びの場がなくなれば、人も減っていきます。高校がなくなるということは人口減少に大きな拍車をかけてしまう、私はそう思います。辰野町にとって辰野高校はなくてはならない高校だと、学校だと私は考えます。この県教委ではこの7月から9通学区ごとの懇談会開催が予定されています。その前のこの6月、地域懇談会の前に各学校がどのグループ、都市部存立校か、中山間地存立校か、を示すということが言われています。辰野高校がこの都市部存立校と認定されると、正式に統廃合対象校となってきます。県教委の一辺倒の考えで地域に貢献してきた、そして、これからも必要とされる高校を消し去ろうとしています。辰野町になくなくてはならない高校、辰野高校存続について町長の考え、お聞かせください。

○町 長

はい、今、瀬戸議員さんのお話の中で、辰野高校は都市校として廃止が決まったような言い方されてきましたが、そんなあれじゃなくて、まだまだ構想は案を示したということで、同じ一律の基準で良いのかどうかって、こういう話の中で基準を作ってやっていったらどうでしょうってこういうお話の段階だと、こんなふうに感じていますので、もちろんそういった危惧はされるっていうことはあるわけでありますがけれども、そういうことでなくて、これからそういったものに沿っていかないようにしていくってことが問題だろうと、こんなふう考えています。

○瀬戸（9番）

はい、この計画がこの3月に基本計画、策定される中で今度、その方針ですね、が細かく決まっていくんですが、その策定の中で都市部の高校、この都市部存立校、というのは4クラスでは成り立たないというそういう方針が、方針と言いますか、策定の中で計画が出ております。1校4クラス以下の高校はもう対象になってくる、再編の対象になってくる。これは県の教育委員会の方で策定されたものです。なので、今現在、辰高は4クラスです。本当に何も行動を起こさなければ本当に統廃合のそういう位置付けにされてしまうのではないかとということで、やはり今議会、同窓会と先生方の方から辰野高校の存続を求める意見書の提出を求める請願が提出されてきました。辰野町の未来のためにも生徒、保護者、教職員や同窓会だけの問題ではなく、これは辰野町全体の問題だと私は思います。そして、町も一緒になってこの辰野高校存続について真剣に考えるべきだと私、思います。そしてその中で現在の普通科、商業科だけでよいのか、子どもたちが通いたくなる高校にするにはどうしたら良いのか、そういうことも一緒に考えていけるようなそんな組織を立ち上げ、町も一緒になって町民一丸となった運動をすべきだと私は考えますが、町長の考えをお聞かせください。

○町 長

あの、都市部の存立校っていう記名は決まったんですか？

○瀬戸（9番）

いえ、6月ぐらいですね。

○町長

まだ、6月じゃなくて、来年でしょ。この3月はその案を示したっていうことですので、辰野高校は都市部存立高校か中山間かそういった基準に決まったわけではないので、まだ、その案のさっき言ったように「一律じゃなくて基準に分ける方法はどうか？」っていう段階だと思います。それはさておきですね、辰野高校が特色のあるまさに教育をしながらですね、他と違ってたて言うんですか、特色ある高校を作りながら、しっかりとですね地域に根ざした高校っていうことであるわけでありますので、そういったことをアピールしながら個々についていう、そこばかりでなくともっと大きな括りの中で辰野高校の存立を求めるって言うんですか、ずっとこれからもあり続けるような方策を考えていかなきゃいけないな、こんなふうに思います。まあ、一番の方法は辰野高校へ行っていただく、進学していく子どもさんたちに行きたい学校、魅力のある学校を作っていく、そういったことだろうとこんなふうに思います。辰野はですね、どうしても地元から行く子どもが割合が少ないって、どこへでも行けるっていうことでありますので、じゃあ、どこへでも行けたら逆に辰野へ来てもらおう、こういう学校を作っていくっていうことが必要な、こんなふうに思っています。以上です。

○瀬戸（9番）

はい、先ほども町長がお話いただきました。確かに学びの改革の方針は案です。まだこれから作る所です。案をね、10月過ぎです。基本構想ということの策定の中での部分はその都市部存続校が4学級以下というふうには構想の中では示されています。はい、都市部ですよ。で、それも都市部かどうかって決まるのもまだこれからです、確かに。今決まっているわけではありません。けれども、それが決まってきたからでは本当に遅いんですもう。もう、本当に遅いんです。なんで、やはり

辰野高校の今回の請願もそういう意味でも、この6月議会で出てきました。そして伊那市の高遠高校はもう前年度に出ております。なんで辰野高校は遅いくらいかな、と思います。長野県の中でも本当にこの第2期高校再編は長野県全ての高校が対象になってます。なんで、第1期の時に東校と、岡谷東校と南校がね、再編する、一緒になるっていうような案が出された時にやはり両高校ともね、ちょっとそれは止めてほしいというようなことで第1期は終わりました。そんな中で今度第2期、策定され方針もこの10月に決まって、そして地域の皆さんの声を聞くと言いますが案が出てから地域の皆さん、今の子どもたちの保護者や子どもたちや地域の人に説明があるという話でした。でも県のそういうものが決まってしまっただけでは、もうほとんどそのまま決定していくっていうのが今までの道です。本当にこの辰野町として、この辰野高校をなくさないようにするために今から本当に、少し遅いかもしれませんが、現在の学生、保護者、教職員そして、同窓会、そして町全体で一緒になって町長も先ほど言われましたが、行きたくなる高校を目指して考える機会を立ち上げていければと私も思っています。本当にここへ来て、この辰野高校存続もそうですが、湖周行政事務組合の最終処分の白紙撤回もそうです。町全体で本当に真剣になって考える、そしてこの辰野町の底力、町民の底力を私は発揮すべき時だと今、思っています。で私も存続に向け力を尽くしていきたいと思っています。この辰野高校の再編についてはこれから町の方にも詳しいことが来ることと思います。そんな中で本当に決まってからでは遅いと思いますので、そういう情報もぜひとも私たち議会の方にも寄せていただきまして、私たち議会も一緒に考えていかなければならないことかな、とも思いますので情報提供もお願いできたらと思います。以上をもちまして質問を終わりにしたいと思います。

○議 長

ただ今より昼食をとるため、暫時休憩といたします。なお、再開時間は1時30分、1時30分といたしますので、時間までに入場をお願いいたします。

休憩開始 12時 26分

再開時間 13時 30分

○議長

再開いたします。質問順位4番、議席10番、宮下敏夫議員。

【質問順位4番 議席10番 宮下 敏夫 議員】

○宮下（10番）

それでは、あらかじめ通告してあります長野県県立辰野高校の今後について質問いたします。この問題については先日、一般質問の項目が新聞に出た中で、辰野町町内に住む辰野高校同窓生、また、あるいは町内にいる方々から「いったい辰野高校どうなるんだい？」という町民が、ほとんどこの問題について今まで気がついていなんだということに驚きました。そこで、今日は一般質問することによって、辰野町民も関心を持ってもらいたいという意味も込めて、今回質問いたしますので、よろしくをお願いします。

県教育委員会では昨年10月26日の定例会において「学びの改革基本構想（案）」を公表、県教育委員会が少子化の進行を踏まえて、今年3月県立高校第2期高校再編の基準を盛った学びの改革基本構想を決定されました。この3月の決定を受け、4月より同窓生である私ども、篠平議員、瀬戸議員、私と、辰高同窓会役員と今後の対応について県内各高校同窓会等のこの問題について対応している学校等の資料の収集に努め、話し合いを続けてきたところであります。県内で再編対象となることを危惧されている高校は既に、昨年10月から12月にかけて存続を求める請願書を各市町村議会に提出し、採択され、県知事、県教育委員会宛に提出されております。先ほど、瀬戸議員からも辰野高校の存続についての質問をされました。また、昨年12月定例議会での一般質問において、小澤議員からも「伝統と歴史ある辰野高校の存続を危惧して町を挙げて取り組むべき」との質問をされております。小澤議員の質問に対し辰野高校について町長は「地域の宝」教育長は「地域と連携して、いろいろと行事等を行っていただいている」との答弁をされております。そこで質問します。先ほどの瀬戸議員の質問と重なることがあると思いますが、存続への思いは

同じでありますので、よろしく申し上げます。県教育委員会から県全体の高校再編計画の基本理念、方針に片付く考え方の説明はあったのかお聞きします。

○町 長

はい、宮下議員さんにお答えをしたいと思います。先ほど、瀬戸議員さんの質問の中で基本構想と学びの改革の中の、基本構想と実施方針という中でちょっと勘違いって言うか、こう、ありましたので、また正していきたい、こんなふうに思います。県の教育委員会からお話でありますけれども、教育委員会の方だとか全体の方にはいろいろもちろん話があって、その案が示されたわけでありましてけれども、先だって5月の23日の日に、県の町村会の主催によります高校所在町村長との懇談会ということで県の教育委員会の方々に来ていただいて、町村長との懇談会、説明会がございました。その中で、一通りのご説明をいただいて懇談をし、それぞれ町村でありますので、どういったことが起きているのか、こんな説明も受けたところがあります。私とすればちょうど、その前日ですか、前々日ですか、県の知事さんや議長さんたちが東京へ行って一極集中で行われている大学の定員を増やさないと、こんな話をされておりました。その次の日でございましたので、今度はこれから決めていただく都市型とそれから中山間型の中でですね、都市型の定員を増やすことによって中山間の中の高校を急に引っ張るって言うんですか、それによって過疎化を促進することのないようにというような、お話をさせていただきましたけれども、そういった懇談会を持たれて、これからの方針等も示されましたので私の方へはそういうアプローチがあったとそういうことであります。教育委員会の方へは教育長の方から申し上げたいと思います。

○教育長

はい。宮下議員の質問にお答えをしたいと思います。議員言われますように長野県教育委員会、昨年10月の26日の定例教育委員会において話にありました「学びの改革基本構想（案）」ですけれども、が公表されました。それで11月の1日から12月の10日まで広くパブリックコメントを実施いたしました。県教委の発表ですと、

ここで 121 の個人、団体から 290 件の意見が寄せられたと話をされておりますけれど、そのあと高校生だとか若い先生方から意見交換も行ったようでございます。更に並行して県議会ですね、11月の県議会、それから2月の県議会において議論が行われて、やはりさまざまな意見を集約し、今年の3月30日、定例の県教育委員会において学びの改革基本構想を決定をしたということになります。4月以降、市町村の教育委員会に、かなり厚い冊子という形でまいったわけでございます。この学びの改革の基本構想、大きく3つの項目から成り立っております。1つ目は新たな学習方法、探究的な学びの推進、と。これはこの町議会でもしばしば議論されました、いわゆるアクティブラーニングを高校の授業にも取り入れましょうというのがメインかなと思っております。教科の授業に探求的な学びの手法を取り入れた授業改善を図るとというのが主になっております。2つ目の項目ですけれど、学びの質、それから環境の充実と改善ということで、社会に開かれた教育課程の開発だとか、専門教育、それから定時制、通信制教育の充実と適正配置、学科のあり方の検討、更には高校におけるそのICT教育の充実。更には高校の入試の改革ですね。入学者選抜制度の改革等が盛り込まれております。で、3つ目、ここが問題になってくる所ですけれど、3つ目が立地の特性を生かした高校づくりということになります。ここが高校再編計画、具体的にここに盛られている所になります。なお、これは県内の全ての公立高校が対象であるということになります、全ての高校がと。2030年度、平成42年ですけれど、この3月に県内の中学校卒業する生徒数は昨年度、平成28年度の2万600人から4,300人ほど減少する。1万9,300人程度になると。で、その後も長期的に子どもの減少が続くという急激な少子化の中で、高校の数をこの現状のまま放置すれば、全ての高校の規模が縮小していってしまうと。そして、学びの質の低下を招くとして高校の再編、統合等の見直しを求めたものということになります。しかし、前回の第1次の高校再編の時と異なりまして、全県一律の高校再編計画では今日午前中も議論になりましたけど、中山間地の高校の存続は極めて困難となることから、都市部の高校とそれから山間地の高校とで異なる再編基準を設定

したというところがございます。で、これによって県内の全ての公立高校を4つのグループに分けます。4つのグループに分け、それぞれに異なった基準を設けています。立地の特性を生かした高校づくり、これが再編計画ということになりますけれど、その4つのグループですけれど1つ目、午前中も話題になっておりました都市部存立普通高校、都市部存立普通校ですけれど、これは市街地に位置した普通高校であると。で、普通科とそれから職業科がある高校であっても、普通科の割合が半数以上の高校の場合にはここに含まれる。普通校に入れられるということになります。この場合の基準は一学年が6学級以上が望ましいと。で、この都市部存立普通校の場合には、在籍生徒数が520人以下の状態が2年間、2年間連続した場合は再編の対象にしましょうと。再編というのは他校と統合するか、あるいは募集停止をするか、いずれかの方策を採るんだよということになります。2つ目の都市部存立専門校、先ほどは都市部存立の普通校でしたけれど、今度は都市部の専門校ですけれど、市街地に位置した職業科の高校であり普通科と職業科がある高校では普通科の割合が半数未満ですね、半数未満の高校がこれに含まれるという。この場合、一学年が3学級以上、3学級以上が望ましいと。この都市部の専門校の場合には、在籍生徒数が280名以下の状態がやはり2年間連続した場合は再編の対象となり、他校との統合をするか募集停止のいずれかの方策を採ると、こうしております。3つ目が中山間地存立校ということになります。これは先ほどの市街地、都市部に属さない高校がここに含まれてまいります。この場合、一学年が3学級以上が望ましいということです。この高校の場合には在籍生徒数が120名以下の状態、もしくは在籍生徒が160人以下、かつ卒業生の半数以上が当該校へ入学している中学校がない状態が2年間続いた場合、再編の対象となると。で、再編の対象、どういう状態か、どういうことかと言いますと他校との統合か、あるいは地域キャンパス化、いわゆる分校ということですね、ある学校の分校と。あるいは中山間地存立特定校、これ4つ目の分類になってまいりますけれど、この特定校の指定を受けるか、あるいは募集停止のいずれかの方策を採るとこうしております。4つ目の中山

間地存立特定校、特定校ですけれど、これは中山間地存立校の中で特別な事情のある高校。中でも県境ですね、県境に位置する高校、でその高校がなくなってしまうと他県のよその県の高校に行かざるを得ないというような、そういう県境にある高校だとか、近隣の高校から著しく離れていて統合だとか連携が全くできない、そんな高校が含まれているということになります。この場合、一学年1学級の単独校ということになります。で、生徒が減少し、存立生徒数が60名以下の状態が2年間連続した場合には募集停止と。このような基準になっております。こんなような状態で今、この後の質問にもあるんだろうと思いますけれど、各市町村教育委員会、それから各高校もそうですけれど、対応を迫られているということになります。教育委員会はどうか、どういう立場をとるのかということですが、辰野町の教育委員会は上伊那の他の市町村の教育委員会と連絡協議会を作っておりますので、ここでまた個々の実情に合わせて、また取り組みをしてまいろうと思っているところでございます。以上ですが。

○宮下（10番）

ただ今、県の教育委員会からの説明会の中での説明をいただきましたが、先ほど瀬戸議員の中でもありましたけれども、この説明会の中で辰野高校の枠組みについて先ほど都市部存立高校、中山間地の高校等があるんですけれども、具体的な辰野高校はどこだという説明は、先ほどの町長の説明では「まだない」ということでしたけれども、それでいいですか。

○教育長

はい、確かに今のところ辰野高校がね、どこに入るのかっていうその決定はまだないと。これは先ほど言った都市部の方に入るか、あるいは中山間地に入るかで基準が大きく異なっておりますので、非常に難しいところだという気がします。それから辰野高校ですけれど、先ほど、今日は午前中町長の答弁にもございましたけど、辰野町っていうのは非常に立地がなかなか何て言うんですかね、伊那の方にも出られるし、諏訪、岡谷の方にも出られる、それから松本、塩尻の方にも出られる

というようなことで、辰野中学の生徒の多くが辰高へ行かなくてさまざまな方向に行くということがございますけど、逆に辰高に対しては今度は伊那からも、それから諏訪、岡谷からも、それから松本、塩尻からもかなりの生徒が来るといふ、この特殊性がございます。先ほどね「該当中学校から半分以上が」ってのこれ、基本的には不可能なんですけれど、1つ数字を紹介させていただきますが28年度、だから昨年度の在籍生徒数ですけどね、1年生から3年生まで含めてちょうど450名の在籍生徒が辰高、辰野高校に昨年度いたわけですけど、この450名のうち、辰野中の出身者は92名なんです。で、辰野中学を除いた上伊那郡内の中学校からは255名、かなりの多くの生徒が上伊那郡内から辰高へ来ているということになります。一方、岡谷、諏訪方面からもかなり来てます56名、56名が岡谷、諏訪方面から来ている。それから塩尻、松本方面からも多いんですね、44名という。44名の生徒が辰高に来ております。その他、特殊な事情でね他県から来ているんだとか、いろいろが3名ほどあって、合わせて450名ですけどそのように上伊那郡内からも、それから諏訪岡谷からも、松本塩尻からも生徒がかなり集まっているというのがこの辰野高校の特徴だろうなあと考えております。

○宮下（10番）

ただ今、枠組みについては了解しましたけれども、その中で学びの改革実施方針策定等、今後の検討スケジュールはこの会議で示されたのかどうか、お伺いします。

○教育長

はい、それではお願いします。今後の方向ですけど、今年度ですね29年度、これは旧通学区ごとに地域懇談会だとか、各種団体からの意見聴取を行っていくと。で、幅広く県民から意見を聞いて10月にはこの実施方針の（案）を策定をしたいと。そして年度内、今年度末には実施方針を決定をすると、そんな予定でいるところがございます。で、来年度、30年度以降は旧通学区ごとに具体的な検討を進めていき、まとまった所から個別の再編計画を策定するところしているところがございます。ですからまだ、どこの高校がこういう方向だということとは県もまだ考えて、この

段階では考えていないというふうに取れるかなと思っているところでございます。

○宮下（10番）

ただ今のスケジュールを聞きますと、まだこれから今年度末で決まるということではないようですので、あまりこれを大きくしていくと今の在校生、また来年、辰野高校へ入学しようとしている子どもさんたちにも不安とか、そういうものを募らすと逆な、マイナスなことになることも懸念されますので、これから活動していく、後援会等が活動していく中で、そういうものをまた町とともに解決していく方向ということで、もうここでこの県の方針に、もう決まっちゃったつうように町民に思い込まれないようにしていくべきかと思っております。それでは、次に今までのことを踏まえて、町は辰野高校の同窓会会長、及び長野県高等学校教職員組合、辰野高等学校職員代表から5月10日に町長宛に、地域とともに歩む辰野高校の存続を求める要望書が出されております。内容についてはちょっと長くなりますけれども、この要望趣旨をちょっと読み上げますので、町はこれ見て知っていると思いますが、ほかの人たちがこの、どういう要望を出してあるということを、切実な願いを書いてありますので、ちょっと読み上げますのでお聞き取りをお願いします。要望趣旨は「日ごろより辰野高等学校に対し多大なるご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。さて、長野県教育委員会は2017年3月『高校フロントランナー改革 学びの改革 基本構想』を公表いたしました。その中で全国的に少子化が急激に進行する中、長野県においても、人口統計によると平成42年（2030年）3月に県内の中学校を卒業する生徒数は平成28年（2016年）の2万600人程度から約4,300人減少し、1万6,300人程度になり、その後も長期的に子どもの減少傾向は続く見通しであります。このように少子化が更に進行する中で現状の高校数のままで推移すれば、全ての高校の規模が縮小することは必至の状況であると述べています。『学びの改革 基本構想』の目指すべき方向の中で生徒一人ひとりが『新たな社会を創造する力』を身に付け、有為な社会人立地の特性を活かした高校づくりを進めるために異なる基準を設け、『都市部存立校』と『中山間地存立校』という考え方を公表し、『都市部

存立校』は一学年6学級以上で8学級規模の設置を目指して検討していくとしております。一方、『中山間地存立校』は一学年3学級以上としております。しかし、2学級在籍生徒数が120人以下の状態、もしくは、在籍生徒数が160人以下かつ卒業生の半数以上が当該高校へ入学している中学校がない状態となれば統廃合等の対象となるとしています。辰野高校は大正2年4月に『伊北農蚕学校』として開校、その後、大正10年に商業科が設置されて『伊北農商学校』と改称され、昭和23年3月には学制改革により『辰野高等学校』となるなど、昭和27年の6月に完全に県移管になるまで、さまざまな変遷を経て平成25年9月には創立100周年を迎え、まさに名実ともに歴史と伝統ある高校であります。現在でも近隣市町村から多くの生徒が通学し、“地域の宝”として辰野町にとって大切ななくてはならない高校となっております。1万6,000名を大きく超える卒業生の中で、政治・経済・教育等の重要な分野においても多くの逸材を輩出し、地域の中心的な存在として地域（特に辰野町）の活力を維持する上で重要な存在であり、近年商業科においては町や町内企業とコラボした商品『りんごクッキー』や『ブルーベリークッキー』の開発や販売活動に取り組み、更に簿記の全国大会や北信越大会出場など生徒自ら挑戦し学習しております。また、平成9年に生徒会、PTA、職員会の三者による“開かれた学校づくり”を目指してスタートした『三者協議会』と『辰高フォーラム』は、全国的にも注目され今日まで大きな成果を生み出しています。今後も産業の活性化・地域とともに歩む辰野高等学校の存在と必要性は地域の活性化に欠くことができないものであります。本要望につきまして、辰野町といたしましても辰野高等学校の存続に向けて格段のご支援を賜りたくお願い申し上げます。」との要望書が町に出されております。そこで質問します。町はこの辰野高校同窓会、職員組合からの存続への要望に対し、今後どのように対応されるかお伺いします。

○町 長

はい、ただ今、宮下さんより読んでいただきましたこの要望書でありますけれども、5月の10日の日に同窓会長さんともども皆さん方おいでになってご要望いただ

きました。まさに、この中に書いてございますように地域にとって、なくてはならない町の地域の宝としてこの辰野高等学校も今後、存続していただきたい、こんなふうに思っておるところであります。特に地域の学校の特色というような面におきましても話のございましたように、商業科の皆さん方中心にですね、商品開発したり、今回のほたる祭りでもそういった商品の販売だとか、いろんなことをやっていただいております。また三者フォーラム、協議会ってというような形の中で地域とのつながりを大事にしてやってるということで、活躍もされております。そういった活動もあるわけでありましてけれども、一方、太鼓の「桜陵太鼓」こういったものも地域のいろいろの活動に顔を出していただいたり、非常に太鼓の中でも有名でありますので、そういった特色を生かして、まさに地域の高校としてやっていく、そういうことであろうかとこんなふうに思います。じゃあ、どういうふうにしていくかっていう話でありますけれども、それぞれまあ、どういうふうにしてたら一番良いかっていうことも、これから相談しながらやってかなきゃいけないわけでありましてけれども、ただ、声高らかに「再編反対」とか「残せ」とかこういう話ばかりではなくてですね、魅力ある学校にするにはどうしたらいいかとか、また中学生の辰野中学の子どもさんたちにもですね、地元の高校とのうまくコラボをするって言うか、いろんな意味で交流をしながら望んで行くような、そういった協働ですね、そういったものもしていければ良いかな、こんなふうに思います。そういったことでいろいろの方面にわたって協力できるように一緒になって協力して辰野高校の存立を図っていければとこんなふうに思っています。以上です。

○宮下（10番）

今、町長からしっかりとした辰野高校を存続への思いと活動についてお話していただきましたけれども、この対象になり得るとしている阿南高校について、今活動していることが先日の5月30日の新聞に出ておりましたけれども、これは下伊那郡阿南町の阿南高校の地元5町村や住民で作る協力会が30日、同校存続に向けた方向性を話し合う「魅力ある高校づくり委員会」を発足したということで、この委員会

には近隣市町村等をまとめた、協力会というものをまず作って、その協力会の会長に阿南町の町長が会長に就任し、町長からこの魅力ある高校づくり委員会、地元の校長、あるいは地域の役員等もPTA等も含めた委員会を発足させて阿南高校存続への活動を始めたという記事も今日、この5月31日の「信毎」にも載っております。また、屋代南高校でも存続を求める会、学習会が6月これは2日の記事ですけども、6月1日に行われたということで、屋代南高校の存続を求める会を発足させて、そこに前市の教育委員の指導官が講師を務めたということですが、「今後どうなるにしろ現役の生徒がいるのだから学校を充実発展させていってほしいということで、そうした努力が再編にも良い影響を与える、そういうことで活動を一所懸命している所は、それなりに県も認めてもらえるじゃないか」というようなことが書かれておりますので、ぜひ、今まで辰野町民も「いや、そんなふうになっているのかい」というような今現状ですので、そこらへんはまた町もそういう活動を先頭に立ってもらって、当然学校の同窓会、あるいは職員組合、またPTA等は当然それぞれ真剣にやらなければいけないけれども、町の宝としての高校ですので、町全体でこういう活動をしているということを長野県教育委員会、阿部知事等にも分かってもらってこの存続に向け一丸となっていけるような、また力を貸していただいて、また議会においてもこの6月議会の最後に、請願がこの同窓会から出ておりますのでそれを採択、議会がすれば、また議会として県知事宛、または教育長野県の委員長宛に要望、存続についての要望として意見書を出すことになると思いますけれども、そうしたことで議会、町とも、それから地元の町民、また学校の同窓会が一丸となって取り組んでいくことがこのことを良い方向に導けると思いますので、ぜひ、皆さんとともに進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。以上をもちまして私の質問は終わります。

○議長

進行いたします。質問順位5番、議席6番、中谷道文議員。

【質問順位 5 番 議席 6 番 中谷 道文 議員】

○中谷（6 番）

質問順位 5 番、中谷です。私は、今 6 月定例議会一般質問では事前に通告してあります 3 点について質問をいたしたいと思います。まず 1 点目の、ウォーターパークリノベーション事業、並びに工事についてお伺いいたします。ウォーターパークの跡地利用促進については、長年、地元の皆さんや荒神山公園へマレットゴルフ等で訪れた皆さんに、何度となく「何とかどうにかならないものか」と質問され、過去何回も一般質問に取り上げ、質問や提案をしてまいった経過があります。今回、ここに国の地方創生事業の一環として、補助事業を導入し各種のスポーツ施設や辰野町の名物のホテルに関連した施設ができるとお聞きし、私としても大変嬉しく思っているところがございます。関係の皆さんのご努力に深く感謝と敬意を表する次第でございます。そこで、1 番目の質問に入りますが、私は全協等で一部をお聞きをしておりますし理解はしておりますけれども、町民の皆さん、あるいは地元の皆さんは「今度、大変大きな施設ができて荒神山も賑やかになるということで、内容を知りたい」というようなお話をたびたび伺っておりますので、前段、瀬戸議員の質問とダブる場面もありますが概略、どんな施設か、また目標とか施設の狙い、また工事はいつごろか、またオープンは何時か等、地元多くの皆さんの関心ごとでありますので一応、簡略で結構でありますので説明をお願いいたします。よろしくお願ひします。

○町 長

はい、それでは中谷議員さんにお答えをしたいと思ひます。ウォーターパークリノベーション工事の事業の内容と狙いということでございます。あのウォーターパークは平成 16 年に休業以来 10 年以上が今、経過して、国道からも見えるというようなことで町のイメージのマイナスだとこんなことでもってずっとお伺いをして、多くの人たちからご要望をいただいております。特に中谷議員さんはじめ地元の人たちも、何とか提供した土地を生かしてほしいってというような気持ちもござい

ますし、そういった意味の中で模索をしてみました。町の公共施設等総合管理計画の基本方針を立案いたしまして、町のイメージ低下となっている遊休施設を転用、再生することで課題の解決を図っていきたくと、こんなふうに思っております。たまたまその地方創生拠点整備交付金という制度ができました。それにいち早く手を上げて、子どもたちや若者の集う場所を創出するとともに、ホテルが飛び交う環境づくりを推進するために施設を整備を行っていきたく、こんなことが狙いでございます。内容等については担当課長の方から申し上げたい、こんなふうに思います。よろしく申し上げます。

○地方創生担当課長

では、私の方から事業の内容についてご説明をしたいと思います。まず、この施設でございますけれども、町長の方から答弁でございましたとおりに、子どもや若者の集う場を創出するとともにホテルが飛び交う環境づくり、といった内容になります。先ほど議員の方からもお話があったとおりでございまして、こちらの事業については地方創生の一環でございます。地方創生、人口減に歯止めをかけるとともに将来人口を見据えたまちづくり、人口は減っても魅力と活力ある町を継続しているといったことが大きなテーマになっております。特に年代別を見ますと20～29歳、20歳代の転出超過が非常に顕著でありましたので、若者にとって地域の魅力創出となる場をつくること。それから町に対するイメージの払拭というのが最重要課題でございました。こうしたことを受けまして、まずは若者、子どもたちが集う場所としまして管理棟の全面改修の中でトレーニングジムや、またボルダリングなどの新しいアクティビティ、具体的には体を動かす余暇活動とか遊びのことになりますが、こういったものを体験利用できるアクティビティールームを3部屋、また太鼓やダンス等に利用できるスタジオを整備しまして、世代間交流を行う場所を提供してまいりたいと思います。また、もう1点大きな部分でございます。先ほどマイナスイメージについてはウォーターパークが長年という話を町長の方から話ございましたけれども、プラスのイメージとしましてはやはり「ほたるの町」の部分で

ございます。そういった中で、こちらの方の施設におきましては、ガラス越しに見学できるホタルの生態研究、カワニナの育成増殖研究を行うホタルラボ、長年ホタルの保護育成にご尽力いただきました故・勝野重美先生が残された貴重な研究資料がたくさんございます。こういったホタルの保護育成に関する資料を展示いたしまして来館者の方にホタルの保護育成に関する関心の方も高めていただきたいと思います。さて、工事の日程でございます。9月に本体工事の方を着工をいたしまして、平成30年の3月の竣工を予定しております。その後、1月程度の準備期間をいただきまして平成30年5月の開業を目指したいと思っております。以上であります。

○中谷（6番）

ただ今、課長の方から概略説明を聞きまして理解をいたしましたので、続けて次の質問に入りたいと思います。2番目の質問でありますけれども、前ウォーターパークの例や荒神山公園全体を踏まえて、今後どう対応していくべきか、要望と提案をいたしたいと思っております。ウォーターパークの過去の経緯を見ますと、施設は鳴り物いりで立派な施設が完成したものの、各所に同じ様な施設が完成したことや、気候的な原因や時代の変化、併せて監視体制の強化等が求められ、利用客が夏場限りのこともありまして、来場者も暫減をし採算的に見ても閉館に至ったふうに記憶しております。今回はオリンピック種目のボルダリングやホタル関連施設もあり、一度来れば続けて来てくれるといった保証は少し心配なところがありまして、過去のウォーターパークみたいに一過性のものにならないように、今後考えていくことが大きなポイントではないかと私はそんなように考えます。私は、スポーツ公園はもとより、荒神山全体のコンセプトである町民をはじめ、訪れる皆さんの憩いの場として、今後ますます活用してもらおうような整備を併せて進めることが大変重要なことではないかと、このように考えております。ただ今は若者の集えるような形のものを目指していると、こういうお話を聞きましてそういった方向、期待をしているわけでありましてけれども、そんな心配がなされてなりません。例えば、当面の集

客対策の一環として小さな食堂や、土産品売り場、各種展示コーナー、農産物の直売コーナー等を併設いただけないか。また、将来には景観等を含めた、見せるものを作ることが重要なポイントではないかと私は考えております。町の考え方について、こんなようなコーナー等も設置いただけるのかご回答いただきたいと思います。

○地方創生担当課長

ただ今のご質問にお答えいたします。議員からご指摘のいただいた食堂等がございますけれども、子どもの保護者の方やら、また他市町村のアクティビティ施設の利用者からも「休憩時に気軽に利用できるカフェのようなものを作ってもらえないか」といった声をいただいております。また、若者、また子どもたちの集う場所と申しましたけれども、やはり幅広い世代の方にご利用いただきたいと思います。お子様が利用される場合にあたりまして、家族が送り迎えや付き添いで訪れていただくことも想定されますので、これらの方に物販等、お土産を売る等も良い提案だと考えているところでございます。一方では、今回の事業は既存施設の改修のためスペースに限りがございます。そういった中で、また現段階ではそれぞれのサービス施設がどれくらい需要がある、需要が生まれるであろうか、といった把握が困難でありますので、必要な施設規模もまだ明確にできない状況でございます。そういった中でそういった要望に対する施設整備については、最低限にまずは留めて始めてまいりたいと思います。具体的に申し上げますと、飲食につきましてはセルフサービスを基本とした軽食等が子どもたちの活動の様子などを見ながら館内で取れる場所については最初から確保してまいりたいと思います。物販等についてはサービスエリアのように休日やイベントの際に仮設テントや移動販売車で販売をするといったことも想定できますので、屋外で利用できる水道や電源などを併せて整備をしていまいりたいと思います。また、将来的な点も踏まえながら2階にも給排水等の配管を行ってまいりたいと思います。このほか指定管理者が自主事業として取り組むことも予想されるところでございます。いずれにしましても、利用状況を見ながら運営の中で柔軟に対応を図りたいと思います。以上であります。

○中谷（6番）

ただ今、質問をお聞きしまして、いろいろ考えていただいて前向きな検討もしているということでございますので、どうかよろしく末永く大勢の方がみえるような施設利用の形にもっていただくことを要望しておきます。私は現在、私ごとでまことに恐縮でございますけれども、荒神山山野草友の会、辰野町オモト愛好会、荒神山景観ボランティア、軽トラ市実行委員会等の仲間と一緒に、元気な町づくりを目ざして活動をしているところであります。それぞれの組織が全員「協力を惜しまない」と言ってくれております。ぜひ、直売コーナー等を検討していただいて、多くの皆さんがウォーターパークへ来ていただけるような、また楽しんでもらうような施設にさせていただきたいことを、あえて提案するしだいでありまして、よろしく申し上げます。それでは、質問を続けます。

2番目の辰野病院についてと題して2件ほど質問をさせていただきたいと思っております。まず、1点目でありますけれども、医師確保の展望について質問をしたいと思っております。先日、提出された28年度病院事業会計補正予算によると、入院収益は増加したものの、外来収益では前年対比1億5,000万円、また28年度計画対比では1億1,000万円のそれぞれ大幅ダウンとなっております。整形外科や小児科の医師不足が原因とお聞きしております。話では、通常医師1名当たり1億円ぐらいのの売上に通じるとお聞きしているところであります。まさしく、医師不足は辰野病院の致命傷とも思われます。従来より医師確保のために関係者が奔走努力してきた実態は、よく承知しております。現在では全国的に医師不足で大型病院や有名病院に集中し、地方の小型病院には来てもらえない実態とお聞きしております。当分の間、現状の医師不足は続いていくものかと思っております。続いてもう1つお尋ねしますが、新病院建設に当たっては、当初5カ年位は5億円前後の赤字も覚悟しなければならないと判断されておりました。病院施設は、上水道や下水道と同じく町にとって大変重要な施設であり、町の財政負担や支援は当然と思っておりますが、辰野町の財政規模からして

どのくらいまで支援することが許されるのか、妥当なのか。まずこの2点についてお尋ねをしたいと思います。よろしくお願いします。

○辰野病院事務長

医師確保に関しましては、今までにも何回も質問いただいております。毎回、良い報告ができずに申し訳なく思っております。当院のような小さな病院の医師確保は大変厳しく、信州大学にも町長はじめ院長、副院長とお願いに行っておりますが、成果が出てこないのが現状です。県の修学資金貸与医師の受け入れ希望も出しておりますが、対象人数が少ない上、マッチングする医師も少なく、期待することはできません。そのため昨年度、28年度ですが大手人材バンクの方にもアウトソーシングとして医師確保の方の委託をしておりますが、その会社の方の話としても非常に難しいということが現状です。このまま医師が見つからない状況が続きますと経営上、危機的状況となってしまいます。町の方の負担もどのくらいまで可能かというところをお伺いされましたが、現状が私たちの中ではもうマックス状態だと思っております。人口減少が進んでいます現状の中において、これ以上、町の方に負担をかけることはもう厳しい状況と思っておりますので、何とか医師確保の方には力を入れていきたいと思っております。あと、職員の方にも非常にそのへんの危機管理を持ってもらうようには努力しておりますが、当時、建設当時、確かに5年間、減価償却の関係もあって29年度くらいまでは厳しいという話をしておりましたが、予想を反しまして、良かった年もあり、悪かった年もあるということがありますが、今後の展望としましては本当に医師の高齢化も含めておりますので、なおいっそうの努力が必要と感じております。以上です。

○中谷（6番）

今、ご説明をお聞きしまして、現状については十分理解をしておりますし、病院の関係者の皆さん方、大変苦勞しておる状況についても十分理解をしておりますので、よろしくお願いします。それを踏まえまして2番目の質問に移ります。前段、辰野病院の経営状況や医師不足から、外来患者の減少で外来収益の落ち

込みや、人件費アップで経営悪化が進行している状況をお聞きしています。今後の取り組みなり、経営改善に向けた方向性についてお尋ねしたいと思います。まず、私は「町立辰野病院改革プラン」29年3月の策定の際の資料を見ました。「辰野病院の現状と課題」と題して、次の様な文面が記載されていますので、朗読をいたします。1つは、「町の状況として人口減少が顕著であり、高齢化率も36%と非常に高く、税収の伸びも期待できません。その中であって、病院をもつと言うことは非常に厳しい状況です。町からの繰入金も負担増にならないよう経営努力を必至で行います」とこのように記されております。また、2番目に気になったことは、「経営形態の見直し」の項がありました。前回の改革プランでは「現状維持」と決まっておりますが、今回の平成28年から33年3月までの5ヵ年の計画について申し上げますと、「町単独では病院経営は財政的に厳しく、今後は指定管理者制度や民間移譲を視野に入れていく必要がある」と、しています。医師不足は、まだ当分の間、続くことが予測される場所でもあります。さりとて、総務省からの一般会計からの繰り出し基準もあり、他会計からの支援も限界があると私は考えます。辰野病院の経営改善対策や今後の経営形態の見直しについて、お伺いしたいと思います。まず職員の皆さんの頑張りは十分理解しておりますので、町長さんにぜひお聞きをしたいと思いますが、今後の辰野病院について経営改善対策や経営形態の見直し等について、どのようにお考えであるのか質問をいたします。よろしく申し上げます。

○町 長

辰野病院の関係であります。本当に町にとっては必要欠くべからざるの施設であろうとこんなふうに思っております。経営形態だとかそういうお話でございます。こちらの方で「今後って」も、受ける方で、受けるって言うんですかね、相手もあることですので、こっちが思いが通じるとは限りません。実際に状況が良ければ、それなりの所もあるでしょうけども、現状を見れば、かなり厳しいんではないかな、こんなふうに思います。しかしながら、今のまんまで決して良いとは思っておりません。どんな状況にしてもですね、前に進んでいくっていう方策を考えていかな

きやいけない、こんなふうに思います。相手もあることですので、いろいろの関係を提案しながら進めていく、そういったことも必要でありますし、経営って言うんですかね、経営改善こうったものも受けながら職員がまた本気になって取り組んでいかないと、どっちにしてもできないことですので、そういったことを頭に入れながら将来計画とは、また多少違ってくるものもあるかと思えますけれども、常に模索しながらいかなければいけない、こんなことだろうと思っています。よろしいですか。

○中谷（6番）

ただ今、町長さんから思いなり、現状、これからの考え方につきまして整理をしてお聞きいたしましたので、理解をいたしました。そこで1つ付け加えさせていただき、提案をさせていただきたいと思いますが、私は新病院建設時も参画してきた者として大変つらく思いますが、ぜひ時期を失しない対応というものが大切だと。このままずるずるということでなく、状況をしっかり判断していくべき方向については、しっかり町長のご指示で方向を定めていくと、こういう努力を怠らないようお願いを申し上げたいことを申し添えて、病院問題については終わりといたします。よろしくお願ひします。

続いて3番目の質問に入ります。スマートインターチェンジ建設構想の推進についてと題して質問を続けます。私は過去3回スマートインターの建設の必要性について提案してまいり、大変このことに関心を持っている一人であります。3月の一般質問では、小澤議員より「荒神山にオアシス型スマートインターを」の提案がありました。町長は「地域生活道路の補修に全力を」、課長は「前回の検討時点では、ハイウェイオアシスの考えはなかった」と。「実施の方向が出れば、勉強会や地区協議会の設置をしたい」との答弁をされております。前回の調査の結果ではありますが、経済効果は十分にあり、ただし取り付け道路として町の負担部分が6億7,000万円。これはまあ聞いた話でありますので、確かではありませんが6億7,000万円ぐらい町が負担しなきゃいけないというふうなことで、「課題山積の中ですぐ

にこのような大きな投資をして着手することはできない」との、町長の考えをお聞きしました。「決してだめということではありませんけど、すぐは着手はできない」と、こういう返答でありました。小澤議員の提案しているオアシス型や、また、ある人の提唱しているようなモータープール型での事業団へお願いして、この施設ができれば町の負担は極めて少ない額で実現できる可能性もあると、こんなふうにお聞きをしてるところでございます。町長の言われる大掛かりな生活道路の整備については、国や県の方針で南から整備されてくるので、もうしばらく時間がかかるというのが大方の皆さんの関係者の声であります。しかし町の人口減少が加速している現在、1人でも、多くの若者に地域に残ってもらうためには広い地域での優良企業への就職を可能にするためのインターチェンジ、または人口増につながる企業誘致にも大変効果があるスマートインター。また現在、町の若者の一番の悩みは朝夕の渋滞であります。その緩和策にも大変有効な手段になるのではないかと、考えます。また最近、大きな災害が各所で発生しておりまして、災害時のルート確保にも大変有効な施設と私は考えます。現在、交流人口を狙った観光事業にも荒神山公園をはじめ、町内観光はもとより、広域観光で伊那谷を辰野から下伊那へ、下伊那から辰野への、そうした時代がすぐ来ようとしています。辰野町を通ってもらうためにもスマートインターは大変な施設と考えます。10年先を見据え、町の発展のために布石として、このスマートインターは重要な施策と考えて私はおります。町長並びに関係当局の皆様方の積極的な検討と取り組みを、再度提案したいと思います。また後段、小澤議員、垣内議員の質問も控えておりますので、細部については町長の答弁はいいわけでございますけれども、前は予算の関係、あるいは町内の道路整備を最優先をしたいと、こういうようなことから少し手が着かないと、こういうことでありますけれども、道路情勢も国の施策等もありましてすぐは辰野の方へ整備画進んでくるというような状況にもありませんし、まだ10年もかかると、こんなようなことでありますので、我々としては1日も早くスマートインター、方法についてはオアシスにするか、プール方式にするか、道の駅方式にするかは別といたし

まして検討はいたしても、ぜひ、早期にこの問題を検討して着手することは町の大きな政策的課題だと、こんなように私は考えられます。ぜひ、そんな観点から町長の考え方を、再度お聞きをしたいと思えます。もし、あまり多額な額をかけなんでもできるということなら実施をしてもよいのかどうか、ゴーのサインがでるのか、現状では町長の方針が最優先で前へ進まないというのが実態でありますので、ぜひそこらの感触をお聞きしたいと。また世論がここまで来てないということなら、世論、喚起、それは我々の仕事としてやらなきゃいけないと、こんなふうに今思っておりますので、ちょっとチラッと町長の腹を聞かせていただきたいとこんなふうに思って、蛇足でありますけど、よろしくお願ひします。

○町 長

スマートインターチェンジのお話でございます。中谷議員さんの考えを否定するものではございません。いいなあとは思えます。そんなふうにまた、いつかできればいいなあと思ひながら私もできるだけ町内道路だとかそういったものを最優先にという思いでやってまいりました。なかなか厳しい予算の中です、やってまいりました。特に国の予算がですね、社会資本整備総合整備事業、なかなか付きづらくなってきております。話は違うわけでありましてけれども、今年も荒神山の関係で予定をしてた事業につきましても、どうも話を聞いてみますと予定した40%ぐらいきり予算が付かないではないかと、こんなお話でございます。そうすると、同じことやるにも町費、単費が多くなってくるということでございますので、できるだけそちらの方を優先ということについては変わりはございません。10年、20年先を読めないって言えば、それまでのことでありましてけれども、そういったことでこの前の3月の議会と同じに今のところは、ほかの所を優先したいとこんな思いは変わっておりませんので、ご理解をいただければ、こんなふうに思えます。決してそれが悪いと言っているわけではございません。以上です。

○中谷（6番）

ちょっと説明を落としましたけれども、用地の確保等についても何とか見通しが

立つというふうな状況にきておりますし、費用等についても、そんなわけで膨大な町負担がなくて済みそうな、というような話もお聞きしております。ぜひ、議員の仲間にも大勢スマートインターを造りたいと、こういう要望も出てきておりますので、皆で研究をして、また町長にお願いしたいと思っておりますので、前向きなご検討をぜひぜひよろしくお願いを申し上げて、私の一般質問は終わりです。よろしくお願います。終わります。

○議 長

ただ今より暫時休憩といたします。なお、再開時間は2時50分といたしますので、時間までに入場をお願いいたします。

休憩開始 14時 34分

再開時間 14時 50分

○議 長

再開します。質問順位6番、議席2番、向山光議員。

【質問順位6番 議席2番 向山 光 議員】

○向山（2番）

それでは通告に従って質問してまいります。今回は12月定例会、3月定例会に引き続いて湖周行政事務組合の一般廃棄物最終処分場の問題、また、3月議会での質問を更に深めるという意味で松くい虫被害とその対策の問題、この2点に絞って質問してまいります。

まず、湖周行政事務組合の一般廃棄物最終処分場問題について質問いたします。湖周行政事務組合の3市町長から町理事者に対して、諏訪市板沢地区への最終処分場建設計画について話があったのが、昨年9月6日と聞いております。以来、9ヶ月が経過したわけでありまして、大きな流れを振り返っておきたいと思っております。町議会へは10月7日に全員協議会において、組合事務局から説明がありました。板沢の下流域に当たる沢底区、平出区に対して、合わせて4回の説明会が開催されましたが、大きな反対の意見が相次ぎ平出では具体的な説明会に入らずに打ち切られまし

た。両区での反対決議等を踏まえて、同じ竜東地区の赤羽区、樋口区でも反対決議等がされ、町議会へも陳情がされました。それを受けて、議会では1月臨時会において「地元の同意がない限り建設に反対する」旨の意見書が採択され、当時の宮下議長が、湖周行政事務組合とそれを構成する3市町長へ意見書を、そして、各議会にはその旨の要望書を、直接提出しました。一方、町では12月28日に武居副町長が副組合長である小口岡谷副市長に「予定地の選定や建設に対する不信感や不安感が払拭されないままでの調査開始に反対せざるを得ない」旨の申し入れをしていただいています。これらの動きを受けて、組合では28年度に計画、予算計上した水質等の調査について、28年度の執行を断念し、29年度予算で改めて計上し直しております。そこでまず、3月定例会以降の町で把握している経過、現状についてお聞きいたします。

○住民税務課長

向山議員の質問にお答えします。その後の経過についてでございます。3月議会で回答しておりますので、以降の経過について説明させていただきます。3月9日に行われた議会定例会以降の経過でございます。先月、5月17日、平出コミュニティセンターにおいて、板沢地区最終処分場阻止期成同盟会が発足いたしました。加島町長、岩田議長が顧問に就任いたしました。5月27日、平出コミュニティセンターにおいて、最終処分場建設に伴う懇談会が行われ、板沢地区最終処分場阻止規制同盟会の役員と湖周行政事務組合と構成している組織市町村の副市長らとの懇談が行われました。本日までの、経過は以上でございます。

○向山（2番）

この間、町とも町地元ともですね、協議をしておるわけですがけれども、今、報告のありました湖周行政事務組合と建設阻止期成同盟会ですね、この懇談会についても町の職員にも出席いただいております。これは3月議会での町長が私たちと全く同じ思いだということを受けてのことだと思っております。それで、今報告ありましたように岩田議長、それから町長には期成同盟会の顧問に就いていただきました。

一般的にですね、この種の地域の課題を扱う組織に行政のトップである町長が顧問になるということは、あまり例がないのではないかと思うわけですが、そこを顧問として就いていただいた、そのことに感謝と敬意を表したいと思います。その上で、問題が表面化してから9ヶ月が経過した今、改めてこの問題に対する町長の所見、現在の思いをお聞きしたいと思います。

○町 長

はい、向山町議さんにお答えをしたいと思います。湖周の最終処分場の問題がもう大分、時間が経つわけでありましてけれども、地元の皆さん方、本当に熱心に運動を高めていただきまして、期成同盟会の結成となりました。先ほど、経過でお話申し上げましたけれども、この前の時にですね、会長さん方、お見えになった時にホームページを立ち上げるというお話ございました。町の方ともリンクをバナーを通じてリンクしていただけないかと、こんなお話ございましたので、その内容等について協議をして、載せる準備を進めております。その中身は後ほど課長の方から申し上げたいと思いますけれども、最後にですね、町議会、区長会も賛同し、現在に至っております。町も住民の皆さんの声を大切にし、同盟会運動の応援をしておりますと、こういうことで結んで文章をホームページって言うんですか、リンクを貼りたい、こんなふうに思っておりますので、課長の方からその内容について申し上げたい、こんなふうに思います。以上です。

○住民税務課長

先ほど、町長からお話のありましたホームページについてでございます。掲載文でございますけれども、「湖周最終処分場建設問題について」というようなタイトルでですね、辰野町の考えをホームページ上に掲載したいと思います。内容につきましては「湖周行政組合による板沢地区一般廃棄物最終処分場建設問題について、5月17日『板沢地区最終処分場阻止期成同盟会』が発足いたしました。地元説明会に至るまでの経緯、永久的な安全性等に対する地域住民皆さんの思いであります。今回の問題は、建設予定地が分水嶺を越えた辰野側にあり、過去に何回も争いと

なった地域であることなどもあり、町の源流ではなく、峠の向こう側で建設してほしいと、住民の皆さんの反対運動が広がりました。決して、湖周行政事務組合の最終処分場建設について反対しているわけではありません。町議会、区長会も賛同し、現在に至っております。町も住民の皆さんの声を大切に、同盟会運動の応援を「してまいります」その内容で掲載させていただきまして、その下部にですね、期成同盟会のバナーからリンクを貼るよう進めております。以上でございます。

○向山（2番）

行政同士の大変難しい課題についてですね、明確に私たちの地域の皆さんの思い、運動を応援していくということ、はっきりと表明していただくということについて大変力強く思います。ありがとうございます。この間の話し合いなどを通じて、問題点が整理されてきています。組合側は「安全な施設」と言っていますが、東日本大震災などで明らかなように100%安全などというものはない、安全神話は崩れているということ。そして、だからこそ「安全というなら、諏訪市側へ作ればよいのではないか」「板沢地区よりもはるかに多くの住民が住む沢底、平出の住民の同意が得られない状況で計画を進めることは認められない、したがって、板沢地区への建設計画の白紙撤回を求める」というものであると思います。この住民の強い思いに応え、引き続き、町長を先頭に行政も一丸となって対応していただくよう要望しておきたいと思います。5月29日の組合議会全員協議会に対する新聞報道、あるいはLCVの放送等を見ますと、諏訪市の金子市長が辰野町住民への説明に出向いて来るのかという点は、どうもよく分からないのでありますが、「金子市長と話がしたい」というような形で伝わっているように思えるわけですが、実はそうではないということです。住民の思いとしては「組合の中で全く権限がない諏訪の副市長といくら話をして、結論が出るわけがない。事態は進展しない」「膠着している事態」というような表現も報じられていますが、「事態を膠着させているのは、組合側であり白紙撤回と言うならばともかく、それ以外に説明をしたいというのであれば、権限のある市長が出てくるしかないのではないか」というのが、住民の思い

であると思います。このことがそれぞれのトップにきちんと伝わっていないのではないか、ということが私たち地元住民の懸念であります。そういう点から私も機会があればアプローチしていきたいということを指摘をして、この件に関する質問を終わりたいと思います。

次に3月の定例会に続いて、松くい虫による松枯れ問題について質問いたします。前回の質問に際し、町長からは「枯れた木を見たら放っておくことなく素早くやる、さまざまな制約があっても『やってから考える』くらいの気持ちで対応するよう指示している」という力強い答弁がありました。また、産業振興課長は「パンデミックにならないように」という表現をしていました。私も時間の関係でそういう表現は申しませんでした。人間で言えば「伝染病」今の言い方であれば「感染症」ということになると思います。感染力の強い感染症の場合は、隔離しなければなりません。松くい虫も放っておけば強い感染力をもって急速に広がっていきます。しかし、人は隔離できても、松くい虫のマツノマダラカミキリやマツノザイセンチュウは隔離ができない。それに代わって、早期発見、早期伐倒処理が必要となるわけですが、そのアカマツの所有者が所在不明であれば、伐倒の了解を取ることができない、私有財産であるわけですから勝手に伐れないわけです。このところを私は最初一番心配していたわけですが、森林病虫害防除員、これは県の職員が担当するようですが、この防除員による措置が、いわば職権でできるということでありました。最後はこの方法があるということでありました。そこで今、何が一番課題であるのか、ということで質問を進めてまいりたいと思います。3月に質問をした後で、『議会だより』に載せるために写真を撮りに松くい虫の被害現場に行きました。伊那市の福島から手良あたり、東県道沿いも、高遠線沿いも、遠くから見ただけでも被害の状況は大変深刻に見えるわけですが、近くに寄って見ると、これは相当に大変です。長野道を松本から長野へ向かうと、あるいは、中央道を飯田から恵那へ向かうと、沿線の松くい虫被害は相当ひどいものでありますが、これに近い状況になっているわけです。枯れて小枝が落ちて、数年経ったまま黒く立ち枯れしている木、「白骨

化」というふうに言っているようですが、これが、伊那市辺りにもあります。新緑を迎えたこの時期はマツノマダラカミキリが羽化する時期でもあるわけですが、この時期に至って状況はほとんど変わらず、松枯れの木が新緑の中に目立ってきています。町長は「伊那市や箕輪町、南箕輪村で、必死に食い止めを図っていただいていたんだけど…」と答弁されていますが、実際のところどうなのか。一生懸命に伐っていて、1ヘクタールとか、きれいに伐ってしまっているところもありますが、3月の末の段階でも、まだ枯れたままの松があっちの山にも、こっちの山にも相当にあるわけです。それは今も変わりません。伐倒処理は上伊那森林組合に委託するというのですが、それで間に合うのか、処理しきれぬのか、ということが心配であります。辰野へ本格的に入ってきた場合の対処について、今からきちんと検討をしていくことが重要である、これが今、一番の課題ではないかと思うわけです。そこで、長野県の林業総合センター、塩尻にありますが、そちらや伊那市へ出向いてお聞きしたことなども踏まえて質問してまいります。まず、これまでの経過を整理すると、27年度は樋口、赤羽において標高720～725メートルの所で2本の被害木があり、28年度は87本の枯損木があって、そのうち北大出地区の800～850メートルの所で4本の被害木が確認された、ということであります。28年度までに松枯れが確認されたものについては、全て伐倒、検査がされたという理解をしておりますが、それでよろしいでしょうか。

○産業振興課長

向山議員の質問にお答えをいたします。27、28年度のですね、実態について、今ご案内のとおりでございます。28年度の実態につきましては検体調査依頼本数87本で、全てを上伊那森林組合へ伐倒処理委託をして、その全てで処理済みということで結構でございます。以上です。

○向山（2番）

それ以上の被害木はなかったということでもあります。そこでですね、松枯れのメカニズムについて、くどいようですが少し述べておきたいと思いますが、マツノマ

ダラカミキリがアカマツの枝を食べて、その時に、その食べた傷口を通して、カミキリムシからマツノザイセンチュウがこのアカマツに移る。そして、そのザイセンチュウが爆発的に増殖して、松枯れを起こすというものであります。伊那市では、夏の間には松枯れの状態がなく、秋に感染して年が明けて春になってから松枯れが発生、確認されるという事例が多く出てきているということでもあります。長野県のような寒冷地では、夏に感染した松が秋以降の低温状況により、ザイセンチュウの増殖が抑えられ、翌年の気温上昇に伴ってザイセンチュウの活動が活性化し、増殖後に松が枯れるというもののようです。それを「年越し枯れ」と言うそうですが、こういう「年越し枯れ」が、辰野では確認されているのかどうか、お聞きします。

○産業振興課長

それでは平成29年度に入りまして、この5月末までの状況についてご案内を申し上げます。この5月末現在で、伐倒処理した本数は6本でございます。場所は樋口の山際、こちらで4本。それから荒神山の公園内で2本ございました。これらが「年越し枯れ」と言われているものかどうなのかは明確でございませんが、時期としては合致しているのではないかと思われれます。また、今年度の検体調査依頼本数は現在で13本となっております。このうち松くい虫の感染が確認されたのは、残念ながら1件、樋口の箕輪境に1本、現在まで1本。こちらについては既に処理済みでございます。以上です。

○向山（2番）

そここのところ、くどいようですが確認したいのは、6本については樋口の4本と荒神山の2本については年越し枯れの可能性があるかと。13本についてはどういう考えでいるのか、お聞きしたいと思います。

○産業振興課長

13本の中には6本が含まれております。その残りのですね本数につきましては、現在松枯れが確認されているのみで、具体的にそれが検体として県の方へ提出されて、今調査中という状況でございます。以上です。

○向山（2番）

年越し枯れであるかどうかというの、これからですね処理をするスピードの問題もあります。今まではそういうことを注目せずに、とにかく枯れているものがあれば、対策をってということなんですが、いつ枯れたのか、いつ発見したのかっていうことはきちんとこれから把握しておく必要があるだろうと、それはお互いの共通の問題意識として確認しておいた方が良くはないかというふうに思います。マツノザイセンチュウが増殖していく過程で、アカマツは大量に松脂を外に出します。松脂はテレピン油が主成分で、その匂いに誘引されて再びカミキリムシが寄ってきて、そのアカマツに産卵をするということでもあります。その数、実に約100個。松枯れになって2年経つと、テレピン油も出てこなくなり、ほとんど産卵がされないというふうに聞きました。卵はアカマツの中で幼虫になり、蛹となって翌年の初夏に羽化、脱出し、新たなアカマツの枝を食べ、やがて産卵するというわけです。中には稀に、1年で蛹にならず、2年目に成虫になる場合もあるとのこと。元気なアカマツではカミキリ虫の幼虫が育たないと。これらのことを総合すると、松枯れからその翌年の初夏までに枯損木を処理することが最も大切なことだと思います。逆に言うとですね、3年目以降、例えば、白骨化したものを処理してもですね、あまり松くい虫対策としては意味がない。もちろん、倒木等による防災上の問題や、景観上の問題がありますから、放置しておくべきではありませんけれども、パンデミックのような爆発的な被害拡大を防ぐとともに、万一処理が間に合わなくなったら、今の発生メカニズムを踏まえて優先順位を付ける。いわばトリアージのような対応も必要な場合が出てくるわけでありまして。今や、伊那市はそのような状況に至っているというふうに聞いております。とにかく、松枯れを早く発見し、それがいつ枯れたものかを把握した上で、初夏までに処理をする。しかも、羽化の時期が早まっている。これもまあ伊那市の状況について新聞報道がありました。こういうことも報道されていますので、処理の時間的余裕は狭まっているというふうに思い

ます。とにかく早期発見、早期伐倒、これが一番であります。年越し枯れも含めて、この早期発見のためには、住民の協力も重要です。マツノマダラカミキリの飛ぶ範囲、飛行能力は、実験では3キロメートルあったと聞きます。そうすると、本当に辰野町全体で監視していく必要があると思います。3月の答弁では、松くい虫監視員を増員して、7月から11月に巡視していただいているとのことでした。年越し枯れのことも含めて、住民への啓発、また、松くい虫監視員の活動期間の見直しも必要だと思います。この点についてどう考えておられるか、お聞きします。

○産業振興課長

町民の皆様への啓発といたしましては、ちょうど各家庭に配られる『広報たつの』6月号の方にですね、記事を掲載いたしました。多くの紙面は割けませんでした。松枯れ被害の拡大の現状、松枯れの早期連絡の要請、それから松くい虫監視員の立ち入りへの協力。それとともに、松くい虫被害がどのように起こるのかについて記載をいたしました。去年は6月13日に開催した松くい虫の防除対策監視員の打ち合わせ会でございますが、去年に比べて約1ヶ月早めて本年は5月の18日に開催いたしました。去年から増員した監視員11名の体制を維持するとともに、巡視期間を1ヶ月早め、5月から9月まで月1回巡視をして拡大防止に取り組んでまいっております。また、6月の下旬には山林管理団体の対象の林務関係説明会を開催する予定でございますけれども、その場においても情報提供をして啓発を強めていきたいと考えております。以上です。

○向山（2番）

広報っていうのは1度見るとそれっきりで、大体終わってしまうっていうのが大体の常だろうと思います。私はですねコミュニティーセンターとか人々が頻繁に出入りする所にですね、ポスターのようなものでですね、常時、ふっと気がつく、行った時に「あっ、そういえば」というような形でですね啓発することも非常に大事じゃないかというふうに思います。これは提案しておきたいと思いますので、検討していただきたいと。かつては、カミキリムシの幼虫が育つための条件からで

すね「寒冷地には入ってこない」とか、「標高は 800 m まで」とか言われていたと思います。それが段々広がってきています。3 月にも申し上げましたが、松本市では標高 1,000 メートルくらいの所でも被害木が確認されています。カミキリムシが耐寒性を持ってきたとか、温暖化のせいだとか、そんなふうに思っていたわけですが、実は、マツノマダラカミキリと同じ属で、これに非常に近いカラフトヒゲナガカミキリというカミキリムシがいて、これもかなりマツノザイセンチュウを媒介する。そして、その名の通り、マツノザイセンチュウよりも耐寒性があるし、羽化の時期が早いようであります。これは、実は外来種ではなくてですね在来種だそうです。どういうわけか氷河期の関係でしょうか、北海道、青森にはいないけれども松本地方には多くいる。塩尻市辺りにも生息していると聞きました。ついでに言えばですね、マツノザイセンチュウだけが、マツノマダラカミキリも在来種で松くい虫の発生メカニズムで言うと、マツノマダラカミキリだけが明治の末期に輸入材と一緒に潜んで入って来たと。で、ほかのザイセンチュウもいるんですが、日本在来のザイセンチュウはこういう爆発的な被害は及ぼさないということのようではありますが、いずれにせよですね、このカラフトヒゲナガカミキリですね、これが辰野町で確認されているかどうか。それについてお聞きしたいと思います。

○産業振興課長

現時点では、初めてお聞きする情報でございます。県などからの情報提供はありませんので、現時点では承知しておりませんが、6 月の 28 日に上伊那の松くい虫防除対策協議会が予定されております。そういった場でもですね、県からの説明があるかもしれませんので、注視してまいりたいと考えております。以上です。

○向山（2 番）

実はこのカラフトヒゲナガカミキリについては伊那市の担当者も知らなかったと。林業総合センターの方から聞いた話でそういうことで申し上げたんですが、まあいろいろ羽化の時期が早まっている等、標高が高くなっているっていうことを考えると、ことによるとカラフトヒゲナガカミキリが媒介している可能性もあるので、辰

野町でも被害の今後の広がりを予測する上では重要なポイントだと思います。ぜひ、県との連携をとってですね、調査っていうかですね。あるいは、この生態もよく分からないわけですね、どのくらいの所まで幼虫が羽化するのかっていうことも分からない。ぜひ、県でも突き止めてほしいなというふうに思いますので、要望しておきたいと思います。

次に、枯損木の処理方法についてお聞きしたいと思います。伐倒した後、破碎してチップにし幼虫の成長を防ぐ方法と、よく皆さんご存知のようにビニールで覆って薬剤で燻蒸する方法とがありますが、辰野町では、これまでにどのように行っているのかお聞きします。

○産業振興課長

枯損木が道路沿いにあるなど、搬出が比較的簡単にできる場所ではですね、搬出の上、破碎チップ処理にしておりますけれども、その本数は極わずかでございます。処理した材のほとんどは、山の中で燻蒸処理をしております。なお、搬出が困難な場所に被害木が多いのと、被害地域に現時点で指定されていない当町の場合はですね、この町域、地域内での移動によるリスクの方を考えてということもでございます。なお、上伊那森林組合では搬出したものを破碎チップ化してペレットストーブ用燃料ペレットに加工しているということでございます。以上です。

○向山（2番）

地形上の問題があるということではありますが、燻蒸処理っていうのはあんまりん見た目も良くないし、できることであればいくらかでも再処理ができるようなチップ化っていうのが、これは地形の問題もありますからね、チップ化ができればそのようにする方がいいんじゃないかな、というふうに思って指摘をしておきたいと思います。続いて、枯損木の処理態勢についてお聞きしたいと思います。ちょっと長くなりますが、まず伊那市における被害状況と処理の状況について、概略を述べておきたいと思います。伊那市では、平成18年に松くい虫被害が確認され、つまり、辰野より10年早いわけですが、この年は731立方メートルの被害であったものが

年々被害が拡大し、23年度には2,000立方を超え、28年度には、過去最高の2,847立方になっています。28年度の松枯損木処理は、竜東・竜西の2地区に分け更に、今申し上げた急傾斜地では燻蒸処理、それ以外のところは破砕処理ということで、合わせて4件の入札を行い、燻蒸処理603立米、破砕処理1,437立米、合計2,040立米、4,432万1,000円かかったということであり、28年度単年度だけで、差し引き806立米が処理されずに残っているという状況であります。処理に当たった業者は、上伊那森林組合のほかに民間の業者も落札しております。上伊那森林組合に問い合わせしたところ、落札しさえすれば作業員を振り向けて処理をするだけの人工は確保できるとのことでした。伊那市の担当者からは、費用が間に合わない。したがって、被害の拡大を防ぐために被害の先端地を中心に、最先端地ですね、被害区域先端ラインの北上を防ぐ、これは町長が3月にも答弁したとおりであります。要は北上を防ぐために作業地の優先順位を決めて計画を立てざるを得ない状況にあるということでありました。つまり、上伊那森林組合では「費用さえかければ作業員を確保できるし、処理は間に合う」と言っていますが、それは、現在の被害が伊那市に集中している時点でのことでもあります。辰野へ被害が拡大してきた場合には、金をかけても作業員が確保できるのか。何よりも、辰野町では、4,400万円という巨額の金を用意することも難しいと懸念しています。松本市では、地元の山林組合等に処理をお願いしている例もあるようです。伊那市でも、地区単位で対策を協議してもらおうよう進めているとのことでもあります。将来、不足する可能性がある作業員、マンパワーの確保をどう進めるのか、地元の山林組合や生産森林組合に委託するというような方法や、森林育成に力を注ぐ個人の方や県の研修を受けた林業士等をお願いする。あるいはそのための養成講座を行う。今からそのようなマンパワーを確保していくことを強く提案したいと思います。燻蒸処理のための薬剤は一般的な農薬であり、特別な資格は必要ないと聞きました。一番は、伐倒のためのチェーンソーの安全講習が中心になると思いますし、そのための保険の手当てとかが必要かと思えます。マンパワー、作業員確保のための講習等の実施について、考えをお

聞きします。

○産業振興課長

今月、下旬に山林管理団体を対象とする林務の関係説明会が開催を予定しております。松くい虫被害の現状を踏まえた作業員の担い手育成に対する意見をその場でお聞きしたいと考えております。また林業技術者を養成するための林業総合センターが主催する、林業技術者養成講習、これは年6回、1回の研修期間は3日間ということでテキスト代のみ、受講料無料という講習会でございます。これをですね、積極的に受講していただければよい啓発していきたいと考えております。以上です。

○向山（2番）

今答弁にありませんでしたが、かつて林業士っていう資格があったかと思います。今どうなっているか分かりませんが、林業士の集まりの会議はあるというふうに聞いておりますので、またそこらへんも検討してですね、活用をしていただければというふうに思います。松枯れの木の早期発見が一番大事。そして、このような講習を実施していくことで、町民の皆さんにも松枯れに関する関心を喚起していく効果もあると思います。ぜひ、今のような取り組みを進めていただきたいというふうに思います。3月にも申し上げましたがマツタケは辰野町にとって大変重要な特産物であり、そのためにも松くい虫被害の拡散・拡大を防ぐことが大変重要です。しかし一方で、それを防ぐためにも、また、拡散した場合の後の対応としても、樹種転換や、複層林、混交林を目指すことも大事です。国においても、また長野県においても、松くい虫対策の中心は樹種転換であると理解しています。その方針を決め、具体的に進めていく、それを議論するだけでも相当の期間が必要と考えます。その工程表をどう描くのか。森林関係者、とりわけ、マツタケ生産者の合意が不可欠です。被害が拡大して被害地域に指定されて、「さあ、県の助言をいただいて計画を立てましょう」ということでは、全く遅いと考えます。伊那市でも箕輪町でも、必死で被害の拡大食い止めに努力していただいているところではありますが、しかし「伊那

市で年間 4,400 万円を投じて、実は被害全体の半分位が残ってしまっている」というふうに聞きました。そして、カミキリムシは 3 キロも飛びます。いつ、パンデミック的な爆発的な被害拡大が始まるか分かりません。山寺喜成先生も強調されていますが、樹種転換は防災の観点からも、また、景観の維持向上の観点からも重要であります。樹種転換に伴い、森林資源の活用の方針も変わってくると思います。さまざまな観点から、総合的にかつ期間をかけて検討する必要があるこの樹種転換を中心とした森林施業計画の見直しについて、早期に検討に入るべきと思いますが、考えをお聞きします。

○産業振興課長

私ども産業振興課の林務係ではですね、被害地域の指定を想定し地域振興局の林務課の指導を得まして箕輪境に位置する山林や、また居住地に近い、いわゆる里山を中心に上伊那森林組合と山林所有者が共同で早期に森林経営計画を策定できないか、検討を進めておりまして、該当する山林管理団体に対しては上伊那森林組合を通じて啓発活動を行っております。アカマツ林を開伐、全て伐採し、新たな樹種を植えるという樹種転換につきましては、言うまでもなく伐採プラス植栽、そして植栽後の管理、育林、これを一体的に行うことが必要となります。ただし更新後の地域をどのようにするのかという話し合いも必要となります。里山については試験で恐縮ですけれども、広葉樹としてクヌギやナラなどが生えて、天然更新がなされる形も良いとは思いますが、辰野町の特産であるマツタケなどの特用林産物を収穫している山をどのように守っていくかという大変難しい課題もあります。また、天然更新に期待して植栽を省略すると災害に強い森林の形成が図られるかどうかは分かりませんので、伐採後の適正な保育を含め、森林組合が専門的な判断を加えながら県の指導を仰いで取り組んでいくことが必要と考えております。以上です。

○向山（2 番）

今、箕輪町境だとか、居住地近く、里山っていうような言葉が出てまいりましたけれども、先ほど来申し上げているように、標高の高い所まで被害が行く可能性が

ある。3月の時にお示ししましたが、竜東の山はほとんど800メートル前後の山なんです。被害が拡大する可能性はもう100%あるというふうに考えなきゃいけないというふうに思います。そういう意味では箕輪境だとか、里山だとかいうことでなくて全町的に投げかけて、できる所はやっぱり早く、これ合意形成がかなり時間がかかると思うんです。ですから全町的に投げかけて早く対応できる所からやっていくっていうことも必要ではないかというふうに指摘しておきたいと思います。それでですね、もう1つ樹種転換のための費用については今日はお聞きしませんけれども、被害地に指定されると県の保全松林研究保護整備事業っていう補助金が付くんじゃないかと思えます。ただ、これ被害地に指定になった場合で、実はですね長野県77市町村の3分の1、26市町村がまだそこまで至ってないんです。辰野町、それから隣の諏訪圏域全体ね、だから考えてみるとですね諏訪への松くい虫被害は辰野町から行く可能性が非常に高いわけです。塩嶺峠は標高の問題があります。あとは、釜無水系から富士見を經由か。ちょっと北の方は標高高くて霧ヶ峰の方からは来ないと思いますから、ですから先ほどは板沢の問題言いましたけれども、辰野の方から、これ自然のものでしょうがないですけどね、できるだけ辰野の方から松くい虫の被害が岡谷を通じて諏訪へ広がらないように頑張らなきゃいかんということも含めてですね、樹種転換を松くい虫被害の指定がなくてもできるようなことを、ぜひ県の方へも要望していただきたいと、私も別途そういう要望をしていきたいというふうに思いますが、よろしく提案しておきたいと思いますので、お願いします。松くい虫被害対策については、今申し上げましたように樹種転換が、予防や体質改善という大局的な対策だとすれば、手術や対症療法として枯損木の伐倒処理や薬剤注入、薬剤散布等があると思います。薬剤散布については、相当効果はあるようです。松本市のマツタケで有名な四賀地区では薬剤散布によって効果が出ていると聞いています。伊那市にはマツタケ研究で有名な方もいらっしゃいますが、その方も薬剤散布について積極的に考えておられるようでありまして。私は薬剤の残留農薬や、そのことによる、いわゆる風評被害のようなもの、更にはドリフト被害

や、特に辰野では表流水を上水道水源に用いている等、心配したわけであります。人間に対する毒性はそんなに強くないとのことで、風評被害も四賀の方であんまり今のところないと聞いています。しかし、一方で先日来の新聞報道にありますように、松本では薬剤散布について住民への説明や合意形成が不足しているとして差止の仮処分請求の動きも伝えられています。また、果樹農家や養蜂家にとっては、ミツバチへの影響も非常に心配なところだと思います。被害木の伐倒については、どなたも異論はないと思いますが、また、所有者不明の場合には職権でも対応できると、こういうことではありますが、一方、先ほどの樹種転換。つまり大局的な対策と、それから対症療法としての薬剤散布を含めたこういったものについて、広範な住民の合意形成が必要なものもあります。被害地域に指定される前から、早く被害対策の検討に入るべきと考えますが、考えをお聞きしたいと思います。

○産業振興課長

個人有林も多いわけですし、また今ご案内の不在地主もおります。山林に対する意識の持ち方も違うため、合意形成が難しい面もあります。例えば区などを通じて出前講座などを開いて啓発活動をしたとしても、表面的な議論に終始してしまうことが心配されます。先ほどご提案いただいたポスター等の啓発も含めてですね、これから対応していくことも考えてまいりたいと思います。また、しががってチェーンソーなどを扱える林業技術者の養成だけではなくて、集約エリアの山林所有者に具体的な森林経営を働きかけるコーディネーターのような役割が重要になるかと思えます。地域の山林管理団体の、どなたかがキーマンになって周辺の山林を取り込むなどの連携のあり方も検討していく必要があるかと思えます。機会を捉えて話し合いをしてまいりたいと考えております。以上です。

○向山（2番）

今、課長が答弁いただいたことが、私の最後まとめと共通するのかなというふうに思いますが、松くい虫に関する町民の皆さんへの啓発は、町民の皆さんの関心意識を高め被害が拡大した場合の、伐倒、樹種転換、薬剤散布等への住民の合意形成

や協力も得やすくなる。まさに、住民参加、住民参画、住民との協働で松くい虫対策にあたっていくことが大事だと思います。「自分たちの山は自分たちで守る、自分たちで作っていく」そういうものを作り出していく、そのことこそが実は最も重要な松くい虫対策ではないか。そのような視点からも辰野町において、松くい虫対策の議論が町民に見える形で進むことを強く期待して、私の質問を終わります。

○議 長

進行いたします。質問順位 7 番、議席 13 番、堀内武男議員。

【質問順位 7 番 議席 1 3 番 堀内 武男 議員】

○堀内（13番）

先に通告いたしました 2 件について質問いたします。まずはじめにふるさと納税についての質問ではあります。この項目は明日、宇治議員とダブりますので多少項目を絞って行うっていうことでお許してください。ふるさと納税は自分が生まれた故郷で納税ができます。都会とは違って人口が少ない地方の自治体も税収を増やせるシステムだと思います。自分が応援したい自治体、これは市町村含めての寄付をすることができるわけですが、通常の税金と違って使い道を自分で選ぶことができます。自分が払う税金を災害にあった地域の復興に使ってほしいとか、あるいはお世話になった地域の活性化に使ってほしいと思った時、ふるさとの納税を使用することができ、自治体からのお礼の品や税金の還付、控除といったメリットがあるわけです。近年、返礼品に対して高額化が競争の過熱化につながり、というのが現状でありまして、総務省より趣旨と違うんじゃないかという勧告が出されておりますが、返礼品は寄付金の 3 割以内で行うことの見直しが指示されていると思います。ここで質問いたします。ふるさと納税の趣旨に基づく辰野町の考え方についてお尋ねいたします。

○町 長

はい、堀内議員さんにお答えをしたいと思います。ふるさと納税の趣旨等については議員さんおっしゃられたとおり、それぞれの人がその自分の望む地域に税を納

めてその振興に一役買いたい、こんなことでありまして、非常にそういった面では今までと違ったすばらしい制度だと、こんなふうに思っています。制度そのものが発足した当時はですね、皆さん本来のそういった気持ちを大切にして納税等、寄付金を行ったわけでありましてけれども、段々に多く集めたいとか、いろいろの考え方が入り混じってですね、趣旨と自分の気持ちと違うからそれを止めておこうとか、あんまり積極的でないということもありましたし、積極的にやりましょうということとでどんどん進んでいった所もあるわけでありまして、そこらへんのところはそれぞれ考え方によって違ってきてました。辰野の場合にはどちらかという、町のためになるなら大いに取り入れていこう、ただ、本来の持つべき気持ちって言うんですか、そこはしっかり守っていこうと、こういうことでもって始まりましたので、あまり極端なことはしてこなかったっていうことでもありますので、大体、基準の3割ぐらい、そういったものは守れてきたんではないかと。それが本来の趣旨である、というふうに今でも思っています。ただ、全体としてあまりにも格差が出てしまったということでそれぞれ総務省の考え方が広く浸透させないともう身動きが取れない状況になった。こんなふうに思っていますので、それはそれで良いんではないかとこんなふうに思っています。内容については、課長の方から申し上げたいと思います。

○まちづくり政策課長

総務省が求めるふるさと納税の理念は今、議員がおっしゃるとおりでありますし、辰野町の求める考え方は町長がおっしゃったとおりであります。ただし、今、皆さんご承知のとおり返礼品の競争が過熱化しまして、総務省から今該当する市町村にはそういった通知が来ているわけであります。金銭類似性の高いもの、資産性の高いもの、価格の高額なものがこの制度の趣旨に反するとされまして、総務省から見直しの通知が該当する市町村にされたわけであります。実は辰野町にも5月26日でありますけど、この通知がメールで届きました。届きましたというか届いてしまいました。内容につきましてはカメラとICレコーダーが資産性の高いものとして

見直しの通知が来たわけでありまして。これらの返礼品については先ほど町長言いましたとおりに町に関係するものということで、町の産業の代表的なものとして今まで扱ってきたものであります。この通知を受けまして現在取り下げざるを得ないかなと調整をしているところであります。以上であります。

○堀内（13番）

辰野町は骨子としてその趣旨に沿った返礼品の選択をしているというのが現状であろうという形だと思っております。続きましてですね、納税実績推移と協力地区分布状況についてということで、ちょっとお話をさせていただきますが、平成21年より開始した制度ですけれども、辰野町でも当初は十数件の寄付で大体100万円以下、という形だったと思っております。各部門でですね、努力とアイデア並びに返礼品の品揃えにより大幅な寄付金の増がなってきたというのが現状だと思っております。ここで質問いたしますけれども、ふるさと納税の実態推移は明日、一般質問の中であると思っておりますのでそちらで聞いてください。聞いてもらいたいと思っておりますが、平成26年、前半の約10倍、平成27年にそのまた前の10倍、実際にはそこで100倍くらいの驚異的な伸びが示されております。そんな形ですね、その要因は何であったのか。それとあと寄付協力をいただいている方はどの地区の方が多いか、そのへんをお尋ねいたします。

○まちづくり政策課長

はい、それでは平成26年度以降の伸びでありますけれども、この時からですね、職員から返礼品のアイデアを募集いたしましたり、町内の事業者にも返礼品の募集の方を行いまして、返礼品が徐々に充実してきたのかなと思っております。また、年々ふるさと納税の制度自体ですね、これが世間に理解されましてインターネットでも専用のふるさと納税のサイトが構築されまして利用者が拡大したことが原因だなど思っているところであります。寄付者の地域は、全体的にはもう北海道から沖縄まで全国の方々から寄付の方をいただいております。その中でもやはり人口が多い都会の方ですね、がやはり多いです。一番は東京都在住の方。続いて神奈川県、愛知県、

大阪府と続き、こう考えるとやっぱ三大都市圏在住の方が多くなっているのが現状であります。以上です。

○堀内（13番）

都市の方からが多いという形の状況で、我々としても非常にありがたいことかなと思いますが、その中で寄付者の方はですね、要望としてどうであるか、どういうことを要望しているかっていうことにつきましてなんですが、実施要綱によりますとですね、1つは辰野町の要望として自然環境の保全に使う。2つ目は福祉医療に対して。3番目は子育て、教育、文化。あとはおまかせという形だと思いますけれども、この内容からしましてですね、質問いたしますが寄付者っていうのは実際的にはどういうことを望んでいるのか。どういうふうに使ってもらいたいと思っているのか。特に平成27年の実績で、どのように使われたかご説明いただきたいと思います。

○まちづくり政策課長

はい、辰野町ではご指摘のとおり寄付者に4つの活用方法を選択いただきまして、活用をさせていただいております。平成27年度は自然環境の保全に757件、3,649万1,005円。福祉、医療に370件、1,368万7,000円。で、子育て、教育、文化に959件、5,207万1,501円。でおまかせに1,073件、5,421万9,000円活用させていただきました。まあ、おまかせが一番多いわけでありまして。続いて、子育て、教育、文化であります。自然環境の保全では林業事業の松の枯損木の処理や間伐、また鳥獣被害対策、林道整備事業等に。福祉医療では社会福祉費の障害者支援事業や老人福祉事務、衛生費の診療所費、病院への負担金、補助金の一部に。子育て、教育、文化では保育園、小中学校の修繕、備品購入等の一部に。おまかせにつきましては平成26年に17区で開催しました、よりあい会議において出された課題、道路問題の解消にと道路維持だとか道路舗装事業等に活用の方をさせていただいております。以上であります。

○堀内（13番）

今の状況を見ますとですね、まあ、おまかせが多いんですけども、実際にはやっぱり子育て、教育、文化っていうことにやっぱりかなり、2番目に多いっていう形の状況のようですけども、それでは実際的にその活用した状況を見ますと、一般の方がどうに使われたかっていうのはどの程度、公表されているかって言う内容がちょっとあると思います。私もインターネットの状況見ましたら、現状では平成25年は載ってましたけど、それ以降はちょっと載ってなかったっていう形で私は確認を、それしか確認できませんでした。そんな形です、今後、そのへんの公表をどう考えるかっていう形と、そのへんの方針をどうしていくかっていう形の状況のお考えをお聞かせ願いたいと思います。

○まちづくり政策課長

はい、ご指摘のとおり、25年度は寄付金を寄付された方の中で1人のご希望によりまして車イスの搬送車両を購入したものですから、それを主に掲載しています。これはどうしても載せてほしいということで、掲載をさせていただきました。平成26年度以降が公表されていけませんので、今年度は公表していきたいと考えております。『広報たつの』では毎年、寄付者等の各実績を公表していますが、活用実績までは載せていません。ホームページ含めて、どこまで載せたらいいかということも含めて検討させていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○堀内（13番）

あの、少なくとも感謝の気持ちっていうのは表すっていうことは必要かなと。という形でやっぱり掲示するっていう形は良いかなと思いますので、今、まあ前向きに検討するということですので、ぜひお願いをしたいと思います。続きまして返礼品のメニューの関係と返礼品金額比率、及び経済効果について質問いたします。

「ふるさと寄`付渡」としてAメニューからKメニューが設置されておるとは思いますが、これは寄付金額に応じて特産品が数多く設定されているという形だと思います。このメニューにより寄付金の額が大きく左右されるという形だと思います。そんな形で、質問いたしますが返礼品メニューにはどのようなものがあって何種類を

用意しているのか。寄付金に対する返礼金額の比率、先ほどちょっと話がありました。総務省の勧告に30%以上に対して該当するものがあるかどうかという内容と、返礼品供給品に対して辰野町としての経済効果をどう見ているか、お尋ねいたします。

○まちづくり政策課長

返礼品は辰野町の特産物、マツタケやリンゴ、日本酒、鶏肉、軍鶏肉ですね、米などの食糧品をはじめ、辰野町内に工場を有する企業の製造品、扇子だとか、印鑑、カメラ、スーツなど60種類から70種類の商品を取り揃えています。また、季節限定の商品や体験型の返礼品もございますので、その時々で数は変わりますが多くの事業者には協力いただいているわけでありまして、返礼品の金額の比率につきましては辰野町の場合、当初の返礼品と寄付金額の割合の設定をみんなで考えたわけなんですけど、その時、偶然30%としたんですね。なので、ほとんどが30%となっています。他の市町村との関係、同じ品なのに寄付額が低い金額を設定している市があるなどの理由で寄付額をやむなく下げているものもあります。それが30%を超えているものがありますが、それは数品です。先ほど言いましたカメラやICレコーダーですが近隣の市町村の寄付額があまりにも低いものですから、全てそちらに行っちゃったものから、寄付額の方を合わせてさせていただいて30%を超えてるといような事例もございます。経済効果についてはあると思いますし、聞いております。実際に協力いただいている事業者からは「やって良かった」という感想もいただいております。特に人気商品になりますと、500とか一気に数が出るものから「インターネットで売る以上に効果がある」と聞いていますので、経済効果、まあ中には年に数品しか売れないものも、売れないと言いますか寄付を受けないものもございますけれど、かなり出ているのかなと思っているところでもあります。以上であります。

○堀内（13番）

まあ30%を当初から設定したっていうことですので、非常にまあ、ベストだった

のかなってという気がいたしますし、非常に経済効果についても上がってきているという形の状況ですので、非常に趣旨どおりの内容で進んでいるのかなと気がいたします。それで、その中で返礼品の選定基準と募集をするための計画ということでちょっと質問させていただきますが、これは返礼品は少なくとも辰野町の顔となるという形だと思います。選定するにあたり、採用する基準が必要であると思いますが、この質問の中で返礼品として採用するためにどのような選定基準でいうのがあるのか。あるいは、募集はどのような方法で行うか質問いたします。

○まちづくり政策課長

はい。返礼品の選定基準であります。募集要項を作っております。ホームページで公開の方をしております。要件としましては、町内に事業所を有する法人や個人事業者であり、その商品が辰野町の特産品、または辰野町を懐かしんでいた商品や辰野町のPRにつながる商品であること。町内で栽培、製造、加工、販売、サービス等がなされていること。等いくつかの要件を設けています。募集につきましては随時行っております。また、町から逆に提案させていただいて返礼品となっているものも多くあり、ふるさと辰野寄付金の認知度が町の事業者の中でも上がってきているのかなと感じてるところであります。以上であります。

○堀内（13番）

基準と募集方法について今お聞きしました。その状況で問題ないんじゃないかと思いますが、そんな中でですね、返礼品の調達に向けて今問題、課題になってます6次産業につながる推進という形の中で、お話をさせていただきたいと思います。辰野町は生産者と加工、流通、販売業者、商店、飲食店など連携して新しい6次産業化を協働して取り組み、指針として辰野町6次産業化推進戦略（案）を策定する中で、食の産業革命を旗印に辰野町の個性や価値に拘り、戦略として地域振興につながるための活動を推進しております。まさしく、この活動がふるさと納税との趣旨と合致する施策であると思います。ここで質問いたします。返礼品を調達するために地域発6次産業化との連携と育成が必要である。強力に推進する必要があります。

ると思いますが、そのへんの見解をお尋ねいたします。

○まちづくり政策課長

6次産業との連携は、ふるさと納税制度を語る時に大変重要なことであると思います。辰野町でもこのほど、町議さんおっしゃられるとおりに6次産業化推進戦略が策定され、取り組みの方が本格してきましたし、また昨年度から「辰野町食の革命プロジェクト運営協議会」が発足し、今4つの専門部会、蔵番活用専門部会とあんぽ柿専門部会、電解水専門部会、雑穀の里プロジェクト専門部会が活動を始めております。どの部会も大変魅力的でありまして、もう現実的に行っているものもございませう。蔵番の冷蔵庫に保存してマツタケの送付時期を遅らせたり、またマツタケを細かく切っておいて、その中で保存しまして時期を遅らせてましてマツタケご飯セットというのを作ってやりましたら、あっという間に売り切れをしたり、雑穀の里では、えごまを使ったドレッシングを返礼品に活用させていただいております。他の専門部会の商品も安定的に供給できるようになれば、返礼品として使えますので、期待しているところであります。あんぽ柿の方も今年度あたり、生産量によりませうけど活用ができるかなと考えておるところであります。このほかにも辰野町のいろいろな特産品が6次産業でできてくれば大きな武器になると思っております。連携と育成を進めていきたいと考えておるところであります。以上であります。

○堀内（13番）

ふるさと寄付金の趣旨に基づいて、住民とともに寄付者も巻き込んだ活動につながる中で拡大することを切望し、以上をもちまして1問目の質問を終わります。

続きまして2問目の質問に移りますが、これは過去の一般質問に対する実績状況フォローについてお伺いしたいと思います。3項目あります。まず1つ、1番目はですね、非常にまあ皆さんが注目してる内容だと思っておりますが、秋の町長選に向けて加島町政の2期目の決断について質問をいたします。平成29年3月の一般質問において4年間の総括と29年度の事業に対する考え、及び豊富、並びに加島町政2期目に対する考えについてお伺いいたしました。そんな中での答弁において「29年度の

事業が始まる時期であり、まだ緒に就いた状態、いろいろ進めていかななくては、考えていかななくてはならない問題であります。今の時期は、この任を一所懸命頑張って全うしたい」「いつか」との質問に対しては「情勢等も考えなくてはならないことがありますので、早ければ6月の議会でもと思っておりますが、今、約束することではないので、めどとしたい」という形の状況を伺いました。ここで質問いたします。めどとしたいという6月の定例議会になりました。町長、これだけの多くの方が注目して傍聴に来ていらっしゃいます。単刀直入に申し上げます。秋の町長選に向けて、加島町政2期目に向けての決断のほどをお伺いいたします。

○町 長

堀内議員さん、秋の町長選に向けての決意という、決断というお話でございます。3月の時には早ければ6月というふうにお話申し上げまして、もうその時期が来てしましまして、29年度の事業等も歩みだしまして、いろいろ考えるって言うんですか、こともあります。結論から申しますと、ここで任期を全うして終わりにしたいと、こんなふうに思っています。なぜかって言いますと、いろいろ出馬の時から考えてまいりましたけれども、この私は「一旦立ち止まって、よく状況を見極めて次の一歩を進む基礎をつくりたい」こんなふうに申し上げてまいりました。そういったこともありますし、大体、課題だとかそういったものに対して緒に就けるとか、そういった解消だとか、できるものからやっていきたい、こんなことを申し上げたわけでありまして、微力で思うようにはできませんでしたけれども、ある程度のことやまいりました。そういった時に考えた時に、この4年間を生かすには声高らかに夢を語る、こういったことがこれからリーダーとして求められる資質ではないかと、こんなふうに考えたところでありまして、そういった面から見ればもう私はここで役目を終えていいのかな、こんなふうに思ったしだいがあります。そういったことで、これからいろいろの状況がますますいろいろ出てくるわけでありまして、ぜひ新しい視点に立ったまちづくりを進めてっていただきたい。こんなふうに思います。私はそんなことで、この先4年間全うって言うんですか、

新たに進めるという確信が持てないって、そんな考えに至りましたのでご報告をさせていただきます、こんなふうに思います。ありがとうございました。

○堀内（13番）

もう、質問するの止めたいですね、私は。まさか、そういう答えが出てくるとは私はその想定をしてなくて、その次の言葉が私はもう探せません。はい、非常にまあこの時点で「お疲れ様」って言える状況じゃ私はないんで、まだまだ残りを含めながらですね、まだ再考してもらいたい。でも町長今、あれだけはっきり言いましたんでね、まあ、明日の議員もまだ言う人いるんですが、私は「No」で次の人に「Yes」はないですよ。はい、本当に「お疲れ様でした」でいいのかどうか、分かりません。えー、ちょっと力が落ちちゃいましたんで、私はじゃあ次の質問は声を小さくしてやりたいと思います。次は都市計画道路の見直し推進計画について質問いたします。辰野町駅周辺の関係のですね、都市計画推進についてお尋ねいたしますけれども、平成28年12月の一般質問において「都市計画道路の見直しをするためには、地区計画の策定が必要であり、特に長野県より辰野駅周辺都市計画の推進をするよう指示があり、その中で街づくりを目に見える形にするために道路の改善であるとか、ポケットパーク、防火水槽の整備ができる街なみ環境整備事業を活用してまちづくりに取り組んでいきたい」と述べております。日程的には「平成30年度をめどに駅前都市計画の策定を目指して今年度中、これは平成28年度中ですがけれども、協議会を立ち上げる予定です」等の答弁がありました。そこで質問いたします。辰野町駅周辺都市計画を策定するにあたり、協議会の立ち上げ状況はどうなのか。今後の推進計画についてお尋ねいたします。

○建設水道課長

それではお答えします。辰野駅前地区の町の玄関にふさわしい、活気と魅力に溢れる町にしていくためということで街なみ整備環境事業の整備方針の策定に向け、街づくりに関する提言、検討、まちづくりプランの作成等を行うことを目的とした駅前づくり協議会が4月26日に発足しました。15名の委員構成で会長は岩田清議長

さんでございます。第2回駅前まちづくり協議会は7月13日木曜日に予定しております。地区の現状と課題を共有するためのワークショップにより進めていく予定でございます。会議は2ヶ月に1回のペースで今年度は5回予定しております。また、どのような駅前を目指すかということでございますが、街なみ環境整備事業は生活道路等の地区施設の未整備であったり、住民らが良好な美観を有していないなど住環境の整備改善を必要とする区域において、関係する人々が自らの発意と創意を尊重したり、ゆとりと潤いのある住宅市街地の形成を図る事業でございます。辰野駅前地区の町の玄関にふさわしい活気と魅力ある街にしていくために、住民自らが必要とする地区施設、住宅及び生活環境施設の整備等、住環境の整備を改善行っていきたいと思っています。更にまた都市計画街路の見直しや、また駅前広場の見直しを行っていく予定でございます。それで、今後ですけれども、地区整備計画の策定に取り組んでいきたいと思っています。それと、街なみ環境整備計画の策定に取り組んでまいります。地区整備計画の策定後につきましては、駅前広場の縮小や都市計画街路の見直しに取り組んでいきます。都市計画街路の見直しは県道の街路事業、駅前から四つ角の交差点までですねセットで取り組んでいく予定でございます。それと、街なみ環境整備に沿って道路の改善、またポケットパークですとか防火水槽等の整備にも取り組んでいく予定でございます。それで、今後の予定なんですが、地区整備計画の策定につきましては、期間の決められたからできるというものではございません。地区に生活している人々の必要なルールを決めるものでありますので、同意が得られるまで協議を行います。最低でも2年以上期間が必要だと思われま。時期については、地区整備計画が策定できたあととなりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。正規な手続きにつきましては駅前地区の整備計画の策定を完了し、県の同意が得られる状況になってから都市計画道路の見直し手続きの対応となります。都市計画道路の見直し手続きも補助事業を取り組んで対応となります。駅前から本町の四つ角までの県の街路事業とセットして対応となりますので、よろしくお願ひいたします。なお、補助事業採択につきましては約2年ほど

前から動き出さないと乗り遅れてしまうようなことになりますので、地区整備計画の策定の方向性が見始めてから、県との下協議を行っていきたいと思っております。都市計画の決定方針でございますけれども、都市計画の原案の作成、また事前協議資料の作成、都市計画法定図書の作成、県協議地区別説明会、パブリックコメント、辰野町都市計画審議会、町内検討委員会、議会報告等で1年以上かかるかなと思っております。都市計画決定の手続きにつきましては県の協議、公聴会、地権者説明会、辰野町都市計画審議会、公告、縦覧、決定、告示ということで1年以上かかる予定でございます。そんな形で道路、都市計画道路の見直しの手続きにつきましては都市計画決定方針の決定と、都市計画決定の手続きを行います。町民の合意形成として地区別説明会とパブリックコメント、公聴会、地権者説明会等を行っていきたいと思っております。方針を決定する時期につきましては全体の動きを見ながら回答できる時期に報告となりますので、ご了承、お願いしたいと思います。以上でございます。

○堀内（13番）

駅前との関係も含め、今、都市計画道路の関係も一部入ってきたのかな、というふうな感じがしておりますけれども、前回の時に都市計画道路の関係については、駅前の計画が進まないで都市計画の関係の見直しには入れないという形の状況があったという形ですので、今回は辰野町の駅との関係の計画が策定する動きになったので、そうすると都市計画街路、道路の関係につきましては、これ辰野町ですね、中で非常に重要な要素になりますので、それはスタートが切れるんじゃないかと、ってということで考えたわけです。ということで、今ちょっと一部、そっちの方へ入っていったというような気がしますが、辰野町全体を見た時に都市計画道路の関係の見直しはどのようなスパンを含めて行うのか、という形と、その中の工程の中で住民の意見を取り入れる方針を決定する時期っていう形があると思いますが、そこらへんでもし、このくらいの時期になるんだよってということが分かればお話を願いたいと思っております。

○建設水道課長

先ほども申し上げましたが駅前計画がですね、都市計画街路、特に県道の部分ですとか、それと平出に抜けてく都市計画街路の計画がございしますが、その変更が決まらない限りは町全体の計画が決まってくるまで、ぜひともそこを先やりたいと思っております。それが決まればですね、その先、町全体の都市計画街路の検討に入っていただけるかと思っておりますので、その点でご理解いただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○堀内（13番）

そうしますと、都市計画道路の見直しの関係はいつスタートできるのか。着手できるのか。まだスタートできないですね。今、中止状態になっていると思いますが、それはいかがでしょう。

○建設水道課長

はい、都市計画街路の町全体の計画についてはですね、まだスタートしていないと言われればそうなのですが、まずは下辰野駅前、辰野駅前ですね計画を優先させていただいて、それを含めての都市計画街路計画になりますので、それまでお待ちいただきたいということですので、やらないでなくてですね、スタートはしているんですが、まずは駅前からスタートしていくということでご理解いただきたいと思います。

○堀内（13番）

これは両方とも一緒に動くという形の状況の中であると思っておりますので、少なくとも駅前が進んで、全体的には都市計画道路の関係の見直しも含めてそれがスタートしていくっていう形の状況かと思っております。今後ともですね、都市計画の関係につきましては非常に重要な道路、辰野町が今後どうなっていくかという非常に重要な状況になりますし、路線の廃止等も含めて見た時に、それによって辰野町の行く末が決まるっていう形の状況だと思っておりますので、非常に重要な内容だと思っておりますので、

今後、都度、進行状況につきましては確認をさせていただきたいと思っております。道路の関係の第3番目の内容になりますけれども、平成29年度国道153号宮所地区整備計画について質問をいたします。国道153号線整備計画はですね、現在12区による整備促進協議会、並びに国道153号宮所整備促進委員会において組織化されて、活動が展開されております。特に宮所地区は道路が狭く、車のすれ違いが困難な上、歩道もなかったりですね、あっても狭いという形で住民にとっては非常に危険な道路であることは周知の事実であります。早急に整備に向け事業採択されるよう要望が出されており、関係機関におかれましてもですね推進に向けての動きがとられており、これは感謝するしだいでございます。ここで質問いたします。平成29年度国道153号宮所地区整備に関して、まだ事業採択に至っておりません。橋梁の問題も抱えておりますけれども、本年度の予算においてどのような事業が計画されるのか。また予算計上上、いかほどが予想されるのかお考えをお聞きしたいと思います。○建設水道課長

はい、国道153号の宮所地区につきましては、本当に危険な所だということを認識しております。議員さんの申されるとおりに、なかなか事業採択がされなて今までできております。平成29年度につきましては小横川川に架かっております小横川橋のボーリング調査を行う予定でございます。なお、金額についてはこれから入札ということでもありますので、事業費については決定しだい、また公表できるかと思いますが、今日の段階では一応そのボーリング調査を行うということになっておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。なお、今後もですね事業採択に向けて町挙げて153の宮所地籍が事業採択になるように要望活動を行っていきますので、特に宮所地区の皆さんは本当に同意していただいて「事業採択を」ってということで、熱意を感じているわけなんですけど、なかなか事業採択になりませんので、町挙げて12区の道路整備促進協議会もそうですし、いろんな要望の所にですね、153の宮所を挙げていきますので、今後ともご支援の方をお願ひしたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○堀内（13番）

今、課長の方から答弁があったようにですね、採択、事業採択に向けて少しずつ着実に動いてきているという形の状況だと思います。まだまだ道路を進めるっていうのは道のりが遠いっていうのがこれ予測されることとございますけれども、先ほど話がありましたようにこの地区、地権者の同意が得られておりますし、非常に着工に向けて地元は熱望しているっていうのが現状でございます。お互いにですね、早急に採択に向けてですね、お互いに業務推進ができるような形の状況でのご協力をいただきながら、我々も協力していきたいと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

それでは最後の質問になります。カワニナの供給拡大における単一水槽での町民参加型による拡大推進について質問をいたします。平成29年12月の一般質問においてウォーターパーク管理棟活用計画、及びカワニナ供給の拡大につなげる考えについて述べております。ほう葉型のダブル水槽で14万4,000匹の供給ができます。ホテル1匹が食べるカワニナの量は75匹だと聞いておりますが、トータル、そうすると75万匹のカワニナが必要であるという形の状況だと思います。管理棟整備によって約20%の供給ができるという勘定だということでしたが、これはまあ非常に大きな貢献になるという形の状況だと思いますが、しかし、考えてみれば残り80%は調達しなければいけない。かなり毎年苦勞して調達しているという形だと思いますけれども、そんな中で町民、一般町民を巻き込んだですね単水槽での調達が可能であるっていう情報もいただいております。これは非常に町民が一人ひとり、その中で任に当たることができるっていう形だと思いますので、非常に良い内容ではないかっていうような気がいたしますが、ここで質問いたします。ホテルの発生を増大する年間を通してのカワニナ供給ができる単一水槽での町民参加型実験による拡大計画についての考え方、その進行状況についてお尋ねいたします。

○まちづくり政策課長

はい。私もちょっと声が小さくなりますけど、お答えいたします。カワニナについては以前からその安定的な供給態勢が課題になってきました。特に今年のようにホタルの大発生が予想されるとその分、幼虫はカワニナを食べているものですからカワニナの不足が心配されるわけでありまして。今度、リノベーションされますウォータパークの管理棟では「ホタルラボ」という部屋が設けられまして、かつて西小学校のカワニナクラブで指導いただいた伊那市の野口輝雄先生の「カワニナのほう葉養殖ダブル水槽法」でカワニナの飼育を計画しています。また現在、役場内にあるホタル研究室やほたる童謡公園を管理いただいている宮崎敏孝先生も水路に野菜や果物をカワニナの餌として置いてみたり取り組みを始めているところでもあります。かつて、辰野のホタルの大恩人、勝野先生の弟子で宮坂さんという方がホタル研究室にいて、誰もが簡単に飼育できる家庭用水槽を利用したカワニナの繁殖法に取り組んでいたそうです。で、この宮坂さんからその方法を伝授されたのが、まちづくり政策課の広報担当の米山奈緒美さんです。米山さんは宮坂さんからいただいた小さな家庭用水槽でカワニナの大繁殖をさせた体験をお持ちだそうです。というわけで今、米山さん監修の下、広報センターとまちづくり政策課の2ヶ所で家庭用水槽利用によるカワニナ飼育の試験を5月から開始しております。広報センターは4匹、まちづくり政策課は6匹からスタートしております。水槽の横幅が30センチ、高さが20センチと小型なものを使用しておりますので、水換え等の管理が簡単にできます。繁殖に成功すれば全町的に普及をととも夢が膨らみます。まだ進行状況ですが、先週金曜日まで広報センターで2匹、まちづくり政策課の水槽で3匹計5匹が確認されていたんですが、実は今朝、広報センターでは4匹、まちづくり政策課では6匹に増えておりまして、ちょっと喜んでいるところでもあります。稚貝は本当に小さいものですから老眼の進んだ私ではほとんど見えず、探すのに苦労しておりますが、親貝は元気に水槽の中を動きまわり職員もキャベツやほう葉、卵の殻などを与えて可愛がっております。またカワニナをこんなに間近に見たことがないものから、改めてその生態に感動しております。以上です。

○堀内（13番）

まだ、実験段階という形の状況ですが、私も見させていただきました。ほう葉を食害したあと、残ったものは芸術品ですよ、本当にどうしてこんなうまができるのかって思うくらい葉脈が残って非常にきれいな状況でいました。先ほど言いましたように80%くらいを自分たちでまだ調達しなきゃいけないっていう中で、これは町民が一人ひとり参画できればですね、非常にほたる祭りっていうのは短期間のお祭りです。カワニナを養殖するっていうことになると1年中かかわるっていうことになりますんで、しかもその養殖したカワニナが実際に用水路に放たれて、それがホタルの増殖につながってくれば年間通じてですね、そのほたる祭りに参画しているっていう感覚になるという形だと思います。非常にそういう点で一過性ではない、年間を通じての活動につながるっていうことは非常に喜ばしいことですし、非常にこれからも期待するところって大きいと思いますが、どうなんでしょう。どんな感じでいけそうでしょうか。

○まちづくり政策課長

はい、私も最初はこれで成功すれば一般町民を巻き込んで、何とか事業化したい事業として確立をしたいと考えたところなんですけど、まだ試験中で実績も今日までで10匹でありますので、何とも言えないような現状であります。ただし、これが米山さん言うとおりに成功すれば町民の皆さんにも広げていくなど、次の展開を考えたいと考えているところであります。いずれにしても少子化が深刻な辰野町でありますので、ホタルとカワニナは少子化とは無縁としたいと考えているところであります。以上であります。

○堀内（13番）

はい、そんな形、話をしたような内容でですね、辰野町の将来を担うっていう大きな一歩を半歩になるかもしれませんが、スタートしたのかなっていう気がしますんで、ぜひ成功裡になりますようお願いして、私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○議 長

お諮りいたします。本日の会議はこれにて延会としたいと思いますがこれにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会といたします。長時間、大変ご苦労さまでした。

9. 延会の時期

6月5日 午後4時 27分 延会

平成29年第6回辰野町議会定例会議録（9日目）

1. 開会場所 辰野町議事堂
2. 開催日時 平成29年6月6日 午前10時
3. 議員総数 14名
4. 出席議員数 14名

1番	小澤睦美	2番	向山光
3番	熊谷久司	4番	山寺はる美
5番	篠平良平	6番	中谷道文
7番	宇治徳庚	8番	成瀬恵津子
9番	瀬戸純	10番	宮下敏夫
11番	根橋俊夫	12番	垣内彰
13番	堀内武男	14番	岩田清

5. 地方自治法第121条により出席した者

町長	加島範久	副町長	武居保男
教育長	宮澤和徳	総務課長	一ノ瀬元広
まちづくり政策課長	山田勝己	地方創生担当課長	加藤恒男
住民税務課長	伊藤公一	保健福祉課長	小澤靖一
産業振興課長	一ノ瀬敏樹	建設水道課長	西原功
会計管理者	小野耕一	こども課長	武井庄治
生涯学習課長	原照代	辰野病院事務長	今福孝枝
社会福祉協議会事務局長	赤羽昇		

6. 地方自治法第123条第1項の規定による書記

議会事務局長	赤羽裕治
議会事務局庶務係長	田中香織

7. 地方自治法第 123 条第 2 項の規定による署名議員

議席 第 3 番	熊 谷 久 司
議席 第 4 番	山 寺 はる美

8. 会議の顛末

○局 長

ご起立願います。（一同起立）礼。（一同礼）

○議 長

皆さん、おはようございます。傍聴の皆さま方におかれましては、早朝から大変ありがとうございます。定足数に達しておりますので第 6 回定例会第 9 日目の会議は成立いたしました。直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は一般質問であります。5 日に引き続き、一般質問を許可してまいります。質問順位 8 番、議席 8 番、成瀬恵津子議員。

【質問順位 8 番、議席 8 番、成瀬 恵津子 議員】

○成瀬（8 番）

おはようございます。それでは、通告に従いまして 2 項目について質問いたします。はじめに、電力自由化の推進について質問させていただきます。現在、国におきまして国の施策であります電力自由化を推進しております。電力自由化することでコスト削減につながるということではありますが、電力自由化の背景といたしまして、日本の電気料金は現在イタリアに次いで 2 番目に高い価格水準の電気代となっております。ちなみに日本の電気料金は韓国の 3 倍、アメリカの 2.5 倍であります。日本の多くの企業は製造コストの安い海外へ生産拠点を移さざるを得ない状況の要因の 1 つとして、日本の電気料金が低いということが考えられております。そこで日本においても経済的側面から、国策としまして経済産業省が 2000 年から段階的に電力小売市場の自由化の拡大を進め、2004 年、2005 年に高压電力の自由化、昨年 2016 年 4 月に電圧電力も自由化となり、全面自由化がスタートいたしました。規制

緩和の結果、今まで地域の電力会社からしか買えなかった電気が特定規模電気業者新電力と呼ばれる別の業者からも購買が可能となりました。電力自由化につきましては28年3月議会で篠平議員が質問されておりますが、その時の総務課長の答弁では「この28年の夏前までには何らかの方向性を出したいと考えております」と言われております。しかし、1年が経ちましたが実施の方向が見られておりませんので、町の考えをお聞きしたいと思えます。それでは質問に入ります。はじめに町内には役場庁舎、学校、保育園施設、町民会館、体育施設、病院等、多くの公共施設がありますが28年度においては全体の電気料金がどのくらいかかっているか、お聞きいたします。

○総務課長

はい、それではお答えをしてみたいと思えます。昨年度の公共施設の電気料でございますけれども、まず役場庁舎、町民会館、小中学校、また保育園、美術館など一般会計を対象とする施設では全体で約7,460万円。それから上水道施設であります。こちらは約2,070万円。それから病院でございますが、こちらは約2,950万円ということで合わせて約1億2,500万円となっております。

○成瀬（8番）

はい、今全体の電気料金を答弁していただきましたが、この28年度の公共施設の電気料金は大体、例年、大体このくらいの電気料金がかかっているという解釈でよろしいでしょうか。

○総務課長

はい。

○成瀬（8番）

はい、分かりました。この新電力の切り替えで多くの自治体が心配されることの1つといたしまして、中電から新電力に切り替えますと電力の供給はどの送電網を使用するのかといった心配があるようではありますが、私が調べ聞きしましたところ送電網は中電のものをそのまま使用することになっており、これまでとは全く変わら

ず安定した電力の供給が行われるようであります。また、契約を変えることで、新電力への切り替えが可能になるようであります。行政としては、おそらく大手電力会社と比較した場合、新電力の供給は安定供給の面での不安があり、実施に踏み切れない原因の1つではないかと私は思いますが、この件については町として、どのようにお考えかお聞きいたします。

○総務課長

はい、新電力による供給面でございますけれども、今、議員ご指摘のとおりですね、従来の電力会社の送電網を使用するため電柱を建てたりですとか、あるいは電線を張ったりすることはないので問題はないと思っております。これまでですね、供給面等においてですね、検討した内容をちょっと申し上げますと、まず1点目はですね、新電力が事業撤退や倒産した場合の対応はどうなる、ということでございますが、倒産したからといって電気が止まることはないということでございます。現在、検討しておりますプロバイダー契約ですが、これは新電力と顧客とを仲介してエネルギー供給から高効率システムの導入とエネルギー管理、補修メンテナンスまでをワンストップで提供するサービスのことを指しますが、この場合は、交渉先の新電力を複数社持っているため、倒産のような場合には速やかに切り替え、他の新電力会社の提案がされ、価格面でも交渉をしていただけるということになっております。この方式は随意契約ということになります。ただし、入札での契約においては速やかに他の新電力に乗り換えができない場合が多く、大手電力会社に戻ることになります。そうなりますと価格が元に戻り、その後、大手電力会社の割引がなくなってしまうということになります。また、大手電力会社と再契約後1年以内の新電力への切り替えは中途解約扱いとなりまして精算金が発生するなどのデメリットがあります。2つ目でございますが、災害時に大手電力会社と同じ対応ができるのかという心配でございます。新電力の発電設備に異状が起こった場合でも電力会社のバックアップ供給により、電力供給が途切れることはないとのことでございます。電柱、電線等の施設は先ほども申し上げましたけれども、大手電力会社のもの

を使用しておりますので、大手電力会社の復旧と同じになり新電力のため遅れるということはないようでございます。

○成瀬（８番）

今、いろいろデメリットの話を答弁させていただきましたが、あるこの事業所にお聞きしましたら、今課長さんの方からいろいろ、やった場合の心配、デメリットの答弁をお聞きしましたが、聞く限りではそういった心配はあまりないようであります。これからまた詳しくそれはきちんと調べていくことが大事だと思いますけど、あまりそういった心配はないようにお聞きしました。私もそういったことを質問しましたら、そのように話されておりました。今、課長さんが言われたようなことで、この実施に踏み切れないっていうことの原因の１つになるっていうことでしょうか。

○総務課長

はい、私がですね、先ほど申し上げたですね、心配の１つですね、新しい電力会社と言いますか、例えばAっていう会社がですね倒産した場合にですね、速やかに違う事業所に変えられる場合についてはですね、入札の場合ですと、そこが倒産してしまうと再度また、新たな契約を結ばなきゃいけないもんですから手間がかかってしまいます。ところがですね、随意契約の場合ですとそここのところは既にですねプロバイダーが間に入っておりますので、倒産した場合はですね違う会社を速やかに提供していただけると、提案していただけるということでございますので、うまくいく、いかないはですね、その入札方式によってちょっと違ってくるという話でございます。私どもがですね、今、新電力に踏み切らない、今原因はですね、まだもう少しですね、いろんなコスト面ですとか、あるいは市場調査なんかをしてですね、それから切り替えていこうと思っていることで、少し手間取っているだけでございます。

○成瀬（８番）

はい、分かりました。現在、ある電力会社、大手電力会社以外に国内でも多くの電力供給業者が安価で良質な電気の供給を行ってきており、そのメリットは何より

安価な電気料金にあります。先ほど、町の公共施設の昨年の電気料金をお聞きいたしました。新電力を導入した自治体では平均4%～6%以上の電気料金を削減しているとのことでもあります。辰野町におきましても新電力導入した場合、どのくらい削減可能であるか、まず導入を実施している自治体から話を聞きながら研究、検討を進めることは実施の方向性を出すためにも必要ではないかと考えますが、この点につきましては、町の考えをお聞きいたします。

○総務課長

はい、まず私どものですね、先ほど申し上げました庁舎関係の公共施設関係の電気料でございますけれども、新電力に切り替えた場合の試算ではですね大手電力会社に比較し約5%ほど安くなるという報告をいただいております。昨年8月に近隣自治体へ導入計画について聞き取り調査を行ってまいりました。その時点では、導入した自治体はなかったわけでございますけれども、今年度に入り導入した自治体が出てまいりまして、そちらについてはですね、いろんな状況をですね教えていただこうと思っておりますけれども、効果額についてはですね、まだ導入したばかりでございますので、現時点では不明だということでございます。いずれにしましても、導入実施の自治体の方からですね導入経過ですとか、あるいは手続き、契約方法等についてですね、ご教授いただきながら検討を進めてまいりたいと思っております。

○成瀬（8番）

私、個人的に調べてみましたら県内でもコスト削減を目的に新電力を導入している自治体が増えてきております。県内約20以上の自治体で導入していると聞いております。更に、この新電力導入の自治体が増えつつあるようであります。近隣では岡谷市が導入しており、諏訪市では導入が決まったとお聞きしております。現在、検討しはじめている自治体の上伊那でも出てきているようであります。更に、実施している所にお聞きしますと、町村レベルですと、年間数百万円の削減を達成しているとお聞きします。篠平議員の質問の中でも、課長の答弁の中で「町の公共施設

の14施設で約 380 万円の削減効果がある」と答弁されております。辰野町でも1日も早く行政改革や持続可能なまちづくりを行う上でも削減できるところは大きく削減していくことが重要ではないかと考えます。公共施設全て、新電力に替えることが本当は望ましいことではありますが、公共施設全部でなくともとりあえず、役場庁舎だけでも導入してみるといった試験的なやり方もあると思います。このことについては、町の考えをお聞きいたします。

○総務課長

はい、今議員がですね、ご指摘されました22の施設の内ですが、14の施設に効果があるという試算をいただいております。現在ですね、試験的導入に向けて対象施設の選定を行っているところでございます。役場庁舎もその1つでございますけれども、現時点ではですね、候補としては美術館ですとか、パークセンターを今考えております。役場庁舎につきましては町民会館と一体となった高圧を引いているものですから、ちょっとそのへんのところでもう少し業者さんと言いますか、新電力の業者さんとですね、詰めさせていただきたいなと思っております。その結果を見てからですね、庁舎の方についてもですね考えていきたいというふうに思っております。

○成瀬（8番）

それは、いつごろまでにやるという予定は決まっておりますでしょうか。

○総務課長

はい、今ですね担当の方で先ほど申し上げましたプロバイダーの方とですね、打ち合わせをしておりますので、夏ぐらいまでに契約できればと思っております。契約をしてもですね、実際に稼動するまでにですね3ヶ月ほどかかりますので、実際には10月とかそのへんになってこようかなと思っております。

○成瀬（8番）

試験的に公共施設をやってみまして、その削減効果が現れた場合、ほかの施設もやっていくということも可能でしょうか。

○総務課長

はい、試験導入をした結果と言いますか、検証をさせていただいて効果が認められるということになればですね、先ほど申し上げました14の施設全部にですね適用していきたいというふうに考えております。

○成瀬（8番）

この電力自由化は国の施策として進められております、先ほども申しましたが。また、町の電気料金は町民の大切な税金で運用されております。導入によりコスト削減ができれば削減した財源で新しい取り組みが活かされてくるわけではないでしょうか。新電力導入につきましては、先ほど試験的にやる、削減の導入、試験的にやっていく考えを答弁していただきましたが、ぜひ、前向きな検討を1日も早く検討していくこと要望いたしまして、この質問は終わります。

2番目の項目といたしまして、ウォーターパークリノベーション事業について質問いたします。平成3年に閉園されました辰野町ウォーターパークは町内はもとより、近隣市町村からも親子連れから若い方々皆さん喜びの中、利用されておりました。しかし、残念ながら世の中の情勢悪化が進み、たくさんの惜しむ声がありましたが、平成16年に閉園になってしまいました。わずか13年間でありました。その後、後地利用につきましては何回も町民も交え議論、検討してまいりましたが、結論を出すにはいろいろな縛りもあり、大変難しかったわけであります。しかし閉園から13年、ようやく地方創生交付金でウォーターパークリノベーション事業が実施する計画となり、ここまで辿り着くのに行政の皆様、計画に携わりました関係の皆様がどれほどの苦労があったことかと思えます。しかし、この事業を町民の皆様から見ると、ウォーターパークの件もありますので費用対効果、需要効果などを考えた時、うれしさ、楽しみの反面、いろいろな不安もあると思えます。そこで質問いたします。まず、この事業を実施するにあたっての目的、概要、開園までのスケジュールを詳しく説明お願いいたします。

○町 長

成瀬議員さんにお答えをしたいと思います。今日はたくさんの傍聴の方お出でになりまして大変、ありがとうございます。ウォーターパークの関係でありますけれども、今議員さんご説明いただいたように、いろいろ紆余曲折があつて、ようやく手に着くって言うんですか、形が見えてきたとこんなふうに思っています。ご承知のとおり補助金だとかいろいろがまだ残ってるとか、いろいろありまして、思うように手が付けられなかったわけでありましてけれども、おかげさまでふるさと創生の資金の中でですね、ようやくハード面でも手を付けれるというものがございましたので、早速それにうまく乗って進めることができる、そんなふうに思っています。ホテルをコンセプトにっていう形でいろいろの計画を盛り込んでいきたいわけでありましてけれども、限られた、大きい施設の中でありましてけれども管理棟を中心とした施設整備ということになりますので、いろいろの若い人たちや多くの人たちの希望を聞いて、いろいろのこと、あれもやりたい、これもやりたいんですけども、手の付く所からまず始めて、それを広げていきたいとこんな思いでございますので、今、持っているイメージ等、担当の課長の方からご説明申し上げたい、こんなふうに思います。よろしく申し上げます。

○地方創生担当課長

では、私の方からこの事業の目的、概要、また今後のスケジュールについてご説明いたします。まず、この事業でございますけれども若者にとっての地域の魅力を創出し、新しい人の流れを作ることと、町のイメージを向上させることを目的にウォーターパークの管理棟を子どもや若者の集う場に再生するとともに、ホテルが飛び交う環境づくり推進のため、カワニナやホテルの育成研究施設と資料展示コーナーを整備するものであります。最近の若い世代の方を中心としました余暇の過ごし方としまして、日々の疲れやストレス解消目的で積極的に身体を動かす、積極的休養「アクティブレスト」というそうですが、そういった考え方が広まっております。

す。また、子どもたちを見ますと野山を駆け巡るといった機会が少なくなりまして、体育の授業やまた部活、クラブ活動以外で運動することが少なくなっております。自転車に乗れない子も多いなど、総合的な基礎体力やバランス感覚の低下などが指摘されるところでございます。こうした中、子どもや若者が集う場としましては各種アクティビティ、具体的には身体を使った余暇活動、遊びが体験利用できる設備を整備してまいりたいと思います。この施設で利用できるアクティビティについて、少しご紹介をいたします。まず1つ目でございますけれども2020年東京オリンピックの追加競技に採用されましたスポーツクライミングの一種目で「ボルダリング」といったものがあります。初めての方でもその場で気軽に挑戦できることから急速に人気が高まっておりまして、競技人口も60万人。これは柔道が約60万人、剣道が77万人と言われておりますので、柔道に相当するということなんですが、それを越えたというような報道もございました。また、たまたま今朝テレビのニュース番組を見ておりましたら、紹介されておりました女性グループやカップルが仕事帰りやデートで立ち寄るといったことも多いようですので、こういった若い男性、女性の出会いの場の創出や婚活などにも効果があるのではないかとということで期待されるところでございます。管理棟につきましてはご存知のとおり室内の高さが3メートル以内ということで高さに制限がございますが、ボルダリング自体は縦の移動よりも横の移動の方がむずかしく、また90度以上の急傾斜の壁を登ることは、更に難易度が高いとされておりますので、初心者が安心して利用できるルートと横移動や傾斜をつけた壁などを設けまして上級者向けのルートも用意してまいりたいと思います。2点目でございますが、キックバイクであります。こちらは2歳から5、6歳程度の子どもの対象としましたペダルのない幼児用の2輪遊具で、足で地面を蹴って進む乗り物であります。起伏を使いまして進むことを覚えますとバランス感覚も養われ、自転車にも容易に乗れるようになると言われております。タイヤ自体は小さなもので12インチということで、半径2メートルもあれば容易に転回できますので屋内にコースを作って楽しんでいただくとともに、屋外についてもコースの

設置を検討してまいりたいと思います。3点目でございますが「スラックライン」といった設備を用意したいと思います。幅5センチのベルト上のラインの上を歩いたり跳んだりするスポーツでありまして、競技人口は国内では4万人程度ですが、世界では200万人を超えていると言われています。県内では小布施町が有名でして学校の授業に取り入れたり、また町から国際大会で優勝するような世界レベルの選手を輩出するなど、大変盛り上がりまして、今年ワールドカップも開催されるようです。上伊那郡下におきましても小学校のクラブ活動や、公民館講座などにおきまして幅広い世代で楽しまれているものであります。もともとは登山者が木々の間にロープを張って遊び始めたものが始まりと言われておりますけれども、今回は専用ラックを設けましてご利用いただく予定であります。このほか大変需要の高いトレーニングジムなどを設置する予定でございますけれども、各種アクティビティこういったものについては需要に合わせてコースなどを改修が容易にできるように、木製のものを基本に設計する予定でございます。さて、今後のスケジュールでございます。今月中に実施設計を終え、工事の施工業者の選定に入ります。選定を終えまして9月議会で契約等の承認をいただいた後に9月に着工、平成30年3月までに工事を完了しまして1ヶ月程度の準備期間を経て、5月開業を目指したいと思っております。9月にはこの事業について広く町民の皆さんに知っていただけるようなPRの取り組みを行うとともに、現地説明会を予定しております。運営体制につきましても年内に方向付けをしまして、議会の方にお諮りをしたいと思っております。以上であります。

○成瀬（8番）

はい、今日はたくさんの傍聴の皆様も来ております。今、ただ今、課長さんの方から詳しく説明をいただきまして、町民の皆様も理解してくださると思っております。ちょっとお聞きしたいんですけど、この事業に対して職員というか役場の中で反対という意見は1つもありませんでしたでしょうか。また、この事業を始めるに、また違う事業の提案ということはお出なくて、もう本当にこのリノベーション事業が本

当に皆さんの賛成の下で進められることができたのでしょうか。

○地方創生担当課長

ただ今のご質問にお答えいたします。まず、職員の反応といった部分でございます。こちらについてはやはり長年、職員の中でも「どういった形で再生しようか、活用しようか」ということで考えてきておりましたので、当然に賛成の意見とそれから不安の意見というのがございました。一方で、先日の答弁でもご説明しましたとおりに補助事業、国庫補助事業で整備した施設でございましたので、なかなかこれに手を付けられる機会がなかなかなかったという中で、この今回事業の財源とします地方創生拠点整備交付金事業、単年でございますけれども、施設を撤去等はできないんですが、改修等により再利用できるということで、これがまた単年度の事業ということで少ないチャンスですので、こういった部分で新しい道を開くべきではないかということで賛成いただいた意見もございます。先ほど町長の答弁にもございましたとおりにウォーターパーク自体は広い所でございますので、まずは管理棟から始めまして順次、機会を見まして活用の道を図ってまいりたいと思います。以上であります。

○成瀬（8番）

はい、分かりました。この事業はどちらかと言いますと、子どもさんから若者向けの施設ではないかって思います。今後、すぐでなくても高齢の皆様も喜んで利用できるようなことも考えていった方が良いんじゃないかって思います。広い年齢層の中で利用していただけるようになれば、本当に皆様が喜んでくださると思います。この事業を進めるにあたりましては、どういう方々がメンバーに入られて進められたのか。また町民の要望などは、どのくらい反映されているのかお聞きいたします。

○地方創生担当課長

お答えいたします。まず、事業の計画にどういうメンバーがとった部分でございますけれども、今回の事業の財源となりますのは先ほどご説明をしました「地方創生拠点整備交付金事業」というものになります。こちらにつきましては平成28

年8月に未来への投資を実現する経済対策というものが閣議決定をされまして、これを受けまして国の平成28年度第2次補正予算におきまして、地方創生関連予算として新たに計上されたものでございます。9月には都道府県政令指定市向けの全体説明がありまして、また10月にはブロック別に個別の相談会がありましたけれども、この後ようやく補助事業の詳細が明らかになりました。そういった事業の過程でございますので、また整備計画というものを出したわけなんですけど、その期限が11月末ということで非常に短期間でありましたので、町民参加の検討組織は残念ながら立ち上げることができませんでした。このため副町長を筆頭としまして総務課、まちづくり政策課、産業振興課、建設水道課、生涯学習課の職員と、また町に今、協力いただいております集落支援員、地域おこし協力隊を加えた関係職員20名によりまして市内プロジェクトを立ち上げるとともに、また職員を対象に現地説明会なども行いましてアイデアを募るといような形で、組織横断的な検討を行ってきたところでございます。併せまして、短期間ではございましたが若者の声を反映したいという思いから、信州フューチャーセンターを運営をしております指定管理者にも協力いただきましてインターンシップ、職業体験でございますが、そちらに参加している学生の皆さんや辰野駅を利用いただいている高校生の皆さんにも意見をお聞きして反映してきたところでございます。管理棟につきましては、これら意見要望を反映をしまして、ボルダリング、スラックラインなど、先ほどご紹介したアクティビティを個人で気軽に楽しめる場、それから子どもたちが雨天や冬季でも安心して遊べる場所がほしいということでしたので、キックバイクのコースなどを屋内設置するといような形で計画をしてきたところでございます。以上であります。

○町 長

そのお話の経過の中にですね、決まってからの以降の話は今、課長の方から申し上げたわけですがけれども、前々から「あのプール何とかならないか」といいう意見がたくさんございました。4年前にもそんな話を受けて、直ぐにでも壊りたい気持ちでここにきたんですけども、補助金だとかそういった絡みで簡単には手を付

けられない。そんな中でどういうふうな次の政策をしたらいいかってということで、前々から23、4、5、4あたりですか、荒神山の全体計画の中でその1つとしてこんなふうにしてったらいいとかって、いろいろの方法が出てました。補助金を何とか返さなんでやるにはどういう方法があるかっていう議論もありましたし、いろいろの提案もいただきました。そういった中で、あれもやりたい、これもやりたいっていうこともありましたけれども、まず、どんな方法があるか。それで、役場の課長たち連れてですね、あそこのスライダーの一番高い所へ行って皆で見回す。これ、どういうふうにしたらいいか。そんなことを進めて議員の皆さん方にもある程度この方向が出てからまた見てもらう。そんな機会も作りました。そういった中で「何とか手を付けたい」とこういう思いの中で、たまたまこの事業が入ってきて短い期間だったんですけれども、それまではですね、「あそこの流水プール、カワニナ飼やいいや」とか、「釣堀にしりゃいいや」とか、いろいろのありとあらゆる意見がこう出てきましたので、職員の中からの提案もありましたので、そういったもの。また議会でもご提案いただきましたので、1つ1つ検証してきたんですけれども、最後の決まるって言うんですか「これで行こう」って思ったのは、その短い期間で今回、そんなことでありましたので、それから後は先ほどのお話のとおりであります。それからもう1つ、造ることに皆でもって皆が賛成かっていう話でありましたけど、必ずしもまた同じような轍を踏まないかなって、そんなことが心配されるっていう話も確かにありました。ただ、何もしないで放っておくってというのは、あれを朽ちるのを待ってるか、その分の補助金をお返しするか、ってこういう話でありますので、これはせっかくの良い機会だから補助金をいただいて少しでも未来につながるものを造っていくべきだと。そういったことでもって立ち上げて決めさせていただいたと、こういう経過であります。よろしくお願いします。

○成瀬（8番）

詳しく説明していただきまして、ありがとうございます。今回はこの管理棟の事業であります。この以外のプールの方も広い敷地であります。この全体の設備

についてはプールの方をこれからどのようにしていきたいか。そんなような計画はどのように考えておりますでしょうか。

○地方創生担当課長

ただ今、ご質問のあった管理棟以外の園内の関係でございますけれども、国庫補助事業で整備した部分がございますので、こちらについては処分制限期間が残っている間は現在の施設を残した状態で活用してまいりたいと思います。具体的には町民の皆様の方から広くご意見、ご提案をいただきながら検討してまいりたいと思います。当然、いただきましたアイデア全てを実現できるということではございません。またアクティビティなど、こういったものについては需要の変化といったものを予想されますので、そういった中で行政とは比べ民間につきましては利用状況やまたその経営状況に合わせて設備の種類や台数を行政よりも比較的柔軟に増減調整することができます。そういった観点から町が全てを用意するのではなくて、町民の皆様からいただいたアイデアなどをホームページで公開する予定がございます。そういった中で情報共有を図りまして、それをヒントに民間の事業者や団体から、「ぜひ、運営してみたい。事業を展開したい」といった声がありましたら、町としましてはその場所を提供するような形で準備を整えまして、当該事業者の皆さん等に必要な施設の整備を含めて運用を委ねる方法も視野に入れて検討してまいりたいと思います。当然、その中に通年運営のみならず、期間限定の運営とか、イベントとしての活用もあるのではないかと考えるしだいであります。また処分制限期間後の整備については、荒神山スポーツ公園基本構想の中では、多目的広場といったものを練りましたので、それが一案と考えておりますけれども、当然、利用者のニーズ、嗜好も変化していくものと思われまますので、継続的に町民の皆様からの声を聞く中で検討してまいりたいと思います。以上であります。

○成瀬（8番）

はい、分かりました。この事業の将来像から見まして町外からの利用の方がたくさん増えてきた場合、本当に増えてもらいたいですが、増えてきた場合、このパー

クホテル側、新町側、樋口側とこの3方のアクセスがありますが、このアクセス整備については近い将来じゃなくても、これから本当に利用者が増えてきた場合、このアクセスどのようにお考えでしょうか。町内の方はとても行くに分かりやすいですが、町外からの利用者には分かりづらい場所かと思います。このアクセスは今後どのように考えているかお聞きいたします。

○建設水道課長

お答えします。国道からですね、荒神山公園アクセス道路につきましては必ずJR東海の交差がございます。町道2号線、通称、新樋線と言いますけれども、新樋踏切、また県道与地辰野線につきましては下田踏切の2つの踏切がございます、それぞれ狭くてですね、大型車のすれ違いもできませんし歩行者も横断するとか通行するには苦慮しております。今年ですね1月にJR東海の方へ出向きまして新樋踏切の拡幅について協議をしてまいりました。そのところでですね、基本は立体交差で拡幅するのが基本ということでございますが、「平面交差の場合ですと、何らか既存の踏切を統合して、そして拡幅することは可能だ」ということで、「それが絶対条件です」ということで言われてまいりました。また、「踏切前後の道路計画等もないと、ただ踏切を広くするだけではだめです」ということを言われたので、道路計画のあるものなら改良が可能ということを打ち合わせしてきました。毎朝ですね、通勤時には渋滞しております国道153号の荒神山入り口交差点でございます。その交差点の改良に絡めて、また地元新町区では道路委員会が立ち上がりまして、できましたら一緒にルートを検討をしていきたいと思っております。また下田踏切につきましては、統合できる踏切があるか、また国道までの現道拡幅の改良等ですね、地元羽場区と協議を行いそれぞれ2路線ございますが事業化に向けての環境づくりをしていきたいなあと思っております。以上です。

○成瀬（8番）

今、答弁いただきましたが、本当に今後の検討課題として、また考えていただけたらと思います。この事業は平成30年5月オープンの予定であります。この

事業が大成功し、辰野町の観光、教育の発展、更に人口増につながっていくことを願ひ、質問を終わります。

○議長

進行いたします。質問順位 9 番、議席 4 番、山寺はる美議員。

【質問順位 9 番、議席 4 番、山寺 はる美 議員】

○山寺（4 番）

通告にしたがいまして 2 点質問いたします。まず 1 点目ですが、下辰野商業地区空店舗対策についてお尋ねします。長い間の懸案だった駅前開発が今年度から駅前まちづくり協議会として設立し動き出しました。それとともに下辰野商店街の活性化もここ 10 数年来の懸案事項です。昨年から下辰野商店街地区の空店舗対策として、見学する人を募集して「不眠不動産見学会」と称し、街中を歩きながら空店舗を見学しています。下辰野商店街の活性化、町はどのような構想を持って事業を進めているのでしょうか。町の考えをお聞かせください。

○町 長

山寺議員さんにお答えをしたいと思います。下辰野商店街っていうか商業地区であります。途中までは街路もきれいになっていきますけれども、駅の方面がそのままっていうような形の中で、大変長い間にわたってずっとあのままになってきました。都市計画というような形の中で長い年月がかかって、ようやくそれに向けて町並みだとか、そういったものの整備を通じて何とかやっていこう、そんな動きができました。地域の皆様方、また議長さんが会長さんとなってですね、そういった事業をこれから進めていくっていう段取りになりました。ようやく今、何とか動いていただければありがたいな、こんなふうに思っています。空店舗だとか、そういったものにつきましてもほたる祭りの時にそこを癒しの場って言うんですか、そういった「おもてなし宣言」を出しまして、それに利用したりだとか、また先ほど言いました見学会をしたりとか、いろいろのことを少しずつ始めてきたわけでありましてけれども、そうはいっても商業地区っていうのはそれぞれ個人の方や団体の方が

商業としてやっていかなければ、もともと成り立たないものでありますから、そういった面で非常に人が減ったりとか、そういったことでもって難しくなっているっていうのが現状だろうと、こんなふうに思います。町がじゃ、それに代わって物をつくるとか、商店をつくるとか、そういったこと非常に難しいわけでありましてけれども、まず人の流れがそこんどこへ集まる、そういった方法を少しでも考えていかなきゃいけない、こんなことであります。これとって絶対の解決策はないわけでありましてけれども、そういった少しでも先へ進めるような方策も採っていただくと、こんなふうに思っています。ご質問の内容等については担当の課長の方から申し上げたいと思います。お願いします。

○産業振興課長

お答えいたします。下辰野商店街をどのような構想を持って活性化に向かって進めているのかというところでございます。今、町長申し上げましたとおり、人の流れをどのようにつくっていくかという所を主眼に置きまして進めております。辰野町の場合ですね、中央線の辰野駅開業以降、大正、昭和と栄えたこの商店街がですね、現在のように空き店舗が目立ち当時のような商店街といった形態を取り得なくなっているから久しいわけでございます。その中で現在取り組んでいる事業の考え方はですね、旧商店街の空き家、空き店舗を取り壊して作り変えていくという考え方ではなく、町歩きによって現代に残されたものに新たな価値を見出し、新たな担い手による活用の道を探っていくという視点で取り組みを進めているところでございます。15年ほど前にはですね補助事業の導入などによりまして、空き店舗活用のモデル事業を実施した経過もあったわけですがけれども、成果はなかなか見出せてはおりません。必要と思われましますのは家主の方とそれと新しい担い手とのマッチングですがけれども、当時はそのコーディネート機能を果たせなかったのではないかと考えているところでございます。町は独自に改修費の補助事業を創設いたしましたり、長野県と連携して対策を進めておりますけれども、その事業の運営を集落支援員と地域おこし協力隊とが担当し、現在「たつの暮らし相談所」という名称で空き家、空

き店舗の活用、移住定住、起業、就労支援などと合わせまして関係職員とともに個別の相談に総合的に対応できる窓口を設置して取り組んできております。これまでですね、行政などが担えなかったコーディネートの役割を果たしてくれることを期待をして取り組んでいるところでございます。以上でございます。

○山寺（４番）

はい、新しい試みのようで期待もしております。その中で今、見学会をしている休眠不動産見学会というのは、見学会の様子が新聞で報道されるたびに、解説文は出ています。しかし、町民はどういうことか理解していません。その解説をお願いいたします。

○産業振興課長

「休眠不動産」という名称でございますが、通常不動産流通から外れたり、長時間休んで眠ってしまっている空き店舗、空き家の通称名として現在使用して取り組んでいるところでございます。下辰野商店街をめぐる平成27年度からの取り組みを少しご説明申し上げながら、今の取り組みについてお知らせをしたいところでございます。まず、平成27年度に町は商業地域の活力と賑わいを創出して活性化を図るため、都市計画の用途区分におきます商業地域と近隣商業地域、こちらの空き店舗、空き家、空き倉庫などを活用して行う事業者に対してですね、その改修費の2分の1に相当する額として限度額30万円を交付する辰野町商業地域空き店舗等対策事業補助金を創設いたしました。この用途区分の商業系地域ほとんどがですね、下辰野、平出、宮木の旧商店街であるため、街中の空き店舗対策を図ることが目的で事業を行いました。それを踏まえまして28年度には長野県の建設部、都市・まちづくり課が所管する信州まちなかりノベーション推進事業の事業の採択を受けまして町歩きセミナーを行いました。このリノベーションと言いますのは既存の建物の改修を行い、用途や機能を変更して新たな価値を付け加えて活用するというところでございますが、リノベーションまちづくりによりまして空き家の増加や人口の減少で活力を失った中心市街地を活性化するためにですね、休眠あるいは遊休不動産であ

る空き家や空き店舗のリノベーションの手法で再生して町中の活性化を図るといふ、まちづくりの新しい手法を取り入れて事業を行っております。この事業はですね、特徴的なものは長野県の建設部と、それから産業労働部が共同して開催したものでございまして、建築士や工務店、自治会、家主、出展希望者など地域のまちづくりにかかわるさまざまな立場の方々がセミナーに参加して体験することで、まちづくりの担い手育成と起業、創業につなげることが目的で行っております。専門家を派遣してまちづくりのノウハウを教えていただきながら、参加者の中から今後のまちづくりのキーマンとなる人材の育成を目指す事業であります。県はですね、専門家の派遣費用やプレスリリースによって、町歩きプレイヤーを募集するための支援を行っていただいているところでございます。また、28年度には合わせて別の事業を行っております。「『信州で始めるあなたのお店』応援事業」ということでこれに町として応募しまして下辰野商店街が採択を受けました。この事業は商店街関係者、出展希望者などを対象に空き家、空き店舗の魅力を再発見する見学会や意見交換会といったマッチングイベントを実施したうえで、参加者の中から賃貸借契約の締結に至った出展希望者に対しまして町の、先ほどご案内しました町の上限30万の改修費等の補助に上乗せしてですね、別立てで県の補助を得て町が最大で月5万円の家賃補助を行うものでございます。最大、その内、2分の1、最大2万5,000円が月に対して町がその補填をしていただけると、こういう補助でございます。第1回の空き家見学会を3月に行いまして、今年度になりまして5月27日にはですね、引き続き名称を「第2回休眠不動産見学会」という形で見学会と相談会を実施いたしました。町のホームページの「たつのシゴト」「たつの暮らし」の中で情報発信をしているために、遠く京都、川崎、また地元から4組が参加いたしました。今後は奇数月の第3、第4土曜日のどちらかで定期的に行い、情報発信しながら空き店舗に新たな価値を見出すことのできる「関係人口」を町内外で増やしていくことが第一であると考えて、現在取り組んでいるところでございます。以上です。

○山寺（4番）

はい、詳しく説明していただきましたが、ちょっと理解するには時間がかかりそうです。今までとちょっと違ったその空き店舗の取り組み方をしているってことはよく分かりますし、そのために県からも補助金が出るし、町もそれに応援をしてくるって、それはよく分かりました。それでですね、昨年度に美術館が2丁目の空き店舗を利用して3回ほどワークショップを行いました。町が計画している芸術村構想と商店街の空き店舗を利用して行った美術館のワークショップとはどう関連があるのでしょうか。

○生涯学習課長

はい。辰野美術館で行っている辰野芸術村事業なんですが、町中美術館を構想し、町内各所において創作や展示などが身近に行われていくことを目指しており、今回は空き家の掘り起こしや利活用を通して地域の魅力発見にもつなげることを活動を進めているところでございます。集落支援員と連携し、潜在する町内の空き家、空き店舗をリサーチして情報の共有を図りながら、芸術の表現活動、交流活動など利活用を町内外や住民、芸術家に広報していくものです。表現活動を行う芸術家などは山間の戸建てなど特色ある建物を利用することを希望する人が多いんですけども、下辰野商業地域においても今後、そうした傾向を汲み取りながらリサーチと発信をしていく必要があると考えております。

○産業振興課長

ただ今の芸術村構想の説明を踏まえてですね、私どもの取り組む事業との関係についてご説明を申し上げたいと思います。このように、ただ今のように辰野芸術村事業が下辰野商店街で実施されてまいりましたけれども、特に2丁目以降の表通りは大分、近代的な建物に変わってきております。このため、ワークショップや作品の展示などの場としては活用できると思いますが、すぐに芸術家などが移住して空き店舗が活用できることはなかなか難しいのではないかと考えております。今、ご説明したように現在はですね集落支援員を中心に美術館とタイアップして、情報共有しながら関わっているという現状でございます。では、商店街の空き店舗をどの

ように活用することが将来にわたって効果的であるのかを、私どもなりに考えているところでございますが、それは1つに時間軸に時間の経過と言いますかね、時間軸に即した取り組みが重要であるのではないかと考えております。人通りの少ない所にすぐに小売店を開業しても行き詰る可能性が、これまでの例を見ても大きいので、第一段階としましては、例えばクラフト作家の工房などとして製作と作品販売を視野に空き店舗を活用していただいて、まずはシャッターをまずは開けていただくことがポイントでありまして、作家はネット販売などの販売方法を活用したり、個展などを開催して生計を維持していくってということがあると。こうした動きが何軒か出てまいりますと人通りが出てくると。で、その次に第二段階として、小売店等がですね起業する動きが出てくる。このように時間の流れをつかみながら小さな地域経済活動を促進することが、既存商店街における芸術家村構想的なですね、活用、活性化手法であると私ども考えて取り組んでいるところでございます。以上です。

○山寺（4番）

はい。その芸術村との関連がよく分かりました。今まで、私も商工会にいたんですが、とにかく小売店を開業してもらってその町、空き店舗をどうにかしようっていう、そういう構想が、今までの主だったと思うんですが、全く発想を変えて、このクラフト作家みたいな方があそこで、まあ作品を作りながらそこで販売するっていう、辰野は「おてんとさんぽ」で大勢のクラフト作家の方が荒神山にお見えになりますよね。芸術家って言っても本当の芸術で作品を作るだけに命をかけている人ではなくて、その作品を作りながら販売もできたり、見てもいただきたいっていう方がああゆう商店街に来ていただいて、工房とその展示、販売を兼ねながらやっていくっていう発想は今まで本当確かなかったと思います。シャッター通りをどうにかしようっていう構想もこの10年来、いろいろして県も町も商工会も一所懸命になってそのあの町の活性化をどうにかしようっていうことを考えてたんですけど、これは本当にちょっと違った視点で取り組んでいるということに注目していきたいと思います。ぜひ、いい結果が出るように頑張りたいと思います。

2点目で若い世代の結婚、子育て事業についてお尋ねします。2015年に子ども子育て支援制度が発足し、地域に根ざした子育て支援の取り組みが強化されるとともに、まち・ひと・しごと創生法に基づく地方人口ビジョンと地方版総合戦略が策定され、若い世代の結婚、出産、子育ての希望を適えることを目指した地域づくりが進められています。28年度の辰野町の『町勢要覧』によれば28年度に生まれた赤ちゃんの数が100人を割って98人でした。ちなみに、箕輪町は28年度の出生数は211人。南箕輪村は160人でした。人口減少対策、町はあの手、この手と取り組んでいます。しかし、子どもの数は年々減少し、保育園や小学校の入学式に出席して驚くばかりです。子どもは結婚しなければ生まれません。まあ、中には結婚しなくても生まれる場合がありますが、そのあれですね、町は今、婚活事業を社協に委託しています。専任アドバイザー1人、協力員3人の体制で婚活事業を行っていますが、今年の成婚件数は3組だそうです。婚活事業、この体制では不十分だと思いますが、町の見解をお聞かせください。

○保健福祉課長

ただ今の人口減少問題ですけれども、今、晩婚化ですとか、未婚率の上昇ってということが言われておまして、このような原因で少子化が進んでいるっていうことは少なからず原因はあるところだと思います。少子化に対して結婚推進についても町でも危機感を抱いて、しかるべき対策を講じてほしいということだと思いますけれども、現在、若い人たちの価値観ですとか、生き方、それから人生に対する向き合い方も多様化してまいりまして、結婚は人生の1つの選択肢として捉えるような風潮も広がっているように聞いております。その中で行政としてどこまでプライベートな部分の中に入れていけるかという難しさがあるわけがございます。今、議員からお話のあったとおり、辰野町ではこの結婚推進事業を専門スタッフやこれまでの経験や実績があり、ほかの結婚相談機関とのネットワークもある辰野町社会福祉協議会に委託して駅前の茶の間で事業展開をしていただいているところであります。町の対応はどうかということでございますけれども、以前、国が行った結婚に

対する意識調査では「結婚したいが結婚していない理由」として「適切な相手にめぐり合わなかった」という理由が男女とも半数以上占め、また、町のアンケートの結果にも結婚を意識するパートナーとの出会いがないことが示されているところでございます。このような状況の中で、若者の出会いの場や交流の機会を広げ、結婚を前向きに捉えるような機運を高めることが町の果たす重要な役割であると認識をいたしまして、議員おっしゃるように辰野町まち・ひと・しごと創生総合戦略の中で「若いみんなの結婚・出産・子育ての夢を実現！」というものを戦略の目標の1つに掲げ、結婚支援策として出会いの場づくりを重点プロジェクトとしたところでございます。町の事業や地方創生事業を進める上で婚活という言葉は直接使わないにしても、そこにつながる若者が集うとか、若者の交流ということを常に意識をして事業に取り組んでいるところであります。それから、社協に委託している婚活事業で成婚率が低かったというご指摘がございましたけれども、この事業には結婚相談員についてさまざまな理由によって相談に訪れる方があるわけですし、その相談者はいわゆる婚活というシステムに登録をして結婚支援コーディネーターですとか、結婚相談員を通して相手を探すことになります。マッチングからお見合いに至るまでは相談スタッフによるところが大きいわけですが、実際に交際に発展し、結婚に至るには当事者同士に委ねるところが多くなってまいります。過去の経験からでも、婚活イベントを開催しても、その場では多くのカップルを作ることができますけれども、実際に追跡調査等をしてみますと残念ながら交際に至る件数は減ってしまうのが現状であります。こんなところにいかに難しいかが伺われるところであります。社協の事業で、今回は縁がなかったので次のマッチング、お見合いをというふうに考えてはおりますけれども、その次の間までに時間を要するような相談者もあるように思われるところであります。で、一方ですね結婚に至ればですね、その成果は当事者の二人だけではなくて、例えばその家族でありますとか、友だち、同僚など、この二人を取り巻く多くの人の喜びとなって返ってくるわけでありまして、相談スタッフの喜びにもなるところであります。成婚に至るまでにはそれぞれの過

程ですとか事情、周囲の支援、こういうものが1組ごと違うものでありまして、結果が出た時にはその喜びも1組ごとに違うとされているところです。仮に1年に1組の成婚しかなかったとしても、当事者はもちろん二人の結婚を願う多くの関係者には喜びを感じてもらえれば、1つの事業の成果が得られたと言えると思っています。婚活につきましては時間がかかりますし、方程式のようなものがあってなかなかうまくはいかないのが現実だと思います。それからタイミングもあると思います。議員おっしゃるように成婚の数だけでは計りしれない、計れない事業の成果、実績もあると感じているところであります。以上です。

○山寺（4番）

はい。昨年12月の一般質問で、「婚活サポーターのできる方を募集して、婚活事業を多くの方が支援をしたらどうか」と提言をしたところ「守秘義務があるから無理」との答弁でした。ならば、守秘義務を心得ている民生委員の方、今日も大勢お見えになってくださっていますが、民生委員のOBの方々に婚活サポーターをお願いするということはできないでしょうか。

○保健福祉課長

民生委員、もしくは民生委員のOBの方と婚活サポーターということでございます。民生委員につきましては、ご存知のように法律によって厚生労働大臣から委嘱をされて、地域において常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い社会福祉の増進に努める、こういう方々であります。で、民生委員の方にはこの法律によりまして守秘義務があり、町は本人の同意なしに個人情報を提供することができませんし、民生委員さんは職務上、知り得た情報を漏らしてはいけないという義務があります。民生委員の主な仕事は一人暮らしの高齢者とかの生活状況の把握、それから障がい者に関する情報の把握、また児童委員を兼ねておりますので、子どもの見守り等の支援を行っているところであります。そしてこのような住民の情報を得た場合には行政につなぐこと。住民の福祉相談を行政などに橋渡しすることが民生委員に求められている役割であります。このように行政関係機関への橋渡しという

役割から考えますと住民の方から婚活に関する相談を受けた場合には、まず社協などの結婚相談事業を紹介するのが始めだろうというふうに考えてるところであります。それから婚活サポーターについてですが、県、長野県です、去年の10月に県が自治体として長野県婚活支援センターというものを立ち上げて、婚活支援事業に本腰を入れたということでありまして、この長野県婚活支援センターは町内市町村や社会福祉協議会など法的機関が運営する結婚相談への総合的な支援と、情報交換などを通じた連携を取ることを目的としていて、長野結婚マッチングシステムっていうような結婚相手探しの登録によるお見合い、といったものを支援しているところがございます。この県の婚活サポーターという制度ですが、この制度はですね、あらかじめ婚活サポーターというものに応募をしていただきまして一定の講習を受けた後に県から認定されるものであります。で、この登録されたサポーター同士で情報交換をしてサポーターがそれぞれ依頼を受けている人の中から誰か合う人をお世話をしてお見合いをするものでありまして、婚活サポーターの認定を受けているからといって誰にでも紹介することができるものではないといふふうに担当者から聞いております。このようなことからですね、民生委員さん、まあ民生委員さんという役職をもって婚活サポーターの役割を充てることは本来の民生委員さんの仕事とはちょっと性質を異にするのかなということで、難しいというふうに判断をせざるを得ないところがございます。まあ、これにつきましてはOBである経験者についても同じことがあるといえるところでもあります。ただし民生委員のOBの方には社会福祉協議会の結婚相談をお願いしていますので、そのような所で活躍をお願いしたいと思っております。で、まあそうは言いましてもこういう婚活サポーターのような昔で言う近所の世話やきさんというような存在も必要になってくると思われま。例えば今回お話のあったように民生委員とか何々っていうような役職に関わらず、ボランティアとして婚活サポーターに関わっていただいて辰野町で結婚を希望する人たちを応援していただくようなことも1つの方法ではあるとは考えております。以上です。

○山寺（４番）

はい。分かりました。この婚活サポーターっていうものはどういうものかっていうことを私、書類をもらってききましたので、とりあえず私、県で受けてみたいと思っています。それからまた、どういう方にお勧めしたらいいのか検討していきたいと思います。県はとにかく婚活に力を入れています。行政の結婚相談はお金もかかりませんし、行政がやっているという安心感もあるのでしょうか。利用者も増えているのが現状のようです。町も婚活事業を見直していただいて、若い人たちのマッチングに、マッチング最優先に力を注いで人口減少に歯止めをかけていただきたいと思います。それをお願いして、次の質問、子育て事業の中で病児、病後児保育について質問いたします。町は出産から育児まで切れ目ない施策に力を入れています。しかし、一般質問で何度も質問させていただきましたが、病児、病後児保育は利用者の希望に沿った施策とは思えません。核家族が進み、子どもの急な熱に相談できる身内もない、子どもも見てくれる家族もないのが実態です。誰も頼れない人、誰にも頼れない人。仕事も休めない時、熱の出た子どもを看てほしいという願いを適える施設の運営は行政としてやらなければならない究極の仕事だと思うのですが、町長の見解をお聞きします。

○町 長

はい。子育て支援、切れ目のない支援ということで進めております。ただ、今議員さんおっしゃられました病児、病後保育、こういった関係につきましてもできるだけ進めていきたいっていうのは、やまやまでございますけれども現実的には今おっしゃられるようなきめ細かな所まで手が回っていないっていうのが現実だろうか、こんなふうに思います。多くの方が希望していて必要であれば、何においても差し置いてやらなきゃいけないっていうことは重々分かりますけれども、物理的になかなか思うようにいかないってこともございますので、そこらへんのところも事情を察していただいて、そういう状況がまたできてくればそれに向かって進むとこ

ういうことではないかとこんなふうに思います。現実的な内容についてご質問、またあるかと思しますので、それについてまたお答えをしていきたい、こんなふうに思います。それに沿って、やりたくないって言うんじゃないんですね、皆がやりたいと思っているけれどどうしたらいいかなっていう、できないけれどどうしたらいいかな、こういうところが実情ではないかとこんなように思っております。以上です。

○山寺（４番）

ぜひ、前向きに検討していただきたいと思います。今ですね、辰野は箕輪町の生協病院にある「いちごハウス」の中にこの病児、病後児保育をお願いしています。昨年度の箕輪の28年度、箕輪の利用人口はその「いちごハウス」を利用した人数ですね、901人です。辰野町は58人でした。この数字から町内に病児、病後児保育の施設があれば利用者はこんなにも違うのかということを加味して辰野病院での対応、事業展開について再度お尋ねします。地域医療の充実を目指す、新しい病院との触れ込みで医師不足も数年のうちに解消されると聞いていましたが、子どもの救急の受け入れも滞り、電話での問い合わせも「受け入れできない」と断られる現状に多くの町民は諦めの心境です。せめてできることから考えた時、病児、病後児保育の事業展開はできないでしょうか。

○辰野病院事務長

はい。山寺議員には以前にも同様のご質問をいただいております。現在の病院の状況から見て、非常に対応は難しいっていうのが前回のお答えしたとおりで、その状況は現在も変わっておりません。結構、広くてガランとして空いているようには見えますが、空いている部屋がないということが現状であります。で、この病院を建てた時にはあんまり想定しておりませんでした上伊那の准看学生の実習生もかなり受け入れをしておりますが、その方たちのいる場所すらなくて今現在、図書室とかを利用しております。病後児保育の場所をやるというには今現在の病院内の施設を利用するという事は難しい状況ですので、新たに別個小さい所を建てるかっ

ということも考えられますが、現在の辰野病院の運営状況から考えまして、そちらの方への投資というか、現状では医師もいないことから非常に難しいというところで、大変申し訳ありませんがご理解願いたいと思います。以上です。

○山寺（４番）

はい。答えは想像したとおり、以前と進歩もありませんでした。これは検討していただくっていうこともできないんでしょうかね。

○辰野病院事務長

検討するにあたっては、やっぱり町の事業として本当にやるべきかどうかということから始めないと病院独自でやるということは現在の中では考えておりません。ただ、町として皆でやっていこうということになりましたらどこかの施設、例えば病院じゃない場所もあるかもしれないし、病院の方が良いっていうことでしたら、またそれなりの改修が必要になってくると思いますので、病院独自でやるうていうことはちょっと申し訳ありませんが、今は考えられない状況です。すみません。

○山寺（４番）

はい、分かりました。これはまたしっかり考えて質問をし直したいと思います。上伊那生協は生協の「いちごハウス」は箕輪町も外れの南箕輪に近い所にあります。そこまでの送り迎えをしなければなりませんし、例えば通勤が岡谷、諏訪方面や塩尻、松本方面への保護者には利用しづらい、もしくは利用できない施設となっています。この現状をどうお考えでしょうか。辰野病院での対応が無理でしたら、岡谷、諏訪方面、塩尻、松本方面に業務委託できる施設はありませんでしょうか。

○こども課長

山寺議員の質問にお答えします。現状の「いちごハウス」が実態に合っていると
は考えておりませんし、ご不便をお掛けしていることも承知しております。しかし、「いちごハウス」の平成28年度の年間利用実績は58人でありまして、この人数を1週間平均で計算しますと1週間に1人か2人程度の利用であります。以上の点を考慮しても町内での事業展開は困難であり、利用を希望される保護者のみなさんの実

情を思うと今が精一杯の運営であり、ご理解をいただきたいと思います。また、近隣の市町村、岡谷方面、それから松本方面でございますが岡谷方面には「キッズケアルームのあ」や塩尻市には桔梗ヶ原病院キッズステーションなどがあります。こちらの方は有料で利用できますので、そちらの方を利用していただくとしましても、現在、契約を結んでおります「いちごハウス」こちらの方の関係、これからそちらの方を利用していただくとしましても、それ以外の所との契約に関しても情報の分析や財政的な検討を重ねても、それ以外の契約先を追加する予定は現在のところ考えておりません。以上です。

○山寺（４番）

はい、分かりました。病院もだめ、施設の業務委託もだめ、ということのようですので、全然、去年、去年と言うか２年前に質問した時と何の進歩もございませんでした。この岡谷、諏訪方面に勤めている方が私に「病児、病後児保育の施設は岡谷、諏訪方面に紹介していただければありがたいし、でも辰野にあったらありがたいね」ということを言われました。それは子どもをおもちで、見てくれる人がいない人にとっては本当に深刻な問題だと思います。町民がですね、望むこと。先ほども数が53名だから需要がないとおっしゃいました。私さっき申しました。箕輪の901名と辰野の58名では15倍の差があるわけですよ。施設があれば利用は当然増えてくると思います。ぜひ、働くお父さんやお母さんのために病児、病後児保育は真剣に考えていただきたい問題だと思いますので、これからもよろしく願いいたします。以上をもちまして私の質問を終わらせていただきます。

○議長

ただ今より暫時休憩といたします。なお再開時間は11時40分、11時40分といたしますので時間までに入場をお願いいたします。

休憩開始 11時 30分

再開時間 11時 40分

○議長

再開いたします。質問順位10番、議席7番、宇治徳庚議員。

【質問順位10番 議席7番 宇治 徳庚 議員】

○宇治（7番）

それでは2点につきまして質問をさせていただきます。まず1点は県「地域発元気づくり支援金」制度の現状認識についてであります。この制度は一般住民にはあまり馴染みのない制度だと思えますけれども長野県が平成19年からスタートさせたもので、その趣旨は「豊かさが実感でき、活力あふれる、輝く長野県づくりを進めたい。そのため市町村や公共団体が住民とともに、自らの知恵と工夫により、自主的・主体的に取り組む地域の元気を生み出すモデル的で発展性のある事業を支援するもの」としております。財源の乏しい地域公共団体にとって、財力のある市町村とは異なり大変ありがたい制度です。とりわけ、行政が異なる住民でつくる両小野地区振興会は、両地区共通の事業を提出できる唯一の制度で、前回の御柱を契機にこの制度に事業申請をしており、今回の御柱も昨年は辰野町経由で上伊那へ、今年塩尻市経由で松本へ申請し、都度両市町のバックアップをいただいております。実は、前回平成22年度の小野御柱祭広報宣伝事業は、ソフト事業として申請全額補助をいただき大変助かりましたが、当時は補助率がハードで3分の2以内、ソフトは10分の10または3分の2以内でした。ただこの事業の推進さなかに東信地方で不祥事が発生したため、金銭の出し入れが一目で分かるように急きょ専用の預金通帳を起し他の金銭と分けるよう指導され、このルールはそのまま今に至っております。で、その後において制度の見直しがあり、ハード・ソフトの自己資金比率と県の補助率が一部変更されました。即ち、ハードとは道路・水路・建物等の建設または改修、そして1件10万円以上の備品の取得で、補助率は3分の2以内、ただし市町村は2分の1で厳しくされてあります。ソフトは、ハード事業以外のもの。ということで補助率は4分の3以内とされソフトの方が優遇されていますが、どちらにしても自己資金が用意できない団体には申請自体ができないという、こういうものであります。両小野振興会としては、いく度もこの制度の恩恵に浴しているこ

とに感謝する一方で「伊那と松本」の違い、更には「審査結果」にもガテンがゆかない部分があったため、組織内での議論や体験を通してこの制度の現状認識について申し上げながら、以下の質問をさせていただきます。まず、町も活用されているこの制度についてお尋ねをいたします。この制度に市町村が参加する意義と、利活用にあたっての町の考え方をお聞きしたいと思います。

○まちづくり政策課長

はい。この支援金制度の趣旨につきましては、今議員がおっしゃったとおりでありまして、町もこの平成19年度からこの支援金事業の方開始しておりまして、この間、辰野町や辰野町の公共的団体も活用させていただきました。平成27年度は7事業、平成28年度は4事業、で平成29年度、今年度は3事業が採択されて地域の元気を生み出す事業を展開しております。支援金の交付額も議員おっしゃるとおりに、いろいろパターンによって違いますけれど、ソフト事業については4分の3以内と高く、補助額も下限が30万円と定められているだけで上限額がなく、どう工夫すれば、どう展開すればこの支援金が採択されるか、職員も知恵を出してやりたい事業を考えるいい機会になっているわけでありまして。また、辰野町でも独自の「協働のまちづくり支援金」という町の事業を平成19年度、同じ年なのですが、から実施しております。こちらの方は補助率は10分の10ですけれど、補助額の上限が50万円なので、申請事業、もっと高い事業を申請したいという所につきましては、その申請事業によってこの県の支援金事業も紹介し、チャレンジをいただいているわけでありまして。というわけで有効に活用をさせていただいております。以上であります。

○宇治（7番）

今回の「小野おんぼしら」は、3日間晴天に恵まれ、マスコミの報道と相まって、県内外へのポスター、チラシのPR活動、自前で更新したホームページはピーク時のアクセス件数が前回の3倍に達し、JR利用客も1.4倍に伸び、人出は過去最高の10万人以上を記録して、何よりも事故もなく終わることができたのも、この制度の支援をいただいたおかげと考えております。昨年28年度は辰野町を通じて上伊那

地方事務所へ提出した事業名が「憑の里へいらっしやい！」ということで、1つは「小野おんばしら」観光広報推進のための統一ポスターの作成、チラシ、リーフレットということで、これらを県内外へ配布し交流人口の増加を目指すものであります。もう1つは、両神社の御柱情報に加えて、移住定住を意図した両小野エリアの利便性などをアピールすべく、今までのものを一新したホームページを立ち上げることでしたけれども、県のヒヤリングにおいてホームページのリニューアルはソフトでなくハード事業の扱いとなるので修正の上、出し直しを指導されました。席上「ソフト事業にもかかわらずハード事業の補助率とする理由が分からないこと。内容的にも県も強力に推進している移住定住を意図した、時宜を得たものである」ということを主張しましたが、その時点では出し直せば通ると思い、言われるとおりに一部事業を圧縮し、しかも自己資金も捻出して提出したわけでありまして。ところが最終結果は「既存システムの改修は認められない」というものであります。内容的にダメとされるのであれば納得もできますが、ならば、いっそのことヒヤリングの時にホームページのリニューアルはだめと指導すべきだと考えます。しかも応募要項にはハード事業の改修はあっても「ソフト事業の改修」の扱いについては全く触れられていません。改めて、前回ですが平成22年度の保存ファイルを見ますと「未知に会う憑の里の小野御柱祭観光PRソフト事業」として松本へ「塩尻市長の意見書」を添付された状態で提出されていました。その中の1つにホームページのリニューアルがありました。ソフト事業として採択をされています。「同じ県の制度で、同じ事業がなぜ松本はOKで、伊那ではNGとされるのか、判断が違うのか。往々にしてあることですが人が変われば判断基準も変わるとしたら、この制度上に不備があるのではないか」組織内会議では疑問の声が出されました。結果から言えることは、今やホームページ等ネット時代ですからソフト事業のリニューアルに対して、考え方が明確にされていないのは片手落ちとしか言いようがありません。県の事業ですから町に見解を求めても無理とは思いますが、県の指定窓口の立場にありますので、あえてお尋ねをいたします。募集要項の対象事業区分にソフト

ト事業のリニューアルについての扱いを明記すべきと考えますが、町の考えはいかがでしょうか。

○まちづくり政策課長

はい。交付対象事業と、あと交付対象事業例と実施要領、及び概要等、県のこの支援金に関する資料につきまして全て確認しましたが、議員、おっしゃるとおりにこのソフト事業のリニューアル的な文言というものは確認できませんでした。県の要綱なので何とも言えませんが、おそらくリニューアルに関するものの経費はこの支援金の選定委員会、この支援金につきましては各地方事務所で民間の有識者、市町村長、地域振興局の局長などで構成した選定委員会を経て判定をしてくみたくないんですが、その中の判定事項でありまして、なのかなと思ひまして町としては何とも言えないのが現状であります。またホームページのリニューアル経費がハードかソフトかという議論でありますけれど、一般的に私たちも考えてシステムの改修なら一般的にはハードじゃないんじゃないかと思ひますけれど、その選定委員会の中でどう検討されたのかって経過が分かりませんので、申し訳ないですが、ここでは何とも言えないというのが現状であります。以上であります。

○宇治（7番）

私も結果に対してですね、それなりに質問、意見も申し上げましたが、決定は決定だということで、本日に至っておりますので、残念ながら数十万近い費用がかかるわけですが、何とか組織で捻出をですね御柱には絶対必要だということで今回、自前で実行したわけです。去る4月28日付けの「長野日報」によりますと平成29年度上伊那地域元気づくり支援金事業結果が報じられていました。それを見ますと総額は7,500万円の53事業となっており、うち、公共団体が39事業で、割合は7割、金額比では8割。市町村が14事業で3割、金額比では2割となっておりますが、上伊那8市町村では6市町村が入っています。辰野町では先ほどもお話がありましたが3事業154万円が選定されておりました。そこで、先ほどお話がありましたけれども、改めてですね、この制度を活用した辰野町の事業採択の実績、

総件数、金額、不採択の有無があったのか、なかったのかという点についてお尋ねいたします。

○まちづくり政策課長

はい。まずここ3年でありますけれど、今年度、平成29年度は辰野町が3事業、で公共的団体が1事業、計4の事業を申請いたしまして、採択は辰野町の3事業のみで、公共的団体の方は取り下げをいたしました。支援金の要望額が157万2,000円に対しまして、支援金の内定額が154万2,000円です。で、昨年度、平成28年度は辰野町が2事業、公共的団体が4事業、計6事業申請いたしまして、採択が4事業、で公共的団体の1事業が不採択で取り下げが1事業でありました。支援金の要望額は536万8,000円に対しまして支援金の内定額が286万7,000円です。平成27年度になりますが、辰野町が2事業、公共的団体が7事業、計9事業申請いたしまして採択が7事業、公共的団体の1事業が不採択で辰野町が1事業を取り下げました。で、支援金の要望額が725万4,000円に対して、支援金内定額が685万円となっております。この支援金が始まりました平成19年度から平成26年度までは、この間なんですけど辰野町が25事業、で公共的団体が57事業、計82事業申請いたしまして採択が68事業となっております。内訳は辰野町が19、公共的団体が49、不採択が10で、その内訳が辰野町が4で公共的団体が、すみません6ですね。で、取り下げが4で辰野町が2、公共的団体が2事業でありました。で、この間の申請額と内定額でありますけど、ちょっと申請額が不明な年がございまして、内定額のみでお許しいただきたいのですが、4,079万7,000円でありました。年度により申請数にバラつきの方はございますが、毎年申請し、有効に活用されてきたかなと思うところがございます。以上であります。

○宇治（7番）

5月連休の「小野おんばしら」はですね、平成29年度事業としては松本に申請をしており、年初早々の事業ということで上伊那同様に選考結果を4月中にいただきたいという要望したのですが無理とされ、見切り発車で実行せざるを得ないことを

お伝えしました。前年のこともあり役員一同不安を抱えての3日間でしたが、御柱が終わった5月13日に塩尻市経由で情報が入り、ヒヤリングでの指摘事項の心配をよそに100%採択されたということで胸をなで下ろしたところでもあります。前年の上伊那では半分しか採択されませんでしたので、以前から「伊那は厳しく、落とすための審査の傾向があり、松本はできるだけ拾い上げる審査傾向にある」といった噂もあって、両方の体験をした両小野だけかもしれませんが、まんざらでもないというのが私どもの見方であります。本当のところは分かりません。一方、その議論の過程で「市町村と公共団体が同一テーブルで審査されるというのもいかがなものか」という意見も出ましたので、お尋ねをしたいと思います。制度の趣旨を尊重ということは、まあ県としては「市町村」と「公共団体」をセットでというのが趣旨で考えているということはよく分かりますけれども、せめてですね、先ほども比率が出てますが、市町村と公共団体のテーブルを分けてですね、審査して予算等も別々にやった方がいいんじゃないかというのが私どもの見解ですけれども、町のお考えはいかがでしょうか。

○まちづくり政策課長

はい。先ほどから「何とも言えない」という言葉ばかり繰り返して申し訳ないんですが、本当にちょっと県の事業なので、ここでどうのこうの言えませんが、県からそれぞれの地域振興局へ支援金の財源が配分され、それを総額に選定されていると聞いております。ちなみに今年度は県全体の予算が8億5,000万円、で、面積や人口、市町村数などに応じ、それぞれの地域振興局へ配分され、上伊那には約7,500万円。先ほど議員おっしゃったとおりですね、が配分されています。で、支援金の額で分けるのか、採用数で分けるのか、基準づくりは大変ですけど、そういうことができないことはないのかなとは思いますが。ちょっと県の事業なのでちょっと聞いてみないと分かりませんが。今回、議員から要望がありました件につきましては、今年は6月30日に地域発元気づくり支援金事業にかかわる上伊那の市町村担当者会議が伊那の合同庁舎で開催されます。担当者が集まり、意見交換もありますのでそ

の際にこういう意見があるということで要望させていただきたいと思います。また、この交付金につきましては平成25年度に見直しがされておりまして、当時は補助率の改正ですね、議員が冒頭で申しました、昔は10分の10、ソフト事業については10分の10だったんですが、それを4分の3へ変更したりハードの部分も市町村部分が2分の1に減らされたわけなんです、あと重点テーマへの支援ですね。重点テーマ、県の設定する重点テーマに関する事業につきましてはソフト事業を4分の3を5分の4に、ハード事業については市町村だけありますけど2分の1を3分の2へとといったように6項目の見直しが当時、平成25年にされたようであります。この平成25年度から実施されまして3年経過後に改めて検証を行うということで、昨年、市町村を交えて県と行ったようであります。この平成28年の11月にその検証結果の取りまとめがされておりまして、これも公表がされておりますが、検証結果として大きく分けると3つの問題意識にまとめられまして、対応策としての見直しの方向性が示されておりまして、1つ目は地方創生や重要な地域課題への対応。2つ目が支援金事業の明確化、民間との連携強化。3つ目が財政基盤の弱い団体等への支援強化。この3つの見直しの方向性が示されてはいます。というわけで昨年度見直されたばかりなので、またすぐに見直しというわけにはいかないと思いますが、町議の今おっしゃっている思いは、こういった担当者会議につなげていきまして、次回の見直しに繁栄されるかは分かりませんが、意見として出してはいきたいと思っております。以上であります。

○宇治（7番）

まとめとしてお願いしようと思ったこと今、お話いただきましたので、ありがたいと思います。何がともあれですね、10年前にはこの制度の果たす役割は大きかったと私は考えますが、近年国の地方創生戦略を受けた市町村の交付金事業を見ると、どこの自治体もこの制度内容と類似した事業が数多く見られます。今年の辰野町の例を見ても1つは「ペット大集合ーみんなでつくる猫の写真展事業」、2つ目は「地域資源活用観光モデルコース開発事業」、3つ目は「ガレットde婚活」の3

事業です。タイトルだけで判断してはいけませんが、行政があえてこの補助金を利用しなくても自主財源等で予算に織り込めるような内容と金額ですから、その分を先ほど申し上げましたが金額で約3割ですけど、公共団体いわゆる民間活力に回わしていただければ実質公共団体に特化した制度になるわけで、時代を見据えた見直しが必要ではないかと私は考えます。いろいろ申し上げましたが、県の制度とはいえ、町も参画し、かつ公共団体の窓口と指定されておりますので、申し上げた概要をご承知おきいただいでですね、先ほどのように県の方に伝えていただければ非常にありがたいというふうに思いますので、町民の声として関係先に届けていただくようお願いし、次の質問に移りたいと思います。

2点目は、ふるさと納税の必要性と今後の対応についてであります。ふるさと納税は平成20年に制度化されていますが、今日のようなブームになったのは平成25年頃からで自治体の知恵が納税の概念を変え、いわば返礼品競争へと発展しているわけであります。これについて平成28年11月から29年1月にかけて、全国の都道府県、市町村、東京23区全ての自治体を対象に行われた調査結果では、「評価する」が44%、「どちらかと言えば評価する」が38%で、82%が「この制度が必要」というふうに評価している一方、「返礼品の是正は必要か」の問いには「必要」が33%、「どちらかと言えば必要」が39%で、72%が「返礼品競争の是正が必要」としています。そこで高価な返礼品は、この制度の趣旨に反するという観点を踏まえ、ご承知のとおり総務省は「資産性の高いもの」「金銭類似性の高いもの」は、ふるさと納税の趣旨に反するとして返礼品としては取り扱わないこと、また寄付額に対する返礼品の調達にかかった費用、返礼品率を3割以下とする目安を設定する対策を公表しました。これに対し、伊那市は二転三転する迷走で新聞紙上をにぎわし、今になっても総務省の指導を受けるといった対応を続けていますけれども、大半の自治体は返礼品競争を是正すると表明しています。辰野町においても4月30日付け「信濃毎日新聞」では「検討中」と回答しております。そこでお尋ねをいたします。ふるさと納税返礼品の見直しの結果、除外品目があるのか、ないのか、あるとすれば

その影響がどの程度なのかをお聞きしたいと思います。

○まちづくり政策課長

はい。議員ご指摘のとおりふるさと納税の返礼品としまして家電や商品券などや寄付額の3割を超す調達額の品物を送り続けている自治体に総務省が改めて見直しを求めている通知が辰野町にも5月26日に届いております。カメラとICレコーダーが資産性の高いものとして辰野町の場合、見直しの方を求められております。町の産業の代表的なものとして送り続けていましたが、今回の見直し要求により指摘された返礼品につきましては現在、取り下げをせざるを得ないと調整をしているところであります。ちょっと時期については、今調整中でございます。長野県内の同様に送られてきた市町村も疑問を抱きながらも、見直しを検討しているところでもありますけど、返礼品の品物です、種類でもって良い、悪いを求められると何か素直に納得がいかないような気がします。平成28年度は寄付件数が2,751件、で、寄付額にしますと1億5,222万8,995円となりました。この見直しの対象となっているカメラとICレコーダーにつきましては寄付件数が527件、で寄付額が8,487万円の寄付額となっております。件数で言いますと全部の件数の中で19%を占め、寄付額では56%を占めていますので、今年度以降、大きな影響が出ると予想されてるところであります。以上であります。

○宇治（7番）

私の周辺でも今日のふるさと納税ブームに対して多様な意見を耳にしておりますが、国が地方の努力や実状を無視したような一律的な指導はいかかなものかというふうに私は考えます。辰野町は元々ふるさと納税については理にかなった対応をしており、今後とも辰野の良さを主張した対応をお願いしたいというふうに思うわけです。ちなみに、昨年の人気度ではやはり季節の特産品の「マツタケ」が第1位で、2位が「ぎたろう軍鶏精肉セット」 3位が「入浴剤詰め合わせ」 4位が「夜明け前セット」ですから、まさしく地場産業が潤う返礼品だと思います。とこ

ろで返礼品が高額になればなるほど、ふるさと納税の収支は「赤字」になる仕組みになっているわけですが、東京23区はもとより長野県も平成28年度減収額、県民税の控除額が寄付額を上回り「赤字」だったとされています。県下でも大きな長野市、松本市なども同様であると聞きます。続いてお尋ねをいたします。町のふるさと納税額の推移と収支の実態について、直近3年の状況はいかがでしょうか。

○まちづくり政策課長

はい。平成26年度は件数が1,283件、で寄付額が1,727万7,510円でありました。で、これにかかった経費であります。返礼品の調達額、郵送料、またインターネットのふるさと納税の専門サイトに載せていただいておりますので、この手数料ですね、こちらの方が580万9,410円となっております。で平成27年度はカメラだとかICレコーダーを追加したものですから、額がドンと増えまして平成27年度は件数が3,159件。で寄付額が1億6,646万8,506円。で経費が6,645万4,773円となっております。で、平成28年度は、ちょっと額が少し落ちまして、件数額が落ちまして件数が2,751件、で寄付額が1億5,222万8,995円。これにかかる経費は7,489万8,391円となっております。平成28年度につきましては、電化製品だとかそういうものを扱う市町村が増えましたのでうちの方のそのカメラだとか、ICレコーダーの需要がちょっと減ってきたのかなと思っております。以上であります。

○宇治（7番）

地元でしか知られなかった特産品や伝統工芸品などを返礼品にしたことに加えて、今日のブームによって、生産者も巻き込んだ新たな納税システムの運用と考えれば、今後も地道に継続することで、まさに地方創生に一役買った地域活性化、観光振興策、財源確保でもあると私は考えます。長野市は議会等からの声を受けて今まで見送っていた返礼品を6月から導入することを明らかにしています。返礼品の割合は25%程度とし、返礼品競争とは一線を画した使い道8種類を掲げ、市の特色を持たせたいとしております。飯田市では6月1日から、このふるさと納税の新制度を開始すると報じられています。それは、ふるさと納税の寄付先を市内20地区の中から

選べるというものです。もちろん今までの用途別枠組みも残して、各地区が練った地域振興策や移住定住の促進、伝統文化の継承などに寄付してもらおうということで、返礼品は手紙、写真、地区行事への招待など簡素なものだと言います。町でも今年のほたる祭りには、ふるさと納税者に対して「無料入場招待券」を郵送されるということで、ふるさと納税の意義を高め、目に見えて辰野町を愛するリピーターが増えることが期待されます。そこでお尋ねをいたします。現行の用途別寄付4分野に加えて、17区も寄付先の選択肢に入れる等特色を持たせた使い道を追加することはいかがかでしょうか。

○まちづくり政策課長

はい、あのすみません。先ほどの質問の中で辰野町の住民がふるさと納税した件数ですね、そちらの方、納税の関係をお答えするのを除いてしまいましたので、ちょっとここで先にお答えをさせていただければと思います。辰野町の住民がほかの市町村にふるさと納税した件数になりますが、平成28年でありまして、人数が132人。で寄付金額の方が1,138万9,680円でありまして、住民税の控除額が521万3,079円でありまして、平成27年でありまして、人数が75人で寄付金額が530万8,500円、で住民税の控除額が247万134円。平成26年でありまして人数が25人、で寄付金額が228万1,000円。住民税の控除額が53万4,323円と、税金から見てもふるさと納税が段々に浸透しまして多くの方が今、されてきているというのが現状であります。はい、続きまして、今のご質問についてお答えいたしますが、平成27年の6月にも町議からは「小野宿の町並み保存などのプロジェクトにふるさと納税の活用は」という提言の方もいただきました。新聞報道でも、今おっしゃてるとおりに飯田市がふるさと納税の寄付先を、そういった20地区の中から選べるという新制度を始めるとありまして、中身を見ますとこれこそ本来のふるさと納税の趣旨に沿った考え方かなと感じたところであります。辰野町でも第5次総合計画の後期基本計画で17の区に地域計画を策定していただきました。その中でも地域の取り組みを計画化していただきましたが、もっとそれを現実化して具体化して、ふるさと納税

で寄付を募れば財源が確保されるかもしれないと思います。良い考え方だなと思います。そういったプロジェクトに対するふるさと納税、これをクラウドファンディングと言うそうではありますが、これは特徴あるプロジェクトじゃないとなかなか寄付が集まらないということなんですけれど、例えば地区にその地区に愛着のある人だとか、そのプロジェクトに魅力を感じ応援したいと考えている人もいますので、案外集まるのかもしれませんが。ちょうど今、このクラウドファンディングを採用していきたいと考えてるところであります。また、今までは返礼品を募集する対象を町内に事業者を有する法人や個人事業者としていましたが、今後は限定せずに例えば、区や地域の仲間などに拡大してその地域で取り組んでいる特産品などにも拡大をしていきたいと考えているところでもあります。で、このふるさと納税を区や地域の皆さんに利用して活用していってほしいと思います。それと、今、議員からおっしゃいました寄付者に対するハガキなんですけれど、今年度新たな試みとしまして昨年度、平成28年度の寄付者約 2,500 人に対しまして「辰野町への応援ありがとうございます。日ごろの感謝の気持ちを込めてホテルが飛び交う松尾峡へ」と第69回信州辰野ほたる祭り、ほたる童謡公園へお二人様をご招待する無料入場券を兼ねたハガキの方をお送りしました。これがそうであります。これは辰野町の観光サイトとあと、ふるさと納税のお礼の品、辰野町では「ふるさと寄`付渡」と呼んでいますが、このカタログへ飛ぶQRコードの方も載せておまして、実際に来ていただけるか分かんないんですけれど、辰野町へ寄付していただいた方とのつながりが少しでも広がっていきたくて思っておりますし、ぜひ寄付だけで終わらずに、ぜひ1度辰野町の方へも訪れていただければ、また次のつながりが広がってくのかなと考えているところでもあります。以上であります。

○宇治（7番）

ぜひ、前向きに検討いただければありがたいなと思います。これが加わるとすれば、おそらく辰野町出身者とか一度訪れた、見て応援したいというような地域や人を中心にですね寄付していただける環境ができる。まさに今、課長言われた本来の

ふるさと納税の意義にマッチするというふうにも考えます。ふるさと納税がこれ程までに注目されるようになったのも、ネット社会で全国自治体、とりわけ地方の市町村が自らの知恵と努力で一大ブームを巻き起こしたわけで、酒税やたばこ税とは異なる「地方自治体のヒット商品」ではないかと私は考えるわけであります。そこで最後に町長にお尋ねいたします。改めて、ふるさと納税の今日的意義と今後の利活用についてお尋ねいたします。

○町 長

はい。宇治議員さんにお答えをしたいと思います。ふるさと寄付金という制度で大きく、この取り組みの状況が変わってきたっていうのは現実だと思います。当初、もっと純粋な気持ちで寄付をする人たち、また受ける人たち。そういったことが進められてきたんですけれども、ちょっと物をいただくっていうか、この対象が何か突出してきたっていうのかね、そんなことでちょっと残念な面がありますけれども、それをまたうまく利用して地域振興につなげていけるっていう意味では、大いに結構だと、こんなふうに思っています。さきほど来、出てます地域振興にいかにして活用できるかっていう、そういうことになろうかと思えます。ただ、今度これはよっこなこともかもしれませんけれども、当初から税そのものから考えますと、品物貰った人が「儲けた」っていうか、「うんと得した」っていう気持ちになる。それから地方の寄付がたくさん集まった所は「良かったな」っていうふうになります。そうすると、皆が良かったような気がしますがけれども、どっかでそれ元をって言うんですか、チャラにしなきゃいけないですね。これは何かって考えると税全体で考えると、税全体がその分だけ減ってるっていうことになろうかと思えます。ですから総体的になれば、まあ行って来いの世界なんでしょうけども、都会の人口の多い都会の所から地方へ流れて来るっていうものに対しては、まさにそういうことでもありますけれども、税が減って、総体的に減ってしまうっていうのは、いかななものかな、そんなふうに思います。ただ、これを契機にですね、本来って言うんです、か今までテレビや何かで見たりいろいろしますと、欧米の人たちは自分の気に入っ

た事業だとか、いろいろのことに對して寄付をするっていう習慣があります。しかもお金をたくさん持っている人は、スターの人だとかそういう人たちは当然のごとくそれが、やるのが当たり前だっていうふうによく言われていますし、日本の有名人の方たちも表に出るんでなくて裏の方でアフリカに学校を造ったりとか、そういったことをやってるって。そういうふうにと考えると段々に寄付そのもののその意義っていうんですか、そういったものが日本人にも段々、物でなくてそういう気持ちに對して、事業に對して応援をしてくってっていうふうに変わっていくんではないかと、こんなふうに期待をしているところでありますので、ぜひそういったものに移行して、この制度がですね移行してけば良いな、こんなふうに思っています。まあどっちにしても地方のですね、それぞれの自治体の何て言うんですか、考え方とかそういったものが試されている時でもある、そんなふうに思います。大きな所はたくさん品を調達できますけれども、小さいような所はアイデアでやっていく以外に方法ありませんので、そういった面では地域の、職員はもちろんですけれども、地域の人たちにとってもしつかり、それに応えられる人づくりにもつながっていくんではないかって、そんなふうに思います。以上です。

○宇治（7番）

以上で私の質問を終わりにさせていただきます。

○議長

ただ今より昼食をとるため、暫時休憩といたします。なお、再開時間は1時30分、1時30分といたしますので、時間までに入場をお願いいたします。

休憩開始 12時 22分

再開時間 13時 30分

○議長

それでは再開いたします。質問順位11番、議席1番、小澤睦美議員。

【質問順位11番 議席1番 小澤 睦美 議員】

○小澤（1番）

通告に従いまして、3点について質問させていただきます。最初に先の3月議会の一般質問において、質問時間の関係から質問できなかったアクティブラーニングと言われる指導法と町内小中学校への取り組みについてお伺いします。この件につきましては3月議会の折に、岩田議員さん、現議長の岩田議員さんも触れておりますので、ダブる点があると思いますが、お許しをいただきたいと思います。この「アクティブラーニング」という言葉は昨年、次期学習指導要領の中教審の答申の中で盛んに使われた言葉でしたが、2月14日文科科学省の公表した2020年度から順次全面実施する次期学習指導要領の改訂（案）には使用されず、「主体的、対話的で深い学びの実現」という言葉に置き換わっています。その理由については3月議会の岩田議員さんの質問に対し、教育長さんは「文科省の教育課程課長の説明として、法規としての性格を有するこの学習指導要領には、しっかりとした定義のないカタカナはなかなか使えない、したがってアクティブラーニングという言葉は『主体的、対話的で深い学びの実現』という言葉に置き換えた」と課長さんは言っているとのことでした。そして「アクティブラーニングの目的、これが主体的、対話的で深い学びの実現ということになるだろうなと思います」との答弁もいただきました。今回の改訂については学習内容面の変更が少ない一方、授業の質改善を重視したのが特徴と言われております。学校教育法の学力に照らし、子どもたちが何ができるようになるか、を明確にする狙いから主体的、対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を求めていると言われております。そして、指導法としては戦後最大の改革と言われるところの、児童生徒が主体的、能動的に授業に参加するアクティブラーニングと言われる指導法が小、中、高校の全教科に導入がされたということです。お伺いします。このアクティブラーニングという指導法について、さまざまな解説書からは「子どもたちが主体的に相談、協力しながら課題に取り組み、発表するという授業を先生方が行うという指導方法」と解釈したところですが、このような解釈で良いのか。またアクティブラーニングについて昨年12月、中央教育審議会が次期学習指導要領を文科科学省に答申した際に、小中学校は移行期間中、各校の

判断で次期学習指導要領の全て、または一部を先行実施できる旨の答申がなされたことから、東京都などは既に取り組みを進めているとのことですが、辰野町教育委員会としては町内の小中学校に対し、どのような指導をしているのか、また取り組みを始めているのか、お伺いします。

○教育長

はい。小澤議員の質問に答えたいと思います。アクティブラーニング、この町議会でも何回か質問がございました。主体的、対話的で深い学びっていうふうにごう訳されているわけですけど、従来の覚える学習という受身から、学びの主人公が児童生徒自身であるということ。「他人ごとではなく、自分ごととして学ぶ」ということになるんだろうと思います。目の前の課題の解決に向けて子ども自らが積極的に取り組む、そういう学習を意味しているわけでございます。ですから子どもたちが、まあ「ああでもない」とか「こうでもない」と口々に言い合いながら友だちとの意見を聞いて自分の考えを修正したり、また深めていく。そういう学びであり、まさに議員が言われるように子どもたちが主体的に相談、協力しながら課題に取り組み発表することができる授業を教師が仕組む、まさにそのとおりであろうと考えます。それから、この新しい学習指導要領に関わって移行措置が来年度から始まるわけですけど、それに向けての町内の取り組みはということでございます。3年後の実施に向けて、まず小学校では、議員も言われるように指導内容、それから時数の削減というのはいないわけです。まず現行の週29時間の日課の中に、いかにしたら英語分の1時間を入れることができるのか。いかにしたらその1時間が収まるのかというのを、これを昨年度から検討しているところでございます。ところがここへ来ましてね、文科省の方は移行期間は、まさにこのアクティブラーニングのスタートである主体的、対話的で深い学びが柱である総合的な学習の時間、この時間を年間15時間以内であれば振り替えても良いと、こう言い出してしまっているところで、まさに学校現場、今ちょっと混乱している部分もあるかな、ってそんなふうにいるところでございますけれども、いずれにしましても週29時間が週30時間

になるということで、これは変わらないわけですので、各学校では昨年度からさまざまなパターンを頭に描き、自分の学校ではどれがふさわしいのかっていうのを試行していただいているところでございます。まだこれは、1つの方向性が出て来ておりません。それから、来年度からいくつかの教科で移行措置が始まります。例えば小学校では国語、社会、算数、外国語活動ですけれど、これらについては来年度から取り組んでいかなければなりませんので、ここは早い段階からこれ、来年度ってでもね、あと数ヶ月後にやってまいりますので、どこがどのように変わるのかっていうことを、まず先生方がしっかり理解をしていただきたいという指示は出しております。いずれにしても今月以降の町の校長会、それから町の教頭会で更にお願いをし、確認をしてまいりますと思っているところでございます。以上ですが。

○小澤（1番）

今、私の解釈でやる場合は、良いというお話で、一番重要なのは私も友だちと協力しながら学習をするっていうことと、先ほど若干授業内容、授業時間等が変わってきたということで判断が難しいところがあるみたいですけど、ぜひ、ほかの市町村に遅れることのないような取り組みをして、お願いしたいっていうふうに思っています。昨日の辰野高校の質問回答の中でも、長野県の教育委員会が高校にアクティブラーニングを取り入れていくっていう方針を出しているというような話も聞きましたので、ぜひ辰野町も遅れることのないような、先ほども言いましたけれど取り組みを進めていただければというふうに思いますので、よろしくお願ひします。次の質問に移りますが、この次期学習指導要領に伴います川島小学校の現状から今、言ったアクティブラーニングと言われる授業ができるのか、お伺ひしたいと思います。川島小学校は平成29年度の入学児童は0人であったことから現在1年生が0人、2年生1人、3年生3人、内1名が特別支援児童、4年生4人、内1名が特別支援児童、5年生、特別支援児童1人、6年生4人の全校児童13人です。また学級数も1年生が0人のため2年と3年で1学級。4年、5年、6年で1学級。特別支援学

級で1学級と28年度の4学級から3学級に減りました。このような中で、子どもたちが主体的に相談、協力しながら課題に取り組み発表するという授業を先生方が行うという授業は、特に児童が相談協力しながら課題に取り組むことは生徒数の関係からも無理ではないかと思いますが、教育長さんはどのように考えておられるかお伺いしたいと思います。またこのような状態で今後も授業が行われるとしましたら学習指導要領について3月の時の岩田議員さんに教育長さんは「全国、どこの地域で教育を受けても一定水準の教育が受けられるようにということで、文科省が学校教育法などに基づいて各学校の教育課程を編成する際の基準として定めたものであり、この意味からも法的な拘束力を持っている」と答弁されています。したがって現状から見た場合、川島小学校は法的拘束力がある次期学習指導要領に反していることになると同時に、川島小学校の児童は公立小学校の他の学校の児童と同じ平等な教育が受けられないことだと思いますけれど、今後もこの状態を続けていくのかお伺いします。

○教育長

議員の質問にお答えをしたいと思います。子どもたちが主体的に相談あるいは協力しながら課題に取り組む。あるいはお互いに発表し合うという、こういう授業を教師が仕組むということですが、対象である児童が学年1人だとか、あるいは教室に1人、ではこれ大変厳しいだろうなというふうに言えます。ただ単に主体的、それから対話的で深い学びについてのみ、このことのみ議論をすれば児童が2人いて、そして先生が1人いれば教師側の工夫によってできないものでもないわけですが、1人であっても友だちとの意見交換はできなくても教師側の工夫によってね、主体的な学びは可能にはなっています。しかし、これがその子どもにとってよりよい学びの環境であるかどうかと問われれば、それは違うと思うんです。議員言われるように、学習指導要領っていうのは法的な拘束力を持っています。学習指導要領に則って、各学校では教育課程を編成しなければならないことは、これまあ言うまでもないわけですが、学習指導要領に示された指導の内容、それか

ら年間の指導時数ですね、指導時数はこれは決してこれは下回ってはならないんです。これが最低限のラインということでございます。で、学習指導要領に記された学習内容と指導時数というのは決して下回ってはならないわけですけど、学習指導要領の総則には「各学校では児童の実態や学校、地域の実情を踏まえ教育課程を編成」とこう明記されていて、極端に人数が少ない学校でそこでは学びの低下が起こらないように、さまざまな工夫をしなければならないと、こういうふうに解釈することができます。で、川島小ではなく広く日本中をこう見た時に、山間地だとかいわゆる僻地と言われるような小規模校の極めて小規模校の学校もあります。離島もあります。離島では児童が1人だけというね、そんな小学校も日本にあるわけですけど、このような学校においても学習指導要領に則って教育課程を編成することには変わりはないわけで、アクティブラーニング的な学びを工夫して行うということになるんだろうと思います。ですが、その授業風景っていうのは1クラス20人もの子どもがいる教室とは全く違うものになるんだろうと思います。その学校の実情に応じて20人あれば、20おれば20人含めたアクティブラーニング、1人であれば1人でも深い学びはできるような、アクティブラーニング的な授業を仕組むとこういうことになってまいります。全校で児童が1人という学校であっても教室に1人の児童であっても、あるいは川島のように複式な学級があっても、その学校の工夫によって主体的な学習態度だとか問題解決的な能力を育む活動を仕組んでいくということになります。ま、議員が心配されております川島小学校ですけど、教室に児童が1人であっても2人であっても、工夫してさまざまなことを仕組んでいかなければならないことは、これ変わりはないわけですからこの先学校が存続する限り、先生方は工夫してやらなければならないということになりますし、町の教育委員会もその日までは、同じように先生方を支えていくという姿勢でまいりたいと思っています。以上ですが。

○小澤（1番）

今、工夫、先生の工夫によってっということ、回答いただいたわけですが、い

ろいろの本見ても先生の工夫という言葉は出てきます。ただ、友だちがいないって
いう、私はその環境っていうのはやっぱりアクティブラーニングをやっていく上では、
差しさわりがあるんじゃないかなって思っています。それで、川島児童にとって最大限、
児童がどうするかって言いますか児童のことを考えて進めていただきたいというふう
に思う中で、本来でしたら大勢友だちがいて、町の補助金もあるんですけど、同級会
が開催されるような環境の中で教育が受けられて、そんなような教育環境を最優先
に考えていただければというふうに思いますので、今後ともよろしくお願ひしたい
と思います。次の質問に移らせていただきます。

2点目ですが、横川溪谷を観光資源とする取り組みについて、横川溪谷原生林トレ
ッキングに対する取り組みについてお伺いします。平成27年に年間を通じて観光客
が訪れる横川溪谷のかやぶきの館から横川ダム、国の天然記念物、横川の蛇石、三級
の滝までの距離にして往復17キロメートルが横川溪谷原生林トレッキングの名称で
東日本歩く道紀行100選シリーズの森の道部門に認定されました。この認定の
応募にあたっては、子ども広報の特集で辰野町のよい所として紹介されたりする中
で、町は観光面で町を代表するこの横川溪谷を観光資源として、広くPRできると
の考えから応募し、認定をいただけたとの経過をお聞きしております。そして認定
された後の昨年度の町の取り組みは、このコースを観光モデルコースと位置付け、
県の地域発元気づくり支援金を受け、観光ルートマップの制作、観光ルートの案内
看板の製作、設置等が行われました。お伺いします。この認定された横川溪谷原生
林トレッキングを目的とした観光客の受け入れ態勢はどのようなものであったのか。
また、それを目的とした観光客数があったのかお知らせいただきたいと思います。

○産業振興課長

はい。町が地元と協議を詰める中で考えて行った受け入れ態勢の整備につきま
しでご説明をいたします。平成28年度は県の地域発元気づくり支援金の採択を受けて
地域資源活用観光モデルコース開発事業に取り組み、観光ガイドの啓発をですね、
受け入れ態勢の重要テーマとして取り組みを図りました。具体的には総務省、地域

人材ネットから講師を招きまして地元住民を対象とした、まずワークショップを実施いたしました。そのワークショップの概要につきましては、まず川島住民ならではの情報収集、それからトレッキングマップの素案づくり、トレッキングへの外部者受け入れ、都会からですね、外部者受け入れの機運づくり、そしておもてなしのアイデアの話し合いなどでした。こういったワークショップの手順そのものが観光ガイドの担い手づくりの下準備であったのではないかなと今、思い返して思うところでございます。こうしたワークショップの成果を踏まえまして、スタンプ帳形式の観光ルートマップを1,000部、それから観光ルート看板を4基製作して設置をいたしました。コースの魅力を掲載したマップと看板をスタンプラリー付きの誘客ツールとして、横川峡紅葉まつりなどに活用したことなどから、毎年県に報告する観光地点など入込客数という統計データがあるんですけども、そこへの報告数字によりますと平成27年の6万9,900人という数字があるんですが、昨年秋、御柱などで年間約5,000人ほど入ったということを別にしますと7万2,300人という数字で、2,400人増加したというふうに報告をいたしました。ただし、平成28年度は川島地区にとりましてそういった御柱など特別な年であったためですので、この県の地域発元気づくり支援金の事業が目標とする観光客の増加数は年間100名、100名という設定をして取り組みを行いました。以上です。

○小澤（1番）

この、観光客の数字聞いたんですけど、やはりいくらかでも手を入れていただければ100人が多いか少ないかっていうのは、これから多くなっていただくことを願っているわけですけど、手を入れていただければ増えるっていうふうに思いますので、ぜひ、今後とも取り組みを進めていただきたいというふうに思っております。次にこの森の道としての選出の趣旨については3点大きな趣旨があり、1つ目が、地域の誇るべき道を選らび、道を歩く旅づくりによる新たな道資源を活用し、地域の経済活力の創出を目指すこと。2つ目には日本の風土、国土の再認識と道の再発見を行い、未来に伝える道の遺産づくりを目指す。3番目にアウトドアスポー

ツ、ウォーキングとしてのツーリズムウォーキングを発展させ、健康づくりと国内外の観光促進を伴った経済の活性化に寄与することを目指すことが選出の趣旨になっているとのことですが、この趣旨達成のために今年度についてはどのような取り組みを行うのかお伺いします。また、地元からの声として「蛇石から三級の滝への林道の入り口にしっかりした黒塗りのゲートがあるわけですが、普段は閉まっていて、トレッキングの方は山側の歩行者入り口と書かれた幅40センチメートルほどの、まさに隙間と言えるような所から三級の滝方向の林道に入る方法しかありません。地域資源活用観光モデルコースとしてのトレッキングコースとして、観光客を受け入れるにはあまりにもふさわしくない入り口と言えらると思います。もう少し幅を広くしてスムーズに通過できるよう森林管理署にお願いできないか、お伺いします。また、三級の滝入り口から三級の滝までの歩道について、危険箇所がないか、併せて点検が終わっているかお伺いしたいと思います。

○産業振興課長

3点ほどの質問につきまして順を追ってお答えを申し上げます。最初、今年度につきましてどのような取り組みを行うのかという点につきましては、引き続き平成29年度も地域発元気づくり支援金の採択を受けることができました。今年度は事業が行政の手を離れ、住民主導の下となるようにより実践的な後押しをしていきたいと考えている事業でございます。住民がノウハウを身に付けられるように専門家による観光ガイド要請のワークショップを7月、9月、11月にそれぞれ行いまして、住民主体のモニターツアーを開催して、実践の中で観光ガイドを養成していく予定です。また観光ガイド、季節の魅力、グルメ、それから宿泊などの情報を伝えるため昨年製作したルートマップのページを増やして増し刷り、増刷するとともに、おもてなしステッカーというのを作りまして、ご賛同いただける地元の店舗などに貼っていただきまして、おもてなしとなる場所の見える化を図っていく、このような事業を進めてまいります。2つ目のご質問の入り口ゲートの幅を広げて、もう少しスムーズに通過できるように森林管理署に依頼できないかという点でございます。

南信森林管理署はですね、今回の事業に関する地元の会議にも出席をいただいて情報共有を図っていただいております。蛇石付近にありますゲートにつきましては、これまでも観光振興の立場で改良を要望してまいっておりますけれども、他の国有林と同じ基準により設置しているため、現時点では国のルールに沿った管理を継続せざるを得ないというような森林官の回答を得ております。具体的に森林官が申されたのは、「自転車ならまだしも、中にはモトクロスバイクをですね、乗り入れて道路が荒れたり、またマフラーの熱で火事が起きたりする事例が別の国有林であったということで、現時点ではそういったものはですね、完全に解決できるような形でないと、ない中においては国の一律ルールに沿った管理形態を取らざるを得ないんですよ」というようなことを事例を交えて回答をいただいているところであります。また、次の質問でございます。三級の滝入り口から三級の滝までの歩道について危険箇所の点検はしているかっていうご質問でございます。町として危険箇所の点検については今年度まだ担当としては行っておりませんが、先週末の入山者からの情報によりますと大きな変化はなく、通行できるというような情報を得ておりますけれども、今後この6月の12日に予定するワークショップの前に地元の方々に点検をしていただくことになっております。また、崩落箇所などが万が一認められた場合にはですね、7月の17日の海の日に予定するトレッキングイベント、これが実践的な観光客受け入れのモデルとなるイベントでございます。この前に人力でできる程度の復旧を行っていきたいと考えております。以上です。

○小澤（1番）

今、3点質問に対して回答をいただきまして、最初の住民主導っていう点なんですけれども、なかなかまだ地域の人たちも知らない点があるっていうことで、すぐに住民主導っていう体系が取れないような気がしますので、その点十分配慮いただく中で順次、住民の方々が多く参加して主導的な活動ができるようなシステムを作っていただければ幸いです。またゲートの件については、やっぱり今、国のルールと言いますけれど、やっぱりあそこ行って正面見た時に真っ黒いのが立って

いるゲートですので、なかなか来た人たちもびっくりして入っていくのを戸惑うような姿ですので、これからも国の方に要望を続けていただければというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。三級の滝の方の歩道等、まだあんまり荒れてないという点ですけれど、ぜひこれから梅雨時期で荒れる可能性もありますので、十分配慮をいただければ幸ひと思ひます。次の質問に移りますが、辰野町観光協会の横川溪谷に対する関わりとあり方についてお伺ひします。新聞報道等でご存知のように、県の企業局による横川ダム発電所の建設も他の地域に先駆け、今年度設計業務発注、来年度工事着工とのスケジュールも示され、発電所、建てやについては秋の紅葉等、周囲の観光的要素に配慮したものにしたいとか、道路関係においても今年度、県道川上唐木沢線を延長する形でダム管理事務所までの町道を県道編入し、県の管理としていただくなど横川溪谷の観光面での県の配慮を伺うことができます。このような県の取り組みに対し、地元である辰野町も県と連携を密にし、新日本歩く道紀行100選に応募した目的である、町を代表する観光地としてこの横川溪谷を広くPRできる環境づくりを進めていただきたいと思ひます。それには辰野町における観光事業の振興を図り、もって辰野町の発展に寄与することを目的とし、本年度事業計画として、広域観光推進に向けた連携を強化していくとともに、新たに都市交流の研究を進めインバウンド観光への取り組みも行うとし、役場に事務局を持つ辰野町観光協会が関わる必要があると思ひますが、検討していただけないでしょうか。お伺ひします。

○産業振興課長

観光協会が昨年度にこの横川溪谷のトレッキング関係に関係した事業としましては、昨年7月31日に行われました第3回横川の蛇石のイベントへの、これは後援ですね、それから10月30日の第21回横川峡紅葉まつりへの後援などでした。平成29年度の観光協会の事業計画の中には観光ボランティアガイドの育成、横川溪谷の整備、それから具体的な観光ルートの開発などが盛り込まれております。したがってこれらの趣旨に沿った関わりを観光協会として果たしていきたいと考えております。そ

の中でまず具体的に今年度は先ほどご案内申し上げました、地域発元気づくり支援金事業で採択をされました今年度の事業名は「観光資源活用観光モデルコース開発事業」これに観光協会でもですね、事務局を担う立場としましても取り組む中で、住民が参画したワークショップやモニターツアーなどのノウハウを事務局的にも学ばしていただいて、町内の他地域でもそういった、そのそれぞれの地域で誇る観光コースがあるわけですので、そういったものの開発に生かしていきたいというふうに考えております。それから広域観光推進に向けた動きとしましては、観光による地域づくりを推進する動きが加速化しております。官と民がですね、業種の枠を越えて、地域全体の観光施策を一元的に担う組織であります「DMO」というものの設立をめぐるまして上伊那広域で検討が進められております。その中で課題となるのが観光客の受け入れ態勢の基盤整備でございます。具体的には、横川溪谷原生林トレッキングコースを代表とするような町内の観光コースの整備、それから民泊などの宿泊施設や農業体験プログラムの充実、それからおもてなしの大きな要素である食とかグルメの開発。そういったものの全ての情報発信などさまざまな受け入れ態勢を整備することがこれから辰野町でも求められてまいります。これらの課題解決に対して、中心的な役割を果たすのが観光協会であると思っております。このような観点から具体的に今年、事業化をいたします横川溪谷に対しても取り組んでいきたいと考えております。以上です。

○小澤（1番）

今、観光協会も積極的に取り組んでいただくというふうに理解させてもらいました。今、国、それとも県も広域観光っていうのが非常に重要な位置付けになっておりまして、地域の活性化においても観光っていうのが欠かせないというふうに進められておりますので、ぜひ、そのような観点から横川溪谷、また町の観光について広域的に取り組むような活動を観光協会としてやっていただければというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に3点目の質問に入らせていただきます。荒神山へのオアシス型スマートイン

ターチェンジの設置についてお伺いします。この質問は昨日、中谷議員さんも質問し、町長さんは「今はその時期ではない」との答弁をいただき、その後の質問者であった堀内議員さんの2期目の決断の質問に対し、「今限りで」という回答をいただいたことから、中谷議員さんと同じ回答かなと思いつつ、もしかしたら今日は1日、昨日から1日経っておりますので「庁内に検討委員会を設置する」との回答をいただくことができるかもしれないとの希望を持ちながら質問させていただきますので、よろしくお願ひします。このスマートインターチェンジにつきましては町政懇談会や東県道の朝夕混雑している竜東地区の人は当然ながら、他の地域の人も望んでいるという町民の方のお話を聞く中で、3月議会の一般質問において、荒神山をハイウェイオアシスとした辰野スマートインターチェンジの整備のための協議会を設置する考えはないか、お伺いしました。したがって3月議会の答弁を踏まえての2回目の質問になりますが、よろしくお願ひします。3月議会における平成21年ごろから平成25年にかけての調査研究、その後の経過も含めての答弁をいただく中で平成26年12月議会の際の答弁のとおり、「道路整備については身近な道路の改修や地域の補修等にお金を回してほしい旨の要望の方が多いということ踏まえ、今は設置の時期ではないとの結論に達し、今日に至っている。したがって今、やめたわけではなくて、今はその時期ではないとの認識はその当時と変わっていない」との答弁をいただきました。おかげで、3月議会の際にも申し上げましたとおり、町内の生活道路は大きく改善されたことは明白であり、町長さんの決断の賜物と思っております。しかしながら、国道や県道の現状を見た時、例えば羽場の交差点の改良により、交通渋滞が若干改善されたとはいえ通勤時間帯の伊北インター周辺の辰野方面、伊那方面とも渋滞は解消されたとはいえない状態ですし、時間を気にする車が狭い生活道路に入り、事故が起きないのが不思議な状態です。同じように東県道における朝夕の混雑も相変わらずの状態が続いております。このような状態を長く放置することは、物流の効率化を阻害するだけでなく通勤の利便性を求めている若者世帯の流出を引き起こし、ひいては地域の衰退につながりかねないと危惧す

るものです。これら通勤時間帯等の交通渋滞を解消するためにも伊北インターや周辺道路の安全かつ円滑な交通の確保、インターチェンジアクセス時間の改善。災害の恐れのある一般道路の区間の代替。地域活性化施策の支援など十分な社会便益を得ることができ、国が推進しているスマートインターチェンジの設置が必要と思います。本日の荒神山のウォーターパークの後利用について、町長さんは「未来につながる施策と考えて、今までの経過を踏まえ決断した」との答弁をいただきました。このインターチェンジにつきましても、同じように未来につながる施策と思っております。そのための検討委員会、庁内の検討委員会の設置をお考えにならないか、再度お伺いします。

○町 長

はい、小澤議員さんにお答えをしたいと思います。スマートインターチェンジ、前回、3月に続いてのことですけれども、今までこうやった話が続けられてって言うんですか、検討されてきてまして本当にそれができればすばらしい、こう渋滞解消につながるでしょうし、地域の発展にもつながる。そういうことは間違いないだろうとそんなふうに思います。申しておりますように、私の任期の中ではそういったこと実現されないわけですけれども、そういったことをこれからも検討していただいて、どういうふうな形でいくか分かりませんが、議論をしていただくことは良いことではないかと、こんなふうに思います。以上ですが、よろしいでしょうか。

○小澤（1番）

次期に任せるって話をいただきました。ちょっと酷な質問かもしれないんですけど、そのような点で町はどのような情勢って言いますか、町が状態になった時に設置時期というふうに考えるか、改めてお伺いしたいと思いますが、このスマートインターチェンジの整備促進にあたっては、長野県知事を会長にした9つの自治体で構成している長野県スマート追加インターチェンジ協議会があり、これに辰野町も参画しているということを3月議会の折に答弁いただきました。また、この長

野県スマート追加インターチェンジ促進協議会の促進により、県内の状況は開通したスマートインターチェンジが佐久平、姨捨、梓川、小布施の4ヶ所。工事中が小黒川、駒ヶ根、座光寺の3ヶ所、準備、調査箇所が筑北、諏訪湖の2ヶ所、これらは全てサービスエリア、パーキングエリア接続型であるということ。また、現在、若穂のバスストップ、屋代のバスストップ、先ほどの姨捨のスマートインターチェンジの改築の4ヶ所となっているとの答弁をいただきました。このように、スマートインターチェンジの設置により将来的な土地利用の可能性、産業や観光の振興が期待されることから、高速道路を持つ多くの市町村が設置に向けて取り組みを進めていますが、辰野町においてはどのような情勢になった、状態になった時に設置時期と考えるのか、今の状態のことを頭に入れていただく中で、町長さんの個人の考え方もって結構ですので、お答えいただければと思います。よろしくお願ひします。

○町 長

個人的にっていう話も出ましたけども、今までって言うんですか、前回にスマートインターチェンジのその利用の見込みだとか、利便性だとか、いろいろの中でどうしても私が気になったのが、今ある伊北インターからの距離の問題と、その兼ね合いと、あと、広い所に通る、造るのと、狭い所でもって造れば残る所がいくらかもないじゃないかってこんな思いもありました。もう1つ、しいて言いますと利用って言うんですか、前提の数字がですね、造ることを前提にした数、合わせって言うんですかね、そのための数字ではないかなって。実際にできてから全体を利用する人が極端に増えるとはちょっとどういう考えか、って言うか、すんなり理解できないっていうものがありましたので、もう少しそういったものが現実問題として効果があれば素直に考えれたかなって今では思います。ですから、また違ったことになればそれはそういうことだろうと思います。ただ、私の場合はそういうことで地域のものでできるだけ少しでも早くやりたいっていう思いがありましたので、こういった結果になりましたけれども、それはそれでまた考えていければ、いかなけ

ればいけないことだろうとこんなふうに思っています。具体的にどういうふうな条件になればそれがまた違うかっていうのについては、ちょっと私では分かりかねるところがあります。以上です。

○小澤（1番）

丁寧な回答と、思っているものを聞かせていただきました。本当にありがとうございました。以上で質問を終わります。

○議長

進行いたします。質問順位12番、議席12番、垣内彰議員。

【質問順位12番 議席12番 垣内 彰 議員】

○垣内（12番）

6月議会の最後の質問者となりました。相撲で言えば、「6月場所千秋楽、結びの一番！」いうこととなるわけですが、昨日の加島町長の発言を受けて、かなり動揺いたしておりまして、昨日までは正面から思っきり当たっていかうと思いましたが、今はとりあえず立会いで待ったをして、仕切りなおしたい、そんな心境であります。一番に予定いたしておりました質問原稿は昨日、昨晚、書き直しざるを得なくなりまして、2番についても、果たしてここで質問する意味があるのだろうか、悩んでいるところではありますが、まず、昨日町長は「夢を語る方が町長に」とおっしゃいましたが、私は今現在、辰野町がそうした夢を語る前提条件がまだまだ整っていない、そんなふうに思っております。不出馬を決めた要因は何であったのか。議員だけでなく、町民にも納得できるご説明をお願いできないでしょうか。

○町長

はい、垣内議員さんにお答えをいたします。大変、ご迷惑をおかけしましたことを心よりお詫びを申し上げます。不出馬の細かい理由っていうんですか、そういったことについてはですね、個人的なこともございますので、新聞というんですか、昨日申し上げたことにまあ尽きるっていうんですか、そういうことだろうと思いま

すけれども、私が当初、町長職に就かせていただく時に申し上げて、「何とか地盤固めをしたい、将来に向かっての地固めをしたい」こんな思いを申し上げました。いくつか、まあ申し上げたところでありますけれども、ほとんど大きなものはできませんでしたが、ある程度、私が目標としたものには緒に就いてきた、こんなふうに思います。道路だとか、医療だとか、いろいろ多くのものは、まだ緒にも就いていませんけれども、そういったものを除いて自分自身が考えた時に、これから次、将来の町を考えた時に私が自分の持っているこのカラーっていうんですか、殻を打ち破っていかないと次に向かって進んでいくことは、なかなか厳しいだろう、こんなふうに思いました。ですからそういったことを考えると、新しい、また考え方で、しっかり将来を見据えて腰を落ち着けてやっていくことが重要ではないかと、こんなふうに考えたところであります。どういうふうに言ってもですね「これがそれならそのとおりだ、分かった」っていうお話にはならないかと思えますけれども、4年間という期間を考えますと体力的にも、どこまで自分がその全うできるかっていうことに対しては、やっぱり不安が残るっていうこともございますので、そういったこと考えれば、かえってここで出ない方が良いんじゃないかって自分なりに考えたところであります。それが正解かどうか分かりませんが、私としては最大限の考えを持って結論に至ったとこういうことであろうかと、こんなふうに思っています。

○垣内（12番）

あの、基本的には自分は今、これからの4年間を辰野町を担っていくには荷が重いと。で、ほかの能力のあるものが就いた方がよかろうと、いう判断だったのかもしれませんが、そういう判断も一部にはまあ、正しいと思われるところもあるかもしれませんが、どう言ったらいいんでしょう。私ずっと、町長と数えてみますと14か15回くらい、今回で16回くらいになるかと思うんですが、いつも全体計画は？だとか、戦略は？とかいうような話ばかりさせていただいたんですが、私も町長も戦略家ではないっていうのは、よく自分自身分かっていますし、町長と相通

ずるものがあるなあという思いはいつもしています。我々は何て言うのかな、理系の人間特有の、どう言うんでしょう。テクノクラートって言うんですかね、与えられた命題に対して最小の人、もの、金で最大の効果あげるためのプログラムは何かっていうこと、まず結論から考えてしまうという悪い癖があります。私はいろいろな仲間からさんざん批判されて、効率よくイベントを立ち上げて「ほら、みろできたじゃんか」って一人でもできるんです、そんなもん。で、やってみせてさんざん叱られました。「あんたは、このイベントの目標を見失っている。何のためにこのイベントをやっているか分かっているのか」友だちも去っていきまじし、自分自身も落ち込んだこともありました。ただ、テクノクラートが一番大事にしなきゃいけないのは、何のためにそれをやるか、理念の部分だと思うんですね。私は多くの友だちからそのことを学んだので、町議になって最初からずっとそのことだけと言ってきたつもりです。町長といつも平行線になってしまうなあと感じているのはその部分だけだと思うんですよね。いい町にしたい、最大の効果がある施策を何とか編み出したい。で、頼りになるこのスタッフでどれだけのことができるか、それがやっぱり我々テクノクラートのさがって言うんですかね。うん、それだと思うんですよね。夢を語れないというふうに私がもし批判していたとしたら、謝りますし、そんな意図は全くありません。最初に通告した「攻めと守りって、分類してみてください」って言ったのは、たぶん町長はほとんどの施策を守りと分類するだろうと、読んでのことです。でも考えてみてください。今まで前職ができなかったことを手をつけたわけですから、それは守りじゃないです。一見、守りに見えますけども、明らかにそれは戦術的には攻めの方、施策だなあと思うわけです。そのことを言いたくて通告しましたが、残念ながら昨日あいつの発言を受けて、これはどうしても議員として、あるいは町民として翻意を促すために、もう一度考え直してもらいたい、意思是しっかり届けなきゃいけない、思うに至りました。まあ、「じゃあ、あれは取り消します」なんていう話にすぐならないのは分かっています。ただ、状況を見て、例えばひと月ゆっくり考えていただいて4年間の自分の姿が見えてくる

まで結論を延ばしていただく。9月議会の始まりまで待たっていいじゃないですか。どうですか。

○町 長

大変、ありがたい言葉をありがとうございました。まさに、そうやって言っていただけのも、皆さん方のご提案をいただいたり後援会の皆さん方からいろいろのご支援いただいたり、また、役場の職員の皆さん方から多くの知恵を出していただき行動に移していただいた、こんな結果だろうと。本当に感謝を申し上げたいと思います。まあ、今、垣内町議さんからお話がありましたことごとについて、私も確かに守りをしっかりというような形をとってきた、こんなふうに思いますけれども、最後のその言葉を前言を撤回するっていう将来的にわたってっていうことは今のところじゃなくて、いったん言葉を出したことは、もうどんなことがあってもっていうことありますので、ぜひ、ご理解をいただきたい、こんなふうに思います。皆さん方、本当にご迷惑をおかけしたことに申し訳なく思っておりますが、感謝を申し上げたい、こんなふうに思います。ありがとうございました。

○垣内（12番）

まあ、公の場であまり重い決断を覆すようなことは無理かと思えますけれども、これ以上、留意しても駄目かもしれないですけども、ただ、残り期間とにかく、その気が変わってくれないかなあ、という気持ちで応援させていただきます。あの、先月の5月の14日にですね、まあ身内の話で恐縮なんですけど小澤瑤生とホン・ソヨンの世界ライトフライ級のタイトルマッチを町の方々20名近く、バスで応援に駆けつけていただきまして、私も、ほとんど写真を撮ることに集中していたんですが、ファインダー越しに彼女の戦い方っていうのは観てたんですが、まあ判定は2対1っていうことだったんですが、写真で見る限り「やられっぱなし」っていう印象でした。7回までほとんど有効な手が出ないような印象を持ちました。しかし、8回、9回、そして最終ラウンドと何て言うんですかね、力の限りを尽くして、もう血みどろの死闘ですよ。あれをみて、すごい勇気を貰いました。甘えてちゃいけ

ないなっていう、変な、変な気持ちが湧き上がってきまして、それが格闘技のなんかこう、ニュアンスって言うか性格かもしれないんですけども、特徴かもしれないんですが、今度、多分6月の12日ですか、町長にお会いできるような話も聞いておりますが、できれば、そういった彼女の生き様を見ながら勇気をもっといただけたらなあと、淡い期待をしながら次の質問に移らせていただきます。

次、スマートインターについてなんですが、先ほど小澤議員の方からもいろいろ条件なんかありましたけれども、その今、計画を進めるにあたって障害になっていることとかですね、どういう条件が整ったらということ、ここで話聞いてもあんまり意味がないかな、思いますので、経過だけを再確認したいと思うんですね。で、そもそもは平成21年の5月30日の東京朝日会の総会の挨拶の中で、元首相秘書官だった飯島氏が「地元が結束して要望すれば、荒神山付近でのスマートインターチェンジ設置できる可能性はある」というふうに答弁したのが、どうも始まりだったように思います。で、その平成21年、それが5月の話ですから平成すぐだと思うんですけども、平成21年6月の議会で中谷議員の質問に答えた当時の矢ヶ崎町長がその発言に至る、あるいは発言にまつわる経緯について非常に興味深い答弁をされていますが、まあ、それはまた議事録を読んでいただければと思います。で、退任間近の平成25年9月の議会にスマートインター設置のための調査費を補正予算で計上しています。で、これについては根橋町議が残任期間がわずかとなっているその時期にそうした調査をする意義は何なのかということで質問をされています。で、矢ヶ崎町長は周辺町村も調査検討に入っている時期に、町長の期間というのは関係ないと。とにかく今調査して先手を打っておかないと乗り遅れると言ったかどうか分からないですが、とにかくその町長の任期とは関係なく調査だけはしたい、ということで議会もそうした補正予算を通したと思われまます。そこで、その後のですね、まあ翌年の平成26年の2月ですかね、回答が得られたと思うんですが、その調査回答を得るまでの経過って言うんですかね、調査機関はどこで、それにかけた調査費、これ構想設計もされているんですが、3案について検討されているようなんで

すが、そのへんの調査費も含めて時系列でお答えいただけたらと思います。

○建設水道課長

はい、今議員さんの方に質問されました経緯でございますが、ちょっと手元に調査費どのくらいかかっているかかっているというのございませんので、後でまたご報告させていただきますが、3案検討させていただいて、そして荒神山の周辺にですね本線直結型のスマートインターを総額18億2,000万円という試算が出ております。その案がその3案の中で一番良いという、そういう結論にはなっております。そんな形でその当時の調査の結果を発表させていただいた経緯がございます。よろしくお願ひします。

○垣内（12番）

そうすると、調査期間というのは9ヶ月ぐらいですか、1年かかってないですね。

○建設水道課長

あの、期間についてもですね、正確なものを確認してご連絡しますので、今ちょっとここではお答えできませんが、短期間でやったことは確かでございます。それで、町長の任期に関係ないということで、先ほど議員さんの方も言われましたけれども、その後、加島町長に代わりまして、それこそスマートインターでなくてですね、生活道路を優先ということでやらさせていただいております。それで29年度におきましても、町道61号線、小横川線でございますが1億何がしの総事業にかかるわけなんです、その中で今年半分の予算、国の補助金をいただいている事業費になっております。そんな形で生活道路をとにかくやらなきゃいけないということで、今まで道路行政やってきてましたので、そちらのスマートインターをやるんでなくて辰野町としましては、東京行くならそれこそ諏訪インターを利用して、長野行くなら、塩尻インター、名古屋行くなら伊北インターというような形で3方へ行ける本当に良い立地の地形になっております。ですから少しでも早めに出ていただいて、スピードを出さずにですね渋滞を回避していただくというようなことを町

民の皆さん、また理解していただければ何十億というお金をかけずにですね、いろんな方向へ通行できるような高速を利用できるような立地になっておりますので、そんな形をお願いしたいかなと思っておりますし、今までスマートインター、またハイウェイオアシスの関係についてはですね、一切検討をしてございませんので、その当時の検討結果をもって議員の皆さんにも説明しましたし、町民の皆さんにも説明したような経緯がございますので、ご理解いただいて、それこそ新しいリーダーができたところで、また議員さんの方で説明していただければありがたいかなと思っております。

○垣内（12番）

先日ですね、国交省の国道事務所ですかね、で少しお話を伺ってきたんですが、スマートインター維持にやはり4,000万円ぐらいはかかるらしいです。なのでネクスコとしてもスマートインター造ることによって利用者が増えて4,000万円ぐらいプラスしてこないと、という見積もりが、筋書きができないといくら辰野町が欲しい、ここが良いと言ったところで難しいというようなお話でした。そうしますと、ただ単純に出入り口を辰野市街地近くに造りたいっていうだけでは、パイの取り合いになるのは目に見えてますので、どうしても外から観光客なり、商工業の仕事で来る人たち、ビジネスユースの人たちを増やすような、何か仕組みがない限りただ単純にスマートインターだけで単独で造るっていうのは難しいかなというような印象を持って帰ってきました。やはりリーダーの決断があって、で、トップダウンかプロジェクトチームでの結論出すような形で荒神山の再開発と合わせた形で、ハイウェイオアシス併設型のスマートインターでない限り、そのプラス効果っていうのは期待できないんじゃないかと。それで、「そうすることが辰野町にとってこれから、プラスになるね」っていうような町民の合意がまず必要ですし、そのための具体的な検討っていうのはそんなにすぐにはできないと思うんですが、やる必要は私はあると思うんですね。着手する、しないはともかくとして計画の実現性っていうのは検討するに値するものだと思うわけです。で、町長にお聞きしたいんですけれ

ど、ここでリノベーションでウォーターパークがきれいになります。で、動線等を整理すればあのコンテンツ、荒神山周辺にあるスポーツ施設、それからホテル、美術館、それから遊具、芝生広場、多目的広場、でジョギングコース、様々な宝物があそこにあるんだけど、いかんせんアクセスが悪くて外から人を呼び込めない。ここを町内の若い力をですね集めて、絵に描いた餅でもいいじゃないですか、何かあと3ヶ月、4ヶ月の間に「ちょっと計画を出してみろ」という気はありませんか。

○町 長

はい、ちょっと私もそこらへんのところは考えていませんでしたけれども、ハイウェイオアシスという話はかつてに聞いたことありましたけれども、多分、たつの海も潰すぐらいにしないと開発はできないだろうなあ、そういうふうに思います。そうすると荒神山団地だとか、片面だけでもそれがいりますので、両方からっていうとオーバーハング造るか、地下を掘るか、そうでなければ両側に造るかっていう話になると、何かあんまり壮大すぎてちょっと実現が難しいんじゃないかって。教習所の跡地をもし考えているなら、教習所は駐車場の半分ぐらいにもならないだろうなってこんなふうに思いますので、今の荒神山のことを考えるとパークホテルぐらいいきっし、向こう奥ぐらいいきし残らないかな、こんなふうに考えるとちょっとハイウェイオアシスそのものはどっかに無理があるかなってこんなふうに思っていました、十分収まる範囲であればいいかなとも思いますが、ちょっと私はあの何とも言えません。

○垣内（12番）

やはりテクノクラートだなあと 생각합니다。私もやっぱりハード、実現性っていうんですかね、すぐブルが入って工事して、何つくって、これつくってっていうふうな方向に頭いっちゃうんで、絵を描く前に「ここにはできんだろう」というような結論を出しがちなんですが、そこをですね、空間を何とか3次元的に使ってうまく、うまくっていう言い方おかしいんですが、費用を抑えた形でそういったその外から人が来ても荒神山に入りやすいような、で、何て言うんですかね、一発逆転

じゃないですけども、スマートインターだけでなく取り付け道路がまたその、生活道路の問題解消にもつながるような一石二鳥みたいなアイデアをこう積み重ねていって、うまい手ができるんじゃないかな。で、自分一人では今、これがあるじゃないかって見せることができないんですけども、若い人たちのアイデアをそれぞれ市内の知恵を結集して出していく、私は必要がある。繰り返して何度も言うのもあれなんで、それ以上は言いませんがいつか機会があれば、またハイウェイオアシス併設型のスマートインターの実現性について、もう少し自分なりに考えて提案をし、質問をしていきたいというふうに思います。

それで、3月の議会で時間切れというか、うっかり私しまして、1つ飛ばしてしましまして、川島小学校についてなんですけど、3月議会での一般質問では、そのどういふんでしょう。町民憲章の精神から多様性を堅持するまちづくりを基本に目標を設定して、その目標を実現するために現状の川島小学校に何が必要かっていうのを考えていくという、逆のベクトルの筋道、考えの立て方っていうのもあるんじゃないですかっていう話をさせていただきました。で、その後ですね、例えばその移住定住で、川島地区にIターン、Uターンの人たちを宣伝するっていうか、誘い込むって言うか、呼び込む活動の中で川島小学校の存在っていうのは有利に働くか、不利なのかっていうところを教育長と担当課長にお聞きしたいんですけど。

○地方創生担当課長

ただ今、移住定住に関してということでしたので私の方から町の方に移住関係の情報誌とか、ホームページで情報を得て移住の相談があった場合の対応について、まずご説明を差し上げたいと思います。空き家バンク登録物件を案内をしております集落支援員、地域おこし協力隊の方に確認をしましたところ、3点移住者の方には説明をしているとのこと。1点目は川島地区には小学校があること。2点目はその学校が小規模校であること。3点目としまして、小規模校でありますので今後の存続を含めたあり方の検討を現在行っていること。この3点を説明しているということでありました。以上です。

○教育長

はい、垣内議員の質問にお答えをしたいと思います。教育委員会としましては特に移住希望者へ川島小学校のことについては特に説明はしておりません。昨年度の後半、10月以降ですけれど川島小学校には学区外、あるいは区域外も含めて3名の転入児童がございました。この保護者にはいずれも私の方から、川島小学校の現状と今後の見通し、今後の見通しってというのは卒業まで川島小学校に在籍する、在籍できるという保障はありません。とストレートにこう伝えてございます。いずれも保護者からは了解を得ているところでございます。で、議員質問のそのね、移住定住の問題と学校とのこの関係ですけれど、学校はあくまでも児童生徒の学ぶ場所であって、教育委員会としましても児童生徒にとってよりよい教育環境はいかにあるべきかっていうことをこう考えるべきだと思っているんですね。移住定住の施策だとか、あるいは地域のために学校だとか、子どもが振り舞わされるようなことがあってはならないと、こうに考えます。移住定住問題と川島小学校の問題は教育委員会としてはこれ切り離して考えるべきだと考えます。以上ですが。

○垣内（12番）

ほぼ、納得できる説明であったんですが、地域の問題と学校の問題を切り離すという今の教育長のお話は、ちょっと納得がいかないところがありました。地域と学校というのはやはり切り離せないものじゃないかな、私自身は思っております。で、その地域、地域の文化や伝統、暮らしぶりっていうのも、狭い辰野町の中にあっても区によって微妙に違いがありますし、で、若い子どもたちが辰野の中規模校、大規模校の一色に染まるっていうことを望む父兄もおられますでしょうし、それを望まない人もいらっしゃるじゃないかなと、私は思っています。それこそが個人の、個人個人の個性を大事にする多様性に富んだ、一人ひとりが輝くまちではないかなあとと思います。お互いの違いを認め合うところから、いじめはなくなりますし、自分と違うものを排斥することでヘイトスピーチや何か生まれてきますから、そういう意味では子どもの頃から、お隣の人、私と違う、どうしてだろうというような疑

間を学校の中で先生と一緒に考え、解決していく川島小学校の現在の様子っていうのは、もし仮に私が障がいを持つ子の親だったり、あるいは息子が障がいを持つ子の親だったりした時に間違いなく、「川島小学校見て来い」僕は言うと思います。で、もちろんそんな学校にするなっていう意見も分かります。それこそ相手の意見、立場、考えを否定しない、そういう多様性を堅持する町に育ったからこそ言えることだろうと思います。そこで、最後の質問になるわけですが、何が何でも残せという意見は反対です。無理なものは無理です。それは分かります。その時に不可逆の結論を出すのか、将来に条件をつけて、こうなったら再開できるよねっていうような結論の出し方っていうのはできるんでしょうか。っていうのも、児童園ですか、保育園がなくなってしまった時に、あれはもう不可逆でもう二度と戻らない、それも施設も違うものに変えられてしまったので児童館は無理だっていうことですよね。で、川島小学校が仮に大規模校に統合されるということになったとしても、例えば夢のような話なんですけれども、川島ににぎわいが戻ってですね、で、20人、30人の子どもたちがあの谷筋で生まれ育ち、暮らしていくようになった時にもう一度、川島小学校の灯を点けるというような道を残すというような手はできないでしょうか。

○教育長

はい、垣内議員さんの言われるその学校のあり方だとか、理想とするその教育のね、というものは私も理解できます。そして議員言われましたけどね、地域と学校とは切り離せないと思う、私もそう思います。地域と学校、これは辰野町の小学校、中学校も含めてですけど、ずっと長い時間の中で地域と学校とが非常に密接に連携をしてきております。小学校、中学校の教育活動のかなりの部分を地域の方々がボランティアとかっていう形で支えていただいているっていうのは現に事実としてこうあるわけですのでね、やはり辰野町の学校っていうのは地域とは離せない。ですから何回もこの議会でも答弁させていただきました文科省だとか県教委のような、この基準ではそのままストレートに町ではいけないじゃないのかな、とこうに言っ

てきたところでございます。ですが、その地域と学校とを切り離せないわけですが、今現在起こっていることは何かというと外からは何人か入ってきます。これ事実でございます。ですが、その地域と学校との結びつきである地域の子どもが、いなくなってしまう、外へ皆、出てしまうという部分を見た時にこれはもう、一線を越えているのではないかなというふうに私は、と言いますかね、町の教育委員会は理解をしているところでございます。学校と地域と常に結びつきがあるわけですから当然地域と、川島地域と川島小学校というのも、強い結びつきはあるわけですが、現在その段階で地域の子どもがもう離れていくというこの現実をどうするのか、ということですね。やはり川島小学校は川島地区の学校だろうなと思うんです。以上ですが。

○垣内（12番）

ですから、夢のような話ですけれども川島である程度人口が増えての話、仮定の上での質問には答えられないって言われればそれまでなんですけれども、例えば20人確保できれば例えば何年以内に20人になれば川島小学校を存続させるよっていうような、何かこう数字的なボーダーラインってというのが示してもらえれば地域の人たちも何か行動を移せるんじゃないかな。今、目標を失って望みだけ、残ってほしいってということだけを声高に叫ぶお年寄りたちかなり多いわけですけれども、若い人たちが、じゃあこうすればっていうような道筋も見出せないまま、何とか自分の子どもだけはここの学校で卒業させたいって一心で守っているように思えてなりません。その時に、もし、このボーダーラインを越えられたら希望あるよっていうような道筋が示せたら若い人たちも年寄りもそれに向かって協力し合うかもしれない。あそこがそれぞれの耕地が自主独立でなかなか一つにまとまりにくい、そういう地帯的な特徴あるわけですけれども、皆が同窓生ということでこの学校を守ろうってことで一つになれば、それは一つの辰野町の地域の活性化の一つのモデルになるんじゃないかなっていうような気もするわけです。どうでしょうか。

○教育長

議員の質問にこう適確に答えられるかどうか、分からないんですけど、今議員提案されたことっていうの私、あの頭に描いたこともなかったことですのでね、ここでどうこうっていうことを今話せる段階ではございません。議員がそういう意見を述べられたということは、私承知しておきたいなあと思います。ただ、飯田、下伊那のような自治体と辰野町との大きな違いっていうのは、確かに川島この谷の中に入って行くわけですけど、車で10分ていえば役場まで来てしまうという、こんな近い距離であるんですね。飯田のような所は飯田の市街地から同じ飯田市内の小学校であっても車で1時間半も2時間もかからなければいけないというそういう学校であるわけですね。そういう大きな違いがあって辰野町は川島であっても今言ったように10分くらいで来れてしまう。そして川島も含めて多少の差はありますが似たような教育、地域とともにこう歩んでいる学校っていうのは川島小以外の全ての小中学校同じようにやっておりますのでね、ほぼ同じような教育はこれからもできるのではないかなというふうに、私は思っているところでございます。回答になっておりませんが、以上です。

○垣内（12番）

時間になりましたので、質問は終わりにしたいんですが、私あの、彫刻が好きで高村光太郎を特に好きなんですけれども、光太郎は彫刻と詩もたけていますよね。で、光太郎の詩の確か「智恵子抄」に載っている一編だと思うんですが、智恵子をなぐさめる詩の一節にですね、「必然の理法と、内心の要求と、叡智の暗示とに嘘がなければよい」という一節があります。これあの私自身、座右の銘としていつもその3つに照らして事物を考えて行く末、自分の進むべき道を迷った時に光太郎のその文言に立ち戻って考えるわけですが、「必然の理法」っていうのがあります。それは人がいなくなりや学校はなくなる。金がなくなりやあ、何もできない。それは必然の理法です。しかし、「内心の要求」っていうのは、それとは違うものがある。内心の要求はふるさとを残したい、この学校を残したい。内心の要求はあります。プラスマイナス、ゼロです。そこで残った「叡智の暗示」です。叡智の暗示はどう

なのか。そのゼロになったところで何か目的を達成するためのいい知恵っていうのを考えるのが人間の良いところだと思うんですね。ぜひ、必然の理法に囚われるのではなく、内心の要求ばかりに囚われるのではなく、叡智の暗示に素直に心を傾けてもらいたい。思って質問を終わります。

○議 長

以上で一般質問は全部終了いたしました。よって本日はこれにて散会といたします。大変ご苦労さまでした。

9 . 散会の時期

6月6日 午後2時 59分 延会